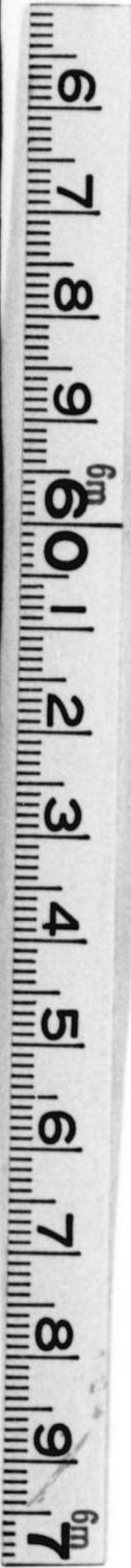


335. 3-177イウ  
1200500738432

335.3  
I.771

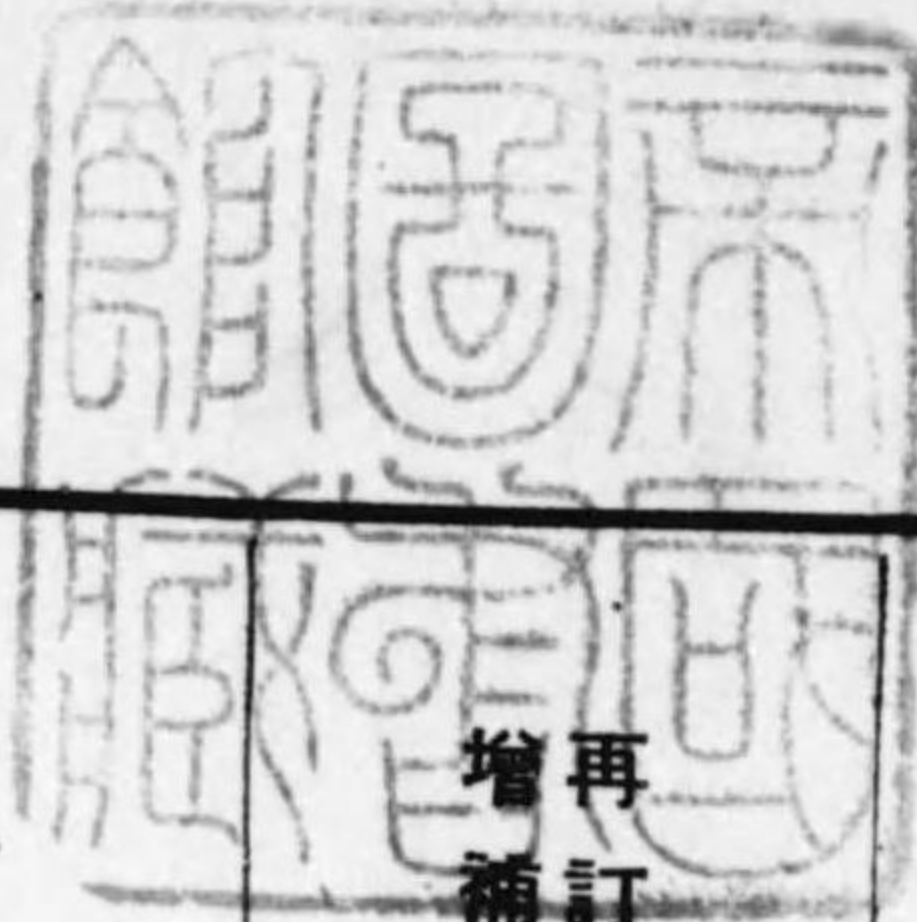


始



226<sup>v</sup>

335.3  
I.77 1



石卷良夫著

再  
增  
補  
訂

會社經理統制令精義

東京 文雅堂藏版



027  
11x

E

### 再訂増補版序

本書の第一次改訂増補版が公刊されたのは昭和十七年九月二十日である。然るに大東亞戦争の進展に伴ひ、我が國は彌々宿敵米英撃滅の決意を固めて、凡ゆる經濟力を戦力増強の爲めに集中動員し、國家總力戦態勢の確立に邁進せねばならぬ。斯かる時局の要請に即應して、會社經理統制令も種々の改正が行はれ、又、其の規定に基く幾多の關係法規も、踵を接して制定せられてゐる有様である。此の秋に當つて今一度本令を見直す必要が痛感される。大東亞戦争下に於ける會社經理統制令は、最早や區々たる配當制限や給與適正化にのみ存する勅令ではない。其の目指す所は更らに一段と高きに至つてゐる。國民經濟の安定均衡を確保し、戦時經濟秩序を維持すると云ふより高次の指導理念が、本令に對し有機的統一的綜合體としての新性格を與へたことを知らねばならぬ。

著者は此の第二次改訂増補版の爲めに、努力を惜まず全面的な改訂増補を施したか

ら、前回の改訂増補版に比して著しく新味が加はり、且つ頁數も増してゐる。勿論、夫れは單一なる二勅令としてではなく、臨時資金調整法、企業整備資金措置法、軍需會社法、統制會社令、國民貯蓄組合法、原價計算規則、會社固定資金償却規則等の諸法令との關聯性をも指摘し、戰時經理統制の重要な一環として、綜合的見地から其の諸規定の持つ意義を確認する爲めに力を注いだ。今日の會社經理は最早や會社經理統制令を知るのみでは充分でなく、之に關係を持つ他の法令をも明らかにして、其の多岐多様に互る統制手續を知悉することは、執務者にとつて容易ならざる努力を要するのである。本書に依つて幾分にも其の勞苦を輕減緩和することが出来るならば、著者の欣懷これに過ぐるものはない。

昭和十八年十二月

著 者 識

### 改訂増補版序

會社經理統制令が発令された當初は、一般事業界に非常なる衝撃を與へ、資本家は其の前途に不安を抱いて戰々恟々たる有様であつた。然るに當局の倦まざる努力に依り、今や其の趣旨がよく民間にも徹底し、頗る圓滑に施行されてゐることは邦家にとりて一つの大きな喜びである。

昭和十六年十二月八日に於ける對米英宣戰は、我が國の戰時經濟を新段階に移行せしめ、驚くべき戰果の擴大に即應して、大東亞共榮圈の確立に邁進しなければならなくなつた。従つて會社經理統制令の性格も最早や其の制定當時とは異り、大東亞戰爭の目的完遂の爲に運用されて、企業統制の強化と緊密なる關係を保ちつゝある點を看過することは出来ない。久しく其の實施を見合はせてゐた一部の諸規定も已に之に要する準備を完了し、原價計算其の他の實施せらるゝ運びとなつたから、會社經理統制令に依る經理統制は今や全面的に強化されんとしてゐる。配當制限や給與の調整のみ

が會社經理統制令の目的ではない。其の目指す所は會社經理全般に對する指導統制であつて、各種事業會社が本令に示揚される指導精神に従ひ、國民經濟に於ける責任を分擔して、國家目的の達成に協力する爲には、先づ以て其の經理が本令の定むる所に依り、根本的に刷新されることを必要とする。

本書の初版は、會社經理統制令が制定された當時の規定に基き、支那事變下に於ける經理統制について解説を加へたのであるが、其の後昭和十六年九月に本令の改正が行はれた爲め、著者の解説も其の一部を修正する必要を生じ、取り敢へず「會社經理統制令は何う改正されたか」の一冊子を執筆し、之を初版購讀者に提供して、聊か猷芹の微意を表したのである。然るに今や本令の規定に基く原價計算規則も公布され、經理統制は愈よ整備強化される機運を迎へた點に想到するならば、著者の良心は最早や本書の内容を初版のままに放置することを許さなくなつた。そこで本書に全面的な訂正増補を加へ、此の改訂版を世に贈ることにしたのである。

著者は此の改訂版に於て大東亞戰爭下に於ける本令の運用につき新解説を試みた。

從來の本令解説書が配給制限や給與調整の問題のみに解説を加へ、その他の重要な部分を捨て、顧みなかつたのは、人をして本令制定の趣旨を誤解せしめたこと夥しい。現行の會社經理統制令は、其の或る部分については軍部の軍需品工場に對する經理統制をも、之に依りて行はしむることに依つて、經理統制の綜合化一元化を齎さんとしてゐるのである。斯くして會社經理の統制が整備強化されるに當り、本書の改訂版を上梓して會社經理事務の參考に供することは時節柄聊か意義がある。幸に何等か世に裨益する所あらば著者の欣快之に過ぐるものはない。

昭和十七年海軍記念日

著 者 識

## 自序

今や我が國は支那事變の完遂と東亞共榮圈確立の爲めに、萬難を排除して其の目的に勇往邁進せねばならぬ必要に迫まれてゐるから、高度國防國家體制の完成は一日も忽にすることが出來ない。然るに戰時に於て最も必要なる人的、物的資源を國民經濟の爲めに動員することは、主として會社企業を通じて行はれて居り、又、資本の供給者、企業者其の他の従業者等國民の重要な部分に對して、其の所得の源泉となつてゐるのも會社である。故に會社企業の經營の適正を圖ることは、會社其のもの、利益の爲めばかりでなく、國家の全體目的達成の爲めにも不可欠の要件であると謂はねばならぬ。これ國家總動員法の規定に基きて、今回會社經理統制令の制定せられた所以であつて、其の目指す所は高度國防國家の建設に順應すべき會社經理の適正化に外ならない。

本書は會社經理統制令の解説書ではあるが、巷間流布する他の類書の如き單なる逐

條解釋に終始するものではなく、戦時經濟政策の見地より會社經理統制問題を探り上げ、經理統制令の規定に従ひ之を理論的實際的に究明することに依つて、戦時下會社企業に對する指導原理を把握せしめんとするものである。従つて未だ施行せられざる條項についても説明を加へ、施行の有無に拘らず民間企業が自發的に、豫め之に備へて其の經理統制に一段の努力を拂ふやう指導するに努めた。此くの如き著者の抱負と期待とが果して如何なる程度にまで具體化されたかについては聊か不安もあるが、併し本書に依つて何等か世に裨益する所があれば、著者の欣懷之に過ぐるものはない。

昭和十六年八月

著 者 識

再訂 增補 會社經理統制令精義

目 次

第一章 總 論	三
第一節 會社企業の公共性	三
第二節 會社經理の統制	五
第三節 經理統制の新段階	二
第四節 經理統制の關係法規	二ノハ
第一款 關係法規展望	二ノハ
第二款 會社經理統制令の内容	三ノ二
第三款 會社經理統制令の根據	三
第四款 適用の範圍	三
目 次	一



第五款 勅令及び閣令其の他の改廢…………… 四ノ二

第二章 會社經理の根本理念…………… 四

第一節 新體制下に於ける會社企業…………… 四

第二節 會社經理上の原則…………… 五ノ三

第一款 資金の活用…………… 五

第二款 經費の支出の適正化…………… 五

第三款 資産償却の適正化…………… 六

第四款 給與の適正化…………… 六

第五款 利益分配の適正化…………… 六

第三章 利益配當及び積立金…………… 六

第一節 利益配當の制限…………… 六

第二節 配當制限率…………… 七

第一款 第一號配當率…………… 七

第二款 第二號配當率…………… 七

第三款 運用上の例外…………… 一〇

第四款 利益配當増額申請…………… 一〇

第三節 配當率の指定…………… 一〇

第一款 將來の配當率の指定…………… 一〇

第二款 合併會社配當率の指定…………… 一一

第四節 企業整備に伴ふ基準配當率…………… 一八ノ二

第五節 特別積立金に關する命令…………… 一八

第一款 積立命令…………… 一八

第二款 資金運用命令…………… 一三ノ三

第四章 役員及び社員の給與…………… 一三

第一節 給與の適正化…………… 一三

第二節 適用範圍及び定義…………… 一四

第三節 給與の意義及び範圍…………… 一五

第四節 役員の給與…………… 一六

第一款 役員の給與の種類 ..... 180  
 第二款 役員報酬の制限 ..... 182  
 第三款 役員賞與の制限 ..... 184  
 第四款 役員退職金の制限 ..... 186  
 第五款 役員の臨時の給與 ..... 187  
 第六款 役員雜給與の制限 ..... 191  
 第五節 社員の給與 ..... 177  
 第一款 社員給與の種類 ..... 178  
 第二款 初任基本給料の統制 ..... 182  
 第三款 社員昇給の制限 ..... 186  
 第四款 特殊の手當の制限 ..... 188  
 第五款 社員賞與の制限 ..... 190  
 第六款 社員退職金の制限 ..... 192  
 第七款 社員の臨時の給與 ..... 194  
 第六節 監督、脱法行為の禁止 ..... 197

第五章 經費及び資金 ..... 191

第一節 經費の統制 ..... 191  
 第一款 機密費等の規制 ..... 192  
 第二款 寄附金等の規制 ..... 194  
 第三款 福利施設費・研究費等の規制 ..... 196  
 第四款 特殊支出実績の報告 ..... 198  
 第五款 經費支出に關する命令 ..... 201  
 第二節 減價償却の意義 ..... 202  
 第三節 減價償却の必要 ..... 204  
 第四節 償却強制の内容 ..... 206  
 第五節 減價償却の方法 ..... 208  
 第六節 資産の償却命令 ..... 210  
 第七節 有價證券の取得又は處分の制限 ..... 212  
 第八節 無體財産の取得又は處分の制限 ..... 214

第九節 資金の貸付又は借入の制限……………二九二

第十節 餘裕資金運用に關する經理命令……………二九八

第六章 經理検査……………二九一

第一節 諸報告の徴取……………二九一

第二節 臨検検査……………二九五

第三節 財務諸表の法定……………二九五

第四節 原價計算書類……………二九五ノ二

第五節 決算の監督……………二九六

第七章 自動的許可制度其の他……………二九六ノ二

第一節 許可又は承認事務の簡捷化……………二九六ノ二

第二節 制限の解除又は義務の免除……………二九六ノ一〇

第八章 罰則……………二九七

第一節 國家總動員法第三十四條……………二九七

第二節 國家總動員法第三十八條……………二九八

第三節 國家總動員法第四十二條……………二九八

第四節 舊勅令に依る罰則の適用……………三〇〇

第九章 審議及び執行機關……………三〇一

第一節 會社經理審査委員會……………三〇一

第二節 臨時資金審査委員會……………三〇三

第三節 主務大臣……………三〇四

第十章 外地の本令施行……………三一一

第一節 施行上の原則……………三一一

第二節 各地の施行規則……………三一一

第十一章 關東州會社經理統制令……………三一一

附錄 會社經理統制關係法令集……………三三三

一、會社經理統制令……………三三七

一、會社經理統制令施行規則……………三六

一、許可認可等行政事務處理簡捷令……………四八

一、原價計算規則……………五〇

一、會社經理統制令に對する大藏當局の運用方針……………四六

一、耐用年數表……………四四

一、會社經理統制令第二十六條及第三十五條一項ノ規定ニ依リ會社役員ノ退職金中一部國債支給等ニ關スル件……………四七

目次(奥)

再訂  
增補

會社經理統制令精義

石卷良夫著

# 第一章 總論

## 第一節 會社企業の公共性

今日の國民經濟に於て最も重要な地位を占むるものは會社企業である。人的、物的資源を國民經濟の爲めに動員することは、主として會社企業を通じて行はれ、また資本家、企業者其の他の從業者等の如き國民の重要な部分に對しては、會社企業は其の所得の源泉となつてゐる。従つて會社企業が隆盛に赴けば、獨り會社其のものゝ利益の増大を齎らすのみでなく、國民經濟全體にも貢獻するところ頗る多大である。

然るに會社企業が純然たる私企業たる限り其の經濟活動は、利潤獲得を動機として營まれる。勿論、利潤獲得のみが其の唯一の目的でないにしても、夫が企業經營の主たる動機となつてゐることは争ふべからざる事實である。斯くの如き利潤追求は企業の本能から見ても無制限であり、たゞ之に一定の限度があるのは利潤の獲得が實際不可能であるか、或は國家的利益との衝突などの理由により之を自制するか其の何れかの事情に因るものである。併し乍ら資本主義興隆期に於ては私益と公

益とは何等矛盾するものではなかつた。何んとなれば個々の企業が其の利潤を増す爲めには、良き商品を製造して廉價に供給することが必要であり、此の競争に打勝つた企業のみが最大の利潤獲得者としての地位を確保し得たのであつて、此の意味に於て無限の利潤追求は技術を發達せしめ、國民の經濟生活を豊富にし、結果から見れば國家的利益と合致した。従つて自由主義經濟機構の下にあつては、會社企業の自由なる營利活動が國民經濟の發展を促すものと考へられ、會社企業は利潤追求に没頭することが出来た。然るに高度國防國家の建設に邁進しつゝある我が國現下の情勢は、全經濟機構が渾然一體となり、國家目的の達成に協力せんとする方向に進んでゐるのであつて、之が爲めに會社企業の機能も最早や自由主義經濟の原動力たる利潤追求本位に依つては動かさず、公益優先の指導原理によつて裏付けられた生産本位とならざるを得ない。「經濟新體制確立要綱」によれば、「企業體制を確立し、各個の企業をして國家目的に従ひ、其の創意と責任とに於て之を經營せしめ、生産の確保増強を期す」とありて、今後に於ける會社企業の進路が明確にされてゐる。

斯くて今日の會社企業は、幾多の部面に於て制限束縛を加へられ、専ら其の生産性を目標とする活動に依り國策の遂行を擔當せねばならぬ。さりとて新體制下に於ても利潤が全面的に否定されるのではない。其の出資に對しては相當の純利子と資本に對する相當の保險料が支拂はれ、經營に對

しても相當の經營報酬が與へられるのである。「經濟新體制確立要綱」は企業の適正利潤を是認し、生産の増強に寄與したる者に對しては利潤の増加を許容する。要は自由奔放の利潤追求活動を抑止して、其の經營を國家の最高目的に統合せしむるにある。而して會社企業に對する統制には、生産擴充、資源の開發、原材料及び勞力の確保等の如き問題もあるが、新體制下に於て益々其の重要性を加へて來たのは經理方面の統制である。

## 第二節 會社經理の統制

會社經理統制の問題は、今に始まつた新しい問題ではなく、戰時經濟事態の展開された當初からのことであり、其の先驅をなすものに臨時資金調整法(昭和十二年法 第八十六號)がある。此の法律は事業設備を中心として會社の資金活用を統制し、不急不要の方面に資金が流れて行くのを防ぎ、之を緊要な方面に向けしむる爲めに制定された法律であるが、時局産業關係の會社に對しては特に其の資金調達を容易ならしむる積極的規定を設けた。

之に續いて制定された國家總動員法(昭和十五年法 第五號)に於ても、其の第十一條及び第十二條は經理統制に關する原則的規定であり、豫め萬一の際に備へて、何時と雖も此の條項を發動し得る姿勢を執つた

が、昭和十三年秋、武漢三鎮の攻略成りて事變の長期建設的性格が愈々明白となるや、總動員法第十一條の發動問題として、利潤の統制が實施の日程に上げられたのである。併し當時に於ける利潤統制は、主として戦時に於ける社會道義の觀點(經濟秩序の維持)から論議された。即ち勞働者や中小産業が、事變の爲めに犠牲を拂つてゐる際であるから、獨り資本家のみ高率配當を與ふべきでないとの理由から、配當制限の必要が唱へられた(註一)。勿論、當時に於ても利潤統制の思想に經濟的根據(低金利の促進、公債消化、證券市場の抑制等々)がなかつたのではないが、何れかと云へば夫は議論の背景をなすに止まり、經濟的立場からは寧ろ之に反對する者が多かつた。

註一 昭和十三年十一月四日の閣議に於て、時の内務大臣末次大將は、犠牲産業が出現して物價騰貴の抑制が問題となつてゐる際、株式配當の如きを其の儘にして置くことは出来ない。宜しく總動員法第十一條を發動せしむべしと主張した。之に對して當時の陸軍情報部長佐藤大佐は意見を發表し、當時の大藏大臣池田成彬氏は經濟的立場からは反對を漏らしたが、併し勞働者や中小産業が犠牲を拂つてゐる際であるから、資本家にも高率配當を慎みませる趣旨は賛成であるとした。

斯くして總動員法第十一條は、昭和十四年四月一日より愈々發動實施を見るに至つた。會社利益配當及資金融通令(昭和十四年勅令第一七九號)が即ち是である。併し利潤統制としては未だ初步的のものであつて、たゞ株主配當に制限を加へたと云ふに過ぎない。然るに其の後、利潤統制はもつと基礎的な立場から其の必要が主張されるやうになつた。即ち物價騰貴の抑制策を貫く上に於て、物價構成の一要素た

る利潤の統制にまで手を及ぼさねばならなくなつたと云ふことである。而して昭和十四年四月二十七日發表の「物價統制大綱」、之を細目具體化した八月三十日發表の「物價統制實施要綱」が此の問題を採り上げた。けれども其の後に於ける物價統制は、實際には未だ利潤統制にまで浸潤して行かなかつた。

然るに事變に於ける實踐の經過に伴ひ、修正軍備充實計畫を實現する爲に利潤統制が愈々重要視せらるるに及んで、軍部は從來に於ける契約に基く監督制度(註二)から一步を進め、軍需品工場の經理につき徹底的な指導統制を行ふことになつた。即ち原價計算制度及び經理の検査に關して統一的規定を設け、軍需品工場全般に之を適用し、一は以て検査に關する法的權利義務を明確ならしめ、一は以て事業の合理的經營を促進せしめ、適正利潤を確保すると共に、軍需品の調辨價格の引下げに資せんとして、昭和十四年十月十六日國家總動員法第十九條及び第三十一條の規定に基き、軍需品工場事業場検査令(昭和十四年勅令第七〇七號)及び軍需品工場事業場検査令施行規則(昭和十四年陸軍令第五三號)を公布し、同月二十日より之を施行したのである。而して右施行規則第一條の規定に依り、陸軍では別冊として陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱を同時に公布し、今後行ふべき原價計算の大綱を示したが、昭和十五年四月二十二日より三日間に亘りて開催された監督官並に調辨官會議では、既に決定の原價計算方

式に對應すべき適正利潤算定其の他の具體的指導方針(註二ノ三)が發表され、原價計算要綱と共に同年七月一日より之を實施することゝなつた。

註二 陸軍では昭和十三年一月十四日陸軍軍需監督官令を制定し、軍需品工場に對する監督權を獲たが、此の監督は軍と工場との契約に基いて行はれたもので、固より之に多くを期待することは出来なかつた。斯かる缺點を除去し、軍需品工場に對して原價計算を強要し、經理報告を提出せしめ、又は検査を行ふ法的根據を獲得する爲に制定されたのが、即ち軍需品工場事業場検査令なのである。

註二ノ二 昭和十五年七月一日より陸軍の實施せる具體的指導方策を示せば左の如きものである。

- 一、陸軍軍需工場事業場原價計算要綱(陸軍令)。
- 軍需品工場事業場検査令第一條の規定に基き、原價計算の報告書の一定の方式を定めたもので、陸海軍は勿論、價格等統制令に依り關係各省に於て實施せらるべき原價計算制度も、大體に於て此の方式に準據した統一的原價計算方式である。
- 二、陸軍軍需品工場事業場原價監督要綱(陸軍令)。
- 事業主より提出せる原價計算の報告書について、關係官の行ふべき監督の手續を定めたものである。
- 三、陸軍軍需品工場事業場財務諸表率則(陸軍令)。
- 事業主の提出すべき(一)貸借対照表、(二)損益計算書の作成基準を定めたものである。
- 四、陸軍軍需品工場事業場財務監督要綱(陸軍令)。
- 軍需品工場の事業主より提出せる財務諸表に依り、其の財務狀況を監督する手續を定めてある。
- 五、適正利潤算定要領(陸軍令)。
- 利潤發生の源泉に廻り、陸軍の會計監督官に依る監督を強化し、合理的な利潤算定方式を具體的に定めたものである。

此の外に經理に關し指導統制に必要な手續を規定したものに、原價及び經理に關する報告徴取要領、陸軍軍需品工場事業場經營指導要領(工場經營の刷新に關する具體的方針を定めたもの)、業種別標準販賣利益率算定基準表並に同算定表等がある。

海軍では昭和十五年一月二十日、検査令の規定に依り海軍軍需品工場事業場原價計算率則を公布即日實施した。

斯くて陸軍は軍需品工場に對する經營指導、原價、財務及び利潤の統制を強化し、事變下に於ける經理統制に先鞭をつけたのである。處が國際情勢の緊迫化は、軍需品生産の飛躍的増大を促したに拘らず、輸入物資の取得困難は益々深刻となり、資材勞力の缺乏が何よりも先づ軍需工業經營の能率化を鋭く要望した爲め、陸軍では昭和十五年秋、東京と大阪とに於て夫々約一箇月に亘り、全國の主要な軍需品工場より其の代表幹部を集めて、軍需工場經營能率指導講習會を自ら主催し、新産業合理化の實踐について指導したが、尙ほ生産能率の向上、經營の合理化を一層徹底せしむる爲め、昭和十六年四月二十四日より三日間に亘り全軍の會計監督官及び調辦官を招集し、軍の新方針を指示して陸軍軍需品工場標準原價計算要綱其他(註二ノ三)を發表することになつた。之等の要綱によれば、企業創意の活潑化、事業經營の計畫性、報奨制度の確立等を実現せしめて、軍需生産力の増強を期してゐるのである。

註二ノ三 昭和十六年四月二十四日に發表されたのは左の四要綱であつて、之等は從來陸軍が實施中の原價調査、財務及び利潤統制等に關し科學的基礎付けを行つたものと謂ふことが出来る。



一、陸軍軍需工業經營比較要綱  
經營比較とは、短期財産計算、短期損益計算、原價計算、經營統計等より得たる數字を基礎とし、之を比較分析して經營の經濟性を判斷する計算制度である。

二、陸軍軍需品工場標準原價計算要綱  
單なる豫定原價計算から一步を進め、眞の標準原價を科學的に設定して之を有効に遂行する爲め、標準原價計算を會計機構中に導入し、帳簿上に於て自動的、且つ繼續的に標準及び實際兩原價の比較を可能ならしめる。

三、陸軍軍需品工場豫算統制要綱  
經營計畫の重點たる製造計畫に基く製造豫算、製造計畫に照應する資金、販賣等の部門計畫並に部門豫算、各部門を總括したる事業豫算を編成せしめ、之に依りて經營管理を指導統制し、經營内に各部門專任者を委員とする豫算委員會を常置して、部門豫算の綜合化並に其の實行を監督せしめる。

四、陸軍軍需品工場財務比較要綱  
廣義の經營比較の一部であつて、年次貸借對照表、年次損益計算書及び經營統計により與へられたる數字を資料とし、之を比較分析して企業の經濟性を判斷すると同時に、事業の財政的安全性をも検討する。

尙ほ此の外に軍需工業適正利益率算定要綱なるものがあり、調辦價格の決定に際し適正利益率を設け、經營の優秀性に基く原價の低下、資本回轉率の向上顯著なるものに對しては、之に通常以上の利益を與へる爲め、あらゆる場合に於ける差額利得を計數的に決定する。

尙ほ海軍關係にありては軍需品工場事業場検査令に基き、別に海軍軍需品工場事業場検査令施行規則(昭和十五年二月十六日海軍省令第一號)並に海軍軍需品工場事業場原價計算準則を制定し、其の規定に基いて昭和十五

年八月より軍需品工場事業場に對して統一原價計算制度を實施し、陸軍と相俟つて夫々軍需品調辦價格決定の基準たらしめた。

併し乍ら經理統制は獨り軍需品工場のみでなく、爾餘の諸工場にも之を及ぼす必要があるので、昭和十四年十月には會社職員給與臨時措置令(昭和十四年勅令第七〇六號)を制定し、會社の役員及び社員の給與につき一定の制限を加へた。此くの如き會社職員給與の制限は、戦時價格政策の上から見ても極めて當然な措置である。然るに時局の進展に伴ひ、高度國防國家體制の完成を急ぐことが益々必要となり、國民經濟の基礎單位を成す會社の經理全般についても亦統制を加へる爲、昭和十五年十月に至りて會社職員給與臨時措置令の有効期間が満了するや、改めて別に會社經理統制令(昭和十五年勅令第六八〇號)を制定し、事變下に於ける經理統制はこゝに劃期的飛躍を見るに至つたのである。

此の會社經理統制令の實施されて後、同令に對する是非の議論が盛んに唱へられ、特に減配會社の續出、役員賞與の削減頻發等により、會社企業の前途に不安を抱いた財界は、勅令規定の修正緩和を要望して措かなかつた。のみならず經濟關係の間からも、閣議に修正意見が提出された爲め、勅令の修正は避けられない情勢となつたが、尙ほ經濟關係懇談會に於て慎重熟議の結果、大局的見地から判斷を下し、勅令を修正することは避けて、其の運用方針に手加減を加へる申合(註三ノ四)を行

以、紛糾を極めた經理統制令問題も一應の解決を告げたのである。そこで十二月四日の會社經理審査委員會は經濟關係懇談會の申合に従ひ、役員報酬、役員賞與、役員退職金に關する諸規定については其の運用方針を緩和すると同時に、社員賞與に關する規定についても應急的措施を執ることに決定し、更らに社員賞與に關する特殊の承認につき當局の方針を明らかにした。

註二ノ四 昭和十五年十月十五日の經濟關係懇談會に於ける申合事項を左に掲げる。

申合事項

會社經理統制令ニ關シテハ此ノ際之ヲ修正スルノ要ナキモ、同令ノ運用ニ付テ萬念ノ考慮ヲ拂ヒ、同令ノ精神及内容ニ付關係ナルカラシムル標之ガ普及徹底ニ充分努ムルコト

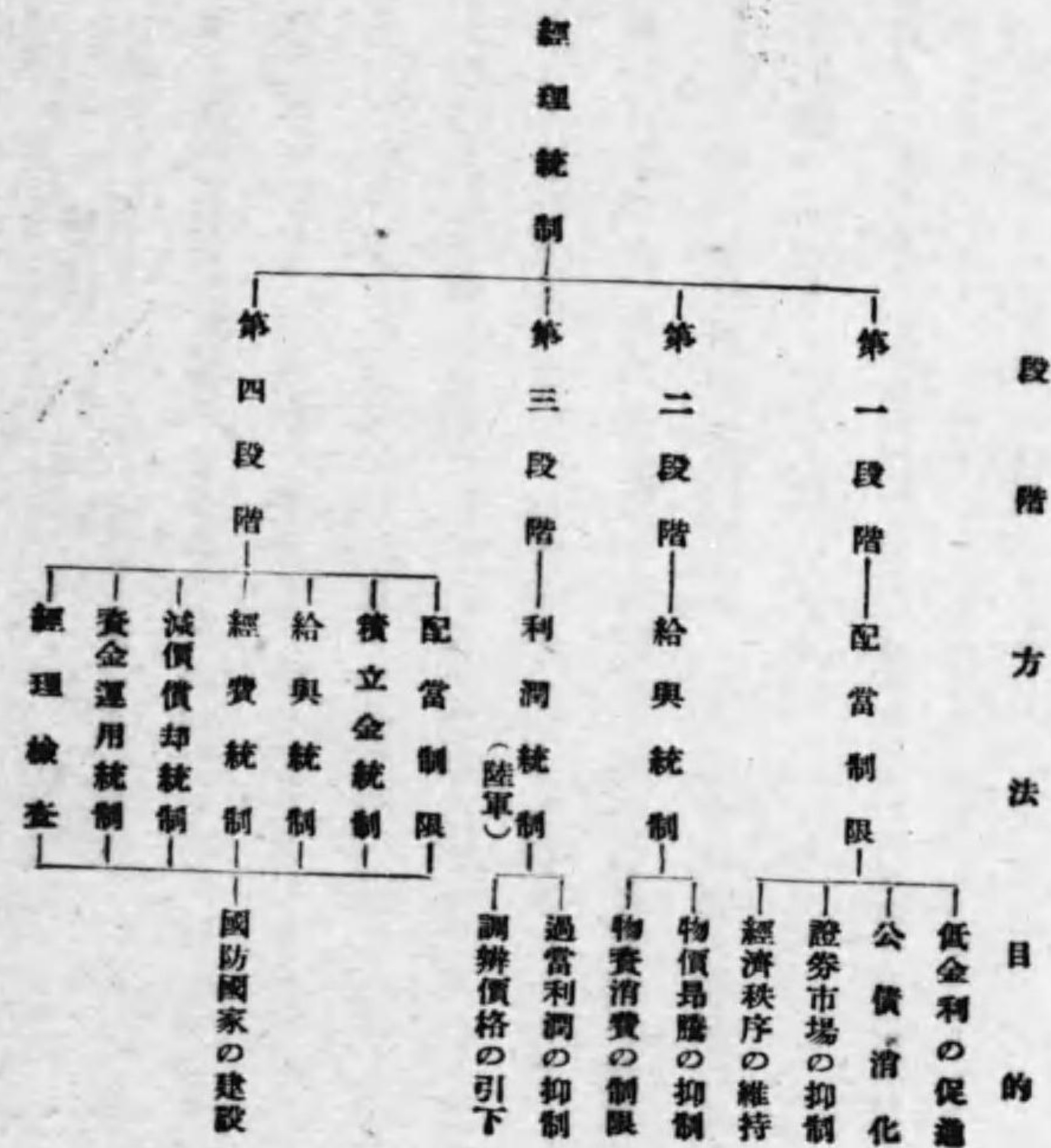
併し乍ら會社經理統制令は、前の會社職員給與臨時措置令とは異り、職員給與の外に會社經理に關する各般の事項につき規定を設け、之に依り一般的に經理統制を行はんとするものであつて、事其の點に重大な意義がある。軍部の先鞭をつけた經理統制は、我が國の直面せる新事態に即應して今や一般化せられ、あらゆる種類の會社企業が、其の經理について政府の指導を受けなければならぬ。即ち經營計算制度の統一整備については、其の實施準備として商工省は財務管理委員會を擴充動員し、物價委員會の中に原價計算專門委員會が設置されたが、更に進んで企畫院の財務諸表準則統一協議會が設けられ(昭和十六年三月十六日)、前記の原價計算專門委員會も之に吸收され、軍關係及び民間關係

の全事業に通ずる統一計算制度を樹立する準備に着手した。而して財務諸表準則統一協議會は、昭和十六年八月に製造工業原價計算要綱草案を發表し、續いて同年十二月十五日には製造工業財務諸表準則要綱の發表があり、先づ前者を法制化して、昭和十七年四月一日閣令・陸軍省令・海軍省令第一號を以て原價計算規則を公布し、即日施行されたのである。軍關係の工場も今後は此の新規則に依りて原價計算を行はなければならぬ(原價計算規則第一條)。此の規則には別冊として製造工業原價計算要綱並に鑛業原價計算要綱を添附され、之等の要綱に基いて業種別及び經營規模別に原價計算準則を作成し(註三ノ二)。適正價格の算定、經營能率の測定が行はれて來た。又、減價償却に關しては、昭和十七年九月一日閣令第二十一號を以て會社固定資産償却規則が制定せられたので、原價計算と相俟つて茲に會社の統一的計算制度は確立し、其の經理基礎を鞏固ならしむると同時に、又、經濟性計算の明確化に資することゝなつたのである(註三ノ二)。

註三ノ一 製造工業原價計算要綱並に鑛業原價計算要綱は、業種別及び經營規模別原價計算準則を作成する場合に、其の一般原則となるものである。已に作成告示された準則は六十數業種の多きに及んでゐる。價格等統制令第十條、會社經理統制令第三十六條第一項又は軍需品工場事業場検査令第四條の規定に依る原價計算は、總て此の規定に依らねばならぬ。

註三ノ二 會社經理統制令第三十一條の規定に依る會社の固定資産償却に關しては、會社固定資産償却規則に定むる所に依るものである。

經理統制の發展過程は大體に於て前述の如くであるが、其の要點を一括して次に示さう。



### 第三節 經理統制の新段階

#### (一) 經理統制の再發足

會社經理統制令は、支那事變下に於ける我が國民經濟の戰時體制を確立する爲に、劃期的立法として登場したものである。然るに大東亞戰爭の勃發に因り、戰時體制は愈々強化せられ、國家の總力を生産増強に集中することが焦眉の急務となつた爲に、經理統制も亦新らしき使命を擔つて再發足せねばならぬ。

大東亞戰爭勃發以來、我が國は戰爭遂行の爲に必要な各般の施策を實行して來たが、苛烈凄壯を極むる重大戰局に對處して、先づ何よりも必要なることは戦力の増強を圖るに在る。其處で戰爭經濟の運営につき高度の重點生産が要請され、軍需産業のうちで鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機を超重點産業として選び、其の飛躍的増産を期せんが爲めに、昭和十八年三月十七日戰時行政特例法(昭和十八年法) 許可等臨時措置法(昭和十八年法)及び戰時行政職權特例(昭和十八年法)等の一聯の法律命令が制定せられ、之に依りて重要物資の生産増強上、特に必要ある時は、内閣總理大臣が實質的に各省の職權を一元的に統轄し、且つ各省職權の交流を圖り、以て臨機即應の行政運用を行ふと同時に、又、時

局の要請に應ぜんとする民間の個人並に法人の生産活動を各種法規の桎梏から解放し、重點的且つ能率的に生産増強を遂行せしむることとなつた。之等の緊急措置は、昭和十七年十一月一日を以て斷行された劃期的な行政機構の大刷新と相俟つて、聖戰完遂を目指す政府當局の牢乎たる決意を示したものと云ひ得るであらう。

(二) 産業行政の一元化

然るに其の後に於ける戦局は愈々熾烈化し、最早や戦力増強は一刻を争ふ事態を招來した爲め、昭和十八年九月二十六日に於ける閣議は、雄渾活潑なる作戰に即應して、一層國內態勢の強化を圖る意圖の下に「國內態勢強化方策」を決定し、軍需生産に國家總力を集中、一路聖戰完遂に邁進せしむることとなつたのである。而して之が實現の方途として特に注目されるものは――

(一) 軍需省の創設

(二) 軍需會社の制定

の二つを擧げることが出来る。軍需省(註三ノモ)の創設については、昭和十八年十一月一日勅令第八百二十四號を以て軍需省官制が公布即日施行され、軍需生産を計畫的且つ統一的に遂行確保する爲に之を創設し、企畫院及び商工省の大部分、陸海軍官衙の一部分を統合せるのみならず、他省所管の

軍需生産行政事項をも擧げて軍需省に移管されるに至つた。又、軍需會社法の制定は、軍需省の下組織として直接生産増強に當らしめ、軍需企業の國家性を確立せんとするのである。茲に軍需會社とは、兵器、航空機、艦船等重要軍需品其他軍需物資の生産、加工及び修理を爲す事業を營む會社にして、特に政府の指定するものを謂ふ(軍需會社法第一條)。

註三ノ三

軍需省の所管事務は、(一) 國家總動員の基本に關する事項、(二) 鐵工業一般に關する事項、(三) 鐵產物及び工業(鐵道車輛、鐵道信號安全裝置、船舶、船舶用品、鐵維工業品及び主として國民生活の用に供する其の他の工業品を除く)の生産配給及び消費並に價格に關する事項、(四) 主要軍需品の原料及び材料並に特定軍需品の生産管理、發注及び調辨に關する事項、(五) 民間工場の利用及び設備經營の指導の軍需上必要な統制に關する事項、(六) 所管物資又は電力の生産又は配給を目的とする企業(他の目的の企業を兼營する場合に於ては當該部分に限る)に於ける勤勞管理、賃金、資金調整(資金の調達に關するものを除く)及び經理統制(増配に關するものを除く)に關する事項、(七) 電氣及び發電水力に關する事項、(八) アルコール及び石油の專賣に關する事項である(軍需省官制第一條第一項)。

斯くして大東亞戰爭下に於ける産業行政は、軍需産業の増産を目指して一元化されたから、之等の産業に對する政府の指導統制は愈々擴大強化し、國家目的の達成に遺憾なきを期することが出来る。試みに經理統制について云へば、軍需大臣の所管物資又は電力の生産、又は配給を目的とする企業(他の目的の企業を兼營する場合に於ては當該部分に限る)に於ける經理統制は、増配に關するものを除くの外は總て軍需省總動員局に於て之を管掌するのである(軍需省官制第一條第一項、項第六號第三條第八號)。従つて軍需産業會社の經理統

は悉く舊商工大臣より軍需大臣に移管され(第六條第三項)、軍需大臣と他の大臣との共管となれるものは、造船事業法施行令第二十九條の規定の適用を受くる事業のみを營む會社については、軍需大臣を舊商工大臣に代へて運輸通信大臣との共管となし(第四條第三項)、又、經理統制令第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定については、軍需大臣が舊商工大臣に代つて大藏大臣と之を共管することになつてゐる(附則第六條)。之等の所管關係は後段に於て詳説するから、茲では軍需省の出現に伴ふ變化の概略を述べるに止めて置く。

(三) 軍需會社の經理統制

轉じて經理統制の上から、軍需省と軍需會社との關係を観ると、其の増配については大藏大臣が所管するの外、機動的に生産増強の實を擧げしむる爲め、總て軍需大臣の專管と定められてゐる。即ち軍需大臣は勅令の定むる所に依り、軍需會社に對して其の勤勞管理及び資金調整と共に經理に關しても必要な命令を爲すことが出来る(第一〇條)。生産増強の爲めに經理統制が行はれると云ふことは、從來の經理統制の觀念を打破した新しい方策であつて、軍が軍管工場に對して行ふ經理統制を更に一般化したものとも觀られる。軍需大臣が軍需會社に對して行ふ經理統制の内容は、勅令又は省令を以て定め、基本法たる軍需會社法に其の規定はないが、事業別、工場事業別に經理を爲さ

しめ、必要ある場合には工場事業場の收支勘定、會社の利益處分につき届出を爲さしめ、又は承認を受けしむることになつてゐる。併し軍需會社に於ける經理は、軍機の秘密を嚴守する建前から、財産目錄、營業報告等の公開を停止する(第四條)。生産増強の爲めに行ふ必要な命令又は處分が、經理上に影響を及ぼす場合には、軍需大臣は經理上の職性を拂はしめないやうに、法第十三條の規定に基き、補助金の交付、損失の補償又は利益の保證を與へる。

(四) 經理上より觀たる企業整備

資本金七十五萬圓以上の會社が企業整備を行ふ時は、企業整備資金措置法に定むる特殊決濟上の問題の外に、會社自體を存続せしむべきか否かの問題が起つて來る。之は當該會社に取つて死活に關する重大な問題である。企業整備に伴ひ事業を廢止又は休止する會社は、會社として存在する意味を失つて了ふから、解散を爲すより外に擇ぶ途がない。けれども會社が解散するならば、殘餘財産の分配に因つて、多人數に撒布された資金は動もすれば浮動購買力化し易く、國家の經濟秩序を紊す虞れがあるから、假令、事業を廢止した會社でも、漫りに解散せしめることは出來ぬ。そこで之等の會社の解散を防止する爲に、左の如き方法が講ぜられる。

一、資本金七十五萬圓以上の會社に於ける營業の全部の讓渡又は解散に關する株主總會若くは社

員總會の決議又は總社員の同意は、政府の認可を得るに非ざれば其の效力を生じない(法第一七條第二項、明第四九條第一項、第五〇條第二項)。

二、資本金百萬圓以上の會社は、存在時期の満了其の他の定款に定めたる解散事由の發生に依りては、解散することが出来ない(法第一七條第二項、明第四九條第二項)。

三、政府は資本金七十五萬圓以上の會社に對し、目的若くは存在時期其の他解散事由に關して定款の變更を命じ、又は會社の繼續を命ずることが出来る(法第一八條、明第五一條)。

然るに會社の解散決議につき政府の認可を要する會社は、資本金、出資總額、株金總額、出資總額及び株金總額の合計額、又は基金總額、七十五萬圓以上の會社であるから、存續を回避せんとする會社は、減資を行つて資本金七十五萬圓以下の會社となり、政府の認可を受けずして任意に解散を行ふかも知れない。斯かる存續回避策に備へて、資本金十萬圓以上の會社が減資を爲すに當り、株主又は社員に對し金銭の交付を伴ふ場合には、其の減資につき政府の許可を要することとした(法第二七條、明第五七條)。

此くの如き解散抑止の措置は、從來政府の執れる企業整備方針(例へば企業整備令に依る解散命令の如き)と一見して矛盾するもの、如くであるが、企業整備資金措置法制定の目的が浮動購買力の發生を防ぐにある限り、浮動購買力を發生せしめ易き會社の解散を抑止する方策が講ぜられるのに不思議は

ない(註三ノ四)。斯くして存續する會社は、設備、權利其の他の資産の出資又は讓渡に因り有價證券又は債權を保有し、云はゞ債券又は債權の保有會社となるのであるが、其の保有せる有價證券又は債權が資産の三分の二以上を占むるものと認められたる時は、其の資産の全部又は一部につき、政府は信託業者(信託會社又は信託業務を営む銀行)に之を委託し、又は其の管理を委託すべきことを命ずることが出来る(同法第一九條、明第五二條)。

註三ノ四 會社解散の場合に於て殘餘財産を分配するには、別に之を現金化する必要はない。法第二十三條第一項の規定に依れば、現物を以て各株主に分配を爲すことも出来るのであるから、當該會社が保有してゐる有價證券を其の債株主に割當てても差支ない。けれども資金の浮動購買力化するのを防止する爲には、斯くの如く多數人に殘餘財産を分配するよりも、之を會社をして一手に纏めて保有せしめる方が遙かに適當である。

併し乍ら特に經理上の問題として重要視されるのは、之等の存續會社に於ける配當に關してである。何等の事業をも營まず、單に債券又は債權保有會社として存續する會社が、如何なる程度に於て配當を維持し得るかは、會社にとつて輕視することの出来ない問題である。本法は此の點にも充分に考慮を拂ひ、存續會社をして經理上の特別措置を講ぜしめることになつてゐる。即ち――

- (一) 企業整備に關し營業の全部又は一部を廢止又は休止したる會社
- (二) 法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導斡旋に依り存續又は合併を爲したる會社

は、大藏大臣及び當該會社の營む主たる營業の所管大臣の許可を受けて、他の法令に拘はらず其の經理につき、必要なる特別措置を爲すことが出来るのである(法三)。之等の經理特別措置に關する説明は後段に譲る。

企業整備の場合に於て、事業を廢休止せる會社等に對し、特に經理上の特別措置を認めると云ふことは、大東亞戰爭の進展に伴ひ、今日の經理統制が已に其の新段階に移行せる事實を立證して餘りあるものと謂はねばならぬ。

#### 第四節 經理統制の關係法規

##### 第一款 關係法規の展望

##### (一) 臨時資金調整法

事變下に於ける經理統制の發展經過は、大體以上に述ぶる所の如くであるが、更らに之を其の統制法規の上より見れば、基礎的法規として臨時資金調整法と國家總動員法の二つを擧げることが出来る。臨時資金調整法(昭和十二年九月十日法律第八十六號)は、支那事變直後に制定せられた臨時立法であつて、其の目的とする所は不急不要の方面に事業資金の流出するを抑制し、以て時局緊要なる方面に對する資金の

供給を潤澤ならしめんとするに在る。同法中一般の會社に適用せらるるものは、主として(一)會社の設立、合併、増資、第二回以後の株金の拂込、(二)事業設備の新設、擴張又は改良に關する規定であるが、本令は同法を以てしては尙ほ不充分なりと認め、(一)有價證券の取得又は處分、(二)無體財産の取得又は處分、(三)資金の貸付又は借入に關して別に其の補充規定を設けた(令第三三)。而して本令の定むる資金に關する制限事項につき、會社が臨時資金調整法の規定に依りて、夫々正規の手續を経て調達したる資金を以て之を爲さんとする場合には本令の制限は解除され(同第三七條一項三、又、臨時資金調整法の規定に依り、正規の手續を経たる事項に付き、會社の資金を使用せんとする場合にも、同様に本令制限の解除がある(同第三七條二)。又、最近に於ける臨時資金調整法の改正では、浮動購買力を吸収する爲めに幾多の新規定を追加された(註三ノ五)。

註三ノ五 本令に於ける配當及び給與の制限は、浮動購買力の發生を未然に防止せんとする方策であつて、殊に社員賞與の制限外支給に關する規定は、臨時資金調整法の貯蓄債券又は報國債券に關する規定其の他と密接な關係がある。

##### (二) 國家總動員法

國家總動員法の經理統制規定は第十一條及び第十二條の二箇條である。第十一條は臨時資金調整法第二條及び第四條の規定の趣旨を擴張したものであるが、第七十六議會に提出された改正法律案

は「債務の引受若くは保證」命令を追加した。本條の内容を分析すれば――

- 一、會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若くは第二回以後の株金の拂込につき制限又は禁止をなすこと。
- 二、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要な命令をなすこと。
- 三、銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し、資金の運用、債務の引受若くは債務の保證に關し必要な命令をなすこと。

此のうち第一項に關しては、之と同様の趣旨が既に臨時資金調整法第四條に大同小異ではあるが規定せられてゐて、現に實施せられ頗る良好な成績を擧げてゐるので、別に總動員法の發動を俟つ必要はない。即ち臨時資金調整法第四條の規定によれば、會社の設立、資本増加、合併又は目的變更は總て政府の認可を受くるに非ざれば其の效力なく、又、第二回以後の株金拂込、他人をして引受又は募集の取扱を爲さしめざる社債の募集も政府の許可を要することになつてゐる。

第二項の規定は、純然たる經理統制規定であつて、會社の利益金の處分とは利益配當を意味し、此の規定に依れば政府は會社に對し配當の制限を行ふことが出来る。又、會社は利益金を悉く配當に廻はさないで、其の一部を固定資産に對する減價償却に充て、戦後反動期に於ける經營の安定を

圖る必要があり、戦時經濟體制を強化する爲めには、會社の利益金を其の設備の擴張改良に要する費用に充て<sup>(註四)</sup>、又は積立金に繰入れ、若くは之を以て公債を買入る<sup>(註五)</sup>等のことが要請されるのである。そこで會社の經理が放漫に流れる恐れある場合には、政府は本法に基いて必要な命令を發し、配當制限に依つて生じたる餘裕金の運用を指導することとなる。

註四 國家總動員法第十六條の規定によれば、政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り、事業に屬する設備の新設、擴張若くは改良を制限若くは禁止し、又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若くは改良を命ずることが出来る。而して總動員業務設備令<sup>(昭和十四年勅令第四二七號)</sup>は、この規定に基いて發せられたる命令である。又、本法改正の結果、第十六條ノ三の新規定に依り、會社の設立、合併、解散の強制命令を發することが出来るやうになつた。

註五 獨逸の配當制限に關する法規は、一九三四年三月二十九日公布の資本投下法<sup>(Kapitalanlagegesetz)</sup>と、これを修正した同年十二月四日公布の公債基金法<sup>(Gesetz über die Gewinnverteilung bei Kapitalgesellschaften)</sup>とあるが、斯かる法規を公布して配當制限を實施した理由は、公債消化の手段として之を利用せんとするにあつた。勿論、獨逸政府としてはナチス統制經濟の指導原理たる「公益は私益に優先する」に従つて、配當の制限を實施しやうとする意圖のあつたことも確かであるが、當時の獨逸の經濟情勢を見るに、一九一三年の金融恐慌以來、國內に於ては失業救濟事業其の他に對し國家の支出激増し、各種の形式で巨額の赤字公債を發行する必要があつた。而かも一方に於ては形式的ながら金本位を固守し、財政インフレーションと金本位制の維持と云ふ二つの相互に矛盾する政策を併用する爲めには、何よりも公債市價を維持し、其の市場消化を増大せねばならなかつた。資本投下法及び公債基金法は、一定の場合に一般會社の利益金の公債投資を強制するもので、かゝる立法は獨逸を除けば伊太利(一九三五年八月二十八日實施)に其の例を見るに過ぎない。



第三項に關しては臨時資金調整法に金融機關の貸出を抑制する規定(註三)はあるが、積極的に必要な事業に對する強制融資命令の規定を缺くので、貸付を強制的に命令し得る途を開き、改正案は更に債務の引受若くは保證をも追加し、之が爲めに生じた金融機關の損失に對しては國家が補償する(註四)。併し乍ら此の規定は資金の貸出のみでなく、國債其の他有價證券の應募、引受若くは買入を爲すことをも命じ得るのは、本條に「資金ノ運用」とあるによつて明らかである(註六)。

註六 政府が昭和十三年三月議會に於て發表せる總動員法第十一條に關する要綱を左に掲げて參考に供しやう。

第十一條(資金需給適合)

第一 左ノ事項ニ付テハ政府ノ認可ヲ受ケシメ又ハ之ヲ禁止スルコト

(一) 資本金一定金額以上ノ會社ノ設立

(二) 資本金一定金額以上ノ會社ノ資本増加、合併若ハ目的變更又ハ資本増加若ハ合併ニ依リ資本金一定金額以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

(三) 資本金一定金額以上ノ會社ノ社債ノ募集又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込

第二 資本金一定金額以上ノ會社ノ増配ハ政府ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト、但シ既往ノ配當ガ一定率ニ達セザルモノニ付テハ其ノ限度迄ハ差支ナキモノトスルコト

資本金一定金額以上ノ會社ニ付減價償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第三 金融機關ノ資金ノ貸出又ハ有價證券ノ應募、引受、買入若ハ募集ノ取扱ニ付政府ノ許可ヲ受ケシムルコト  
證券引受業者ガ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受ケシムルコト

第四 金融機關ニ對シ資金ノ貸出、又ハ國債其ノ他有價證券ノ應募、引受、若ハ買入ヲ爲スコトヲ命ズルコト

尙ほ第七十六議會へ提出された改正法律案は、資金の運用の外に、債務の引受若くは債務の保證を追加したが、從來の如き資金の強制融通は現實に通貨の移動を伴ひ、インフレ防止の見地から見て成る可く之を避ける必要がある。そこで通貨の移動を伴はずして、資金融通の目的を達し得る方法、即ち金融機關に對し時局産業の負つてゐる債務の肩替りや債務の保證を命じ得る途を拓いた。此の方法ならば信用を賦與しつゝ、一方に於ては通貨收縮の目的にも副ふことが出来るであらう。

國家總動員法第十二條は、戰時急速な設備の擴張を要する事業に對し、資金の調達を容易ならしむる趣旨により立法されたものである。斯かる場合に社債の募集(註七)に關する改正商法第二百九十七條の制限規定を緩和するのであるが、臨時資金調整法にも略ぼ同趣旨の規定を存する(註八)。

註七 國家總動員法制定當時に於ける第十二條の規定は――

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務ヲ營ム會社ノ當該事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

とあるけれども、「商法第二百條又ハ第二百十條」は舊商法の規定であつて、昭和十五年一月一日より施行された改正商法によれば、「會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非ザレバ之ヲ増加スルコトヲ得ズ」との第二百十條の規定は削除され、從來の第二百條の規定は第二百九十七條に移されたから、「商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律」(昭和十四年法)は、其の第八條に於て國家總動員法中左の通り改正してゐる。

第八條 國家總動員法中左ノ通り改正ス

第十二條中「商法第二百條」ヲ「商法第二百九十七條」ニ改メ「又ハ資本ノ増加」及「又ハ第二百十條」ヲ削ル

之は國家總動員法自體による改正でない爲め、此の改正を無視して商法改正前の規定を其の儘踏襲する場が多いが、國家總動員法第十二條の現行規定は法律第六十八號に依り改正されてゐることを忘れてはならぬ。

註八 臨時資金調整法は、第八條に於て株金全額拂込前の資本増加、第九條に於て商法に規定する制限を超える社債の募集について規定してゐる。第九條には從來「商法第二百條ノ規定ニ依ル制限」とあつたが、之は法律第六十八號に依り「商法ニ依ル制限」と改正された。第八條の株金全額拂込前の資本増加に關する規定は其の儘存置してあるが、此處では商法規定に關係なきものとなつてゐる。

國家總動員法第十一條の規定に依つて、今日までに發動されてゐる勅令を順序に示せば――

- 一、會社利益配當及資金融通令(昭和十四年四月一日勅令第一七九號)
  - 二、會社職員給與臨時措置令(昭和十四年十月十八日勅令第七〇六號)
  - 三、會社經理統制令(昭和十五年十月十九日勅令第六八〇號)
  - 四、銀行等資金運用令(昭和十五年十月十九日勅令第六八一號)
  - 五、會社所有株式評價臨時措置令(昭和十六年八月三十日勅令第八三三號)
- (三) 會社利益配當及資金融通令

國家總動員法第十一條に基く會社利益配當及資金融通令並に同施行細則(昭和十四年六月六日勅令第六六號)は、昭和十四年四月一日公布、同月十日から施行された。本令の目的は會社の經營を堅實ならしむると共に、生産

力擴充資金の供給を圓滑ならしめんとするにある。而して其の内容は――

- 一、配當制限命令
- 二、經理命令
- 三、融資命令

の三項より成り、其の中心的規定は云ふまでもなく、會社の利益配當を制限する點にあるが、配當制限の結果、會社の經營が不堅實となり、經費の濫費を生ずることあるべきを憂へ、之を防止する爲めに經理命令(註九)に關する規定を設け、又、融資命令に關する規定は、配當制限の結果として生ずることあるべき生産力擴充資金の供給難を圓滑化する爲め、特定の銀行(日本興業銀行)に對し必要なる命令をなし得る態勢を整へたのである。

註九 會社利益配當及資金融通令に於ける經理命令に關する規定は左の如きものである。

- 第七條 會社ハ其ノ經營ヲ堅實ナラシムル爲メ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ
- 一 經費支出ヲ適正ナラシムルコト
  - 二 利益配當ニ關スル制限其ノ他ノ事由ニ因リ會社ノ經理上生ズベキ餘裕ハ之ヲ必要トスル資産ノ償却又ハ積立金ノ積立ニ充ツルコト
- 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ前項各號ノ事項ニ關シ勸告ヲ發シ又ハ利益配當審査委員會ノ議ヲ經テ必要ナ

ル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ數シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得、前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

政府は本令施行と同時に、利益配當審査委員會官制(昭和十四年勅令第一九二號)及び資金融通審査委員會官制(昭和十四年勅令第一九三號)を公布し、之に依り利益配當審査委員會及び資金融通審査委員會を設置して、本令の規定を以て其の權限に屬せしめたる事項を調査審議せしむることとした。

(四) 會社職員給與臨時措置令

國家總動員法第十一條の規定に基く會社職員給與臨時措置令は昭和十四年十月十八日勅令第七百六號を以て公布され、更に十月十九日には之に關する施行規則(昭和十四年勅令第七百六號)が公布され、十月二十日より其の施行を見るに至つた。本令は會社職員の給與の支給について一定の制限を加ふることを目的とするもので、價格、運賃、保管料、賃賃料及び加工費等の引上禁止、勞務者の賃金の一般的引上の禁止等の諸對策と密接な關係を持つ國家總動員法發動に基く一聯の戰時非常對策である。本令と同時に公布施行された勅令は――

一、價格等統制令(昭和十四年十月十八日勅令第七〇三號)

二、地代家賃統制令(昭和十四年十月十八日勅令第七〇四號)

三、賃金臨時措置令(昭和十四年十月十八日勅令第七〇五號)

等であり、一般物價が價格等統制令に依り昭和十四年九月十八日現在で、其の引上停止を命じた以上は、會社職員や勞務者に對する給與も、同一基準で停止を命ぜられるのは當然である。一般物價の引上を禁じてゐるに拘らず、之等の臨時増俸をなすが如きは價格停止令の精神に反するのみでなく、既に價格の引上が停止されてゐるからには、給與なり賃金なりの一般的引上をなすことは其の必要を認めない。又、通貨膨脹が底止するところなく、此の傾向は戰時經濟運營の上から見て、斷乎抑制しなければならぬ秋に當つて、會社が利益あるに任せて法外な給與を支給するならば結局物資の濫費を促し、惹いては通貨の膨脹に拍車をかけることになる。従つて會社職員の給與制限は通貨政策上からも必要であり、又、適切なる措置と謂はねばならぬ。

會社職員給與臨時措置令と同時に制定され、之と密接なる關係にある賃金臨時措置令は、國家總動員法第六條に基いて發動されたものであるが、會社の職員をも此の規定により律することは解釋上疑義を存するので、結局國家總動員法第十一條の會社に對する經理命令に基いて之を發動するこ

とになつたものである(會社職員給與臨時措置令第一條)。

又、本令の施行期日は、内地にあつては昭和十四年十月二十日、外地にあつては同年十月二十七日であつて、昭和十五年十月十九日までが其の有効期間となつてゐた(同附則)。施行期間を短期間に限つたことは、價格停止令等と共に臨時應急の措置であつたからである。

(五) 會社經理統制令

斯くて會社經理の統制に關しては、一方に會社利益配當及資金融通令があり、他方には會社職員給與臨時措置令があつて、此の二勅令に依り會社經理の統制が行はれたのであるが、共に實施以來日未だ淺く、其の規定に種々の缺陷あることが發見された。殊に會社職員給與臨時措置令は、僅かに一箇年を施行期間とする應急的措置であり、而かも九・一八物價の停止と云ふ問題に關聯して、施行當時より給與を引上げなかつたことから、各會社の歴史性、職員地位の相違等によつて其の給與に甚だしき優劣を生じた。従つて本令の施行期間を更らに延長するにしても、之に改正を加へる必要に迫まられてゐた。

然るに時代は急激に變化し、國際情勢の急迫に備へて高度國防國家の建設に邁進すべく、政治、經濟、社會、文化の各方面を國防本位に再編成することに依つて、今や萬民翼賛の舉國體制が確立

されやうとしてゐる。従つて會社企業も此の重大事態に即應して、新態勢を整へることが必要となつて來た。會社利益配當及資金融通令について云へば、本令施行後の經驗に徴し、又其の後の事情の變化に鑑み、利益配當の制限方法を更に合理的ならしめ、經費支出、資金運用其の他經理の指導監督を徹底強化して、新なる事態に對處することが必要であり、會社職員給與臨時措置令について云へば、十月十九日其の有効期間を満了するに當り、之を從來のまま延長することは不適當と認められたので、給與の適正化、購買力の膨脹抑制及び商品原價の昂騰防止等の諸觀點から、規定の全般に互り再検討を加へねばならぬ。のみならず配當も給與も經理統制の對象とすべきものたる點に於て共通する所があるから、此の際之等を一括して會社經理の全般に互る統制を強化し、我が國力の基礎單位をなす會社企業の堅實なる發展を圖ることが、寧ろ今日の時勢に最もよく適した措置である。そこで職員給與臨時措置令の有効期限が十月十九日を以て満了するのを機會に、斷然此の兩勅令を改廢統合し、別に會社經理に關して必要な規定をも加へ、其の勅令案要綱は第十三回國家總動員審議會(註一〇) 第二日目に附議され、昭和十五年十月十九日勅令第六百八十號を以て會社經理統制令の公布を見るに至り、同月二十日より施行されることゝなつた。

註一〇 第十三回國家總動員審議會は、昭和十五年九月三十日より十月一日の二日に互りて開催され、第二日に諮問第四十四號

「會社經理ノ統制ニ關スル勅令案要綱」を審議し、原案通り可決した。

本勅令の施行に伴ふ關係法規としては、左の如き諸法規を擧げることが出来る。

(1) 會社經理統制令施行規則

本勅令の施行手續を規定せる會社經理統制令施行規則は、十月十九日本勅令と同時に閣令第十三號を以て公布された。本規則は勅令の規定に對應して、個々の施行手續を定めてゐるが、之に附屬する書式は實に三十七種の多數に上り、其の記載事項につき詳細な記載心得が掲げてあるのは申請者にとつて洵に便利である。なほ本規則が閣令を以て公布されたのは、新勅令の施行に關し必要事項は閣令を以て之を定むとあるに依るもので、(令第三四號)、其の關係官廳が大藏、商工、逓信、鐵道等の各省に涉る爲め(令第三四號)、之を單一の省令とすることが出来ないからである。

(2) 會社經理審査委員會官制

會社經理統制令第三十九條第一項の規定に依り、其の權限に屬せしめられたる事項を調査審議する會社經理審査委員會に關する官制は、同條第二項の定むる所に依り十月十九日勅令第六百八十二號を以て公布、即日施行された。

(3) 臨時資金審査委員會官制

勅令第三十三條に定むる許可に關する處分又は指定(資金運用に關する事項)にして、事案の重要なものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経なければならぬ(令第四〇號)。之が爲めに臨時資金審査委員會官制(昭和十二年九月三十日勅令第五三六號)を改正し、十月二十五日勅令第九十九號を以て之を公布、即日施行されることになつた。(昭和十六年九月十六日の改正に依り、令第三十八條ノ三の規定に依る制限の解)

新勅令の公布と同時に、會社利益配當及資金融通令及び昭和十四年勅令第四百九十四號は廢止されたが(令第四七號)、昭和十四年勅令第四百九十四號は「稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件」である。尤も會社經理統制令の施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用については、會社利益配當及資金融通令は尙ほ其の效力を失はない(令第四七號)。利益配當審査委員會官制(昭和十四年四月一日勅令第一九二號)及び會社職員給與臨時措置調査委員會官制(昭和十四年十月二十一日勅令第七二六號)は、會社經理審査委員會官制の施行に依つて廢止された(會社經理審査委員會官制附則第二項)。

會社職員給與臨時措置令については、特に廢止規定を設けられてゐないが、同令附則に「本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス」(附則第一項)と規定してあるから、同日を經過することに依つて自然消滅したものと看做される(註二)。併し昭和十五年十月十九日以前になしたる行爲に關する罰則の適用については、同日以後と雖も尙ほ其の效力を有する(會社職員給與臨時措置令附則第二項但書)。

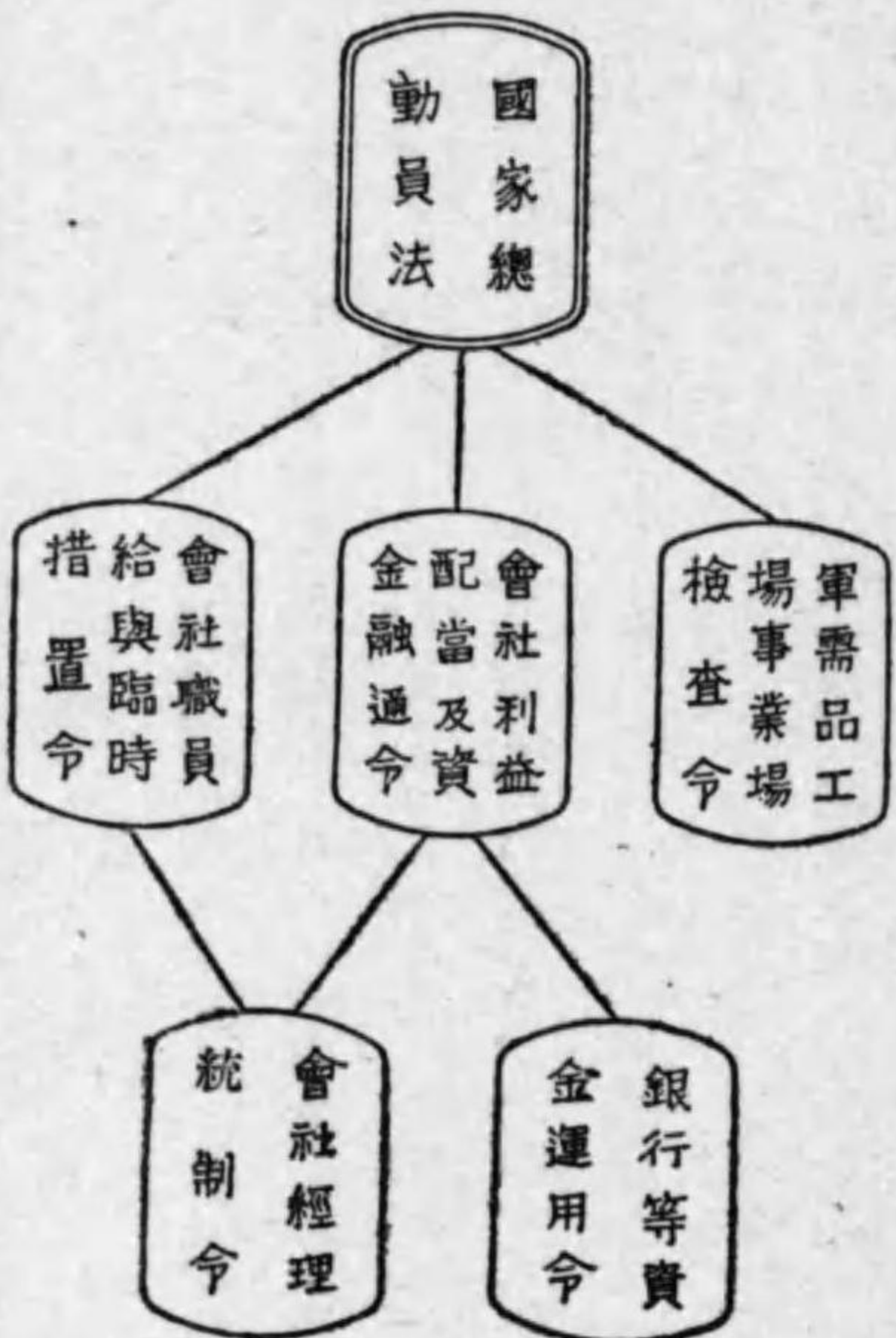
註一 會社經理統制令第四十七條第二項に於て、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島に於ける會社員給與臨時措置令の效力につき「同令附則第三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス」と規定されてゐるのを見ても、内地に於ては同令附則第二項の規定に依り、昭和十五年十月十九日限り其の效力を失つたことは明らかである。

前記の各勅令に基いて公布された閣令、即ち會社利益配當及資金融通令施行細則(昭和十四年四月一日閣令第九條)並に會社職員給與臨時措置令施行規則(昭和十四年十月十日閣令第一四號)も、其の實體法たる勅令の廢止又は消滅に依り自然消滅したることとなる。

(六) 銀行等資金運用令

會社經理統制令は、會社利益配當及資金融通令と會社職員給與臨時措置令とを統合して制定されたものであるが、會社利益配當及資金融通令のうち融資金令に關する規定は、之に必要な改正を加へると共に、新たに金融統制に關する事項をも加へ、昭和十五年九月三十日第十三回國家總動員審議會の審議を経て、十月十九日勅令第六百八十一號を以て銀行等資金運用令が公布せられ、第三條乃至第六條の規定を除き昭和十五年十月二十日より之を施行し、第三條乃至第六條の規定は昭和十六年一月一日より施行された。本令は現下の經濟情勢の下に於て必要とせられる金融統制、就中金融機關の機能に對する統制につき必要なる事項を規定したものであつて、會社經理には直接關係

圖 統系規法制統理經



はないが、間接に金融機關を通じて其の資金(主として流動資金)の需要が制限せられ、又、資金の融通を受けたる者は必要なる事項につき報告を徴せられ(第六條及第十條)、或は業務の狀況若くは帳簿書類其の他の物件に對し検査を受けることがあるから、會社經理にとつて全然無關係の勅令とは云へぬ。のみならず會社經理統制令第三十三條第一項第三號の「資金ノ貸付又ハ借入」につき主務大臣の許可を受けしむる規定は、銀行等資金運用令に依る流動資金統制を行ふまで其の施行を延期された所を見

ると、此の二つの勅令には共通點のあることが判かる。

(七) 船員給與統制令

船員の給與については、從來會社職員給與臨時措置令及び賃金臨時措置令の兩勅令に依つて之を統制し、別に船員給料臨時措置規則(昭和十四年十月十九日閣令第七號)なるものを設けてゐた。右は船員には給

與令の適用を受ける比較的高給の所謂職員たる船員と、賃金令の適用を受ける勞務者たる船員との區別があるけれども、船員行政の立場から云へば、職員たる者も勞務者たる者も一貫して取扱ふことが便利であるから、給與及び賃金兩勅令に基いて、船員の給料及び賃金に關する施行規則を單一の遞信省令に取纏めたのである。然るに今回は最初から海上勤務の特殊性を考慮し、且つ高級及び普通船員を通じ一本の法令とすべく、舊二勅令より分離して船員の給與統制に關する單一勅令を制定した。之に附隨する船員給與統制令施行規則も、昭和十五年十月十九日遞信省令第五十四號を以て公布されてゐる。

(七) 原價計算規則

會社經理統制令第三十六條第一項の規定に依れば、會社は閣令の定むる所に依り、財産目録、貸借對照表、損益計算書及び原價計算に關する書類を作成する義務を負ふてゐる。併し此の規定は、之に要する閣令制定の準備に多くの時日を要するので、久しく其の實施を見合はされてゐたが、昭和十七年四月一日に至り閣令・陸軍省令・海軍省令第一號を以て先づ原價計算規則を公布、即日施行されることになり、令第三十六條第一項の規定のうち原價計算に關しては、愈よ本格的に本令の規定が實施された譯である。

尤も此の原價計算規則は、會社經理統制令第三十六條第一項に定むるもの、外、價格等統制令第十條、軍需品工場事業場検査令第四條の規定にも關係がある。此のうち價格等統制令第十條の規定には、「主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得」とありて、之に必要な閣令の制定を見ざる爲め、會社經理統制令第三十六條第一項の規定と共に、暫らく待期するの已むなき状態にあつたが、軍需品工場事業場検査令第四條の規定は、陸軍にありては軍需品工場事業場検査令施行規則、海軍にありては海軍軍需品工場事業場検査令施行規則に依り、夫々原價計算方式を定めて之を實施して來た。然るに今や別に統一的な原價計算方式を定めた原價計算規則が公布施行されたので、價格等統制令第十條及び會社經理統制令第三十六條第一項の規定は實際に始めて施行の運びとなり、軍部の原價計算方式もまた從來のものを廢して、此の規則に依ることとなつたのである。

・原價計算規則制定の後、其の別冊製造工業原價計算要綱に依り、製鐵、火炮、裝軌車輛、電線、造船、航空機、通信機、電氣機器、信管、ピストンリング、プロペラ其の他につき業種別準則を告示された。然るに鑛業についても、業種別準則の準據すべき要綱を研究立案し、昭和十八年四月九日閣令・陸軍省令・海軍省令第一號を以て原價計算規則を改正、其の別冊に鑛業原價計算要綱を追

加した。其の後準則を定められたものに、バルブ及び紙、麻紡織、石綿スレート、石炭、工作機械、ゴム布製品、ゴムタイヤ、工業用ゴム製品、機械染色其の他がある。

本規則を閣令・陸軍省令・海軍省令を以て公布したのは、價格等統制令第十條及び會社經理統制令第三十六條第一項に依れば、原價計算に關しては「閣令ノ定ムル所ニ依リ」とあるから、之を制定するには當然閣令を以てしなければならぬ。然るに軍需品工場事業場検査令第四條には「陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ」と規定し、此の場合に於ては陸軍省令又は海軍省令を以て定むべきであつて、閣令に依ることが出来ないから特に省令としたのである。此くの如き閣令と省令とを一括した法令を制定する實例は極めて乏しいのであるが、其の實例は必らずしも絶無ではない。本規則の全文は附則を合せて九條より成り、第一條は本規則の根據及び適用範圍、第二條は準則及び報告書類の書式、第三條は事業主の範圍及び原價計算開始日の指定、第四條は實施手續に關する事項を夫々規定し、第五條乃至第九條は附則に關する規定である。

(八) 會社固定資産償却規則

戦時下に於ける國民經濟の運営上、適正なる減價償却を行ふ必要あることは自明の理であつて、本令に於ても其の第三十一條及び第三十二條に亦減價計算に關する規定を設けてゐる。併し餘り償

却を行つて居らぬ會社の多い實狀の爲に、一率に高度の償却を施行すれば、經濟界に種々の影響を及ぼす虞れがあるから、減價償却に關する諸規定は暫く未施行のまゝとなつてゐた。然るに昭和十七年六月末諸般の情勢から考へ、本令第三十一條の規定を發動し、同條に基く閣令を制定して、會社に對し固定資産の償却を命ずることに方針を決定し、其の成案を得るのを待つて同年九月一日會社固定資産償却規則(昭和十六年九月一日閣令第二二號)を公布施行することゝなつた。本令は會社經理統制令の施行規則の一つであるが、法令の形態としては會社經理統制令施行規則の改正を行はず、特に單獨の規則として制定されてゐる。

償却規則の建前としては、内閣總理大臣の指定する會社を除き、資本金の多寡を問はず、又業種の如何を問はず、凡ての會社に適用される筈であるが、差當り資本金五百萬圓以上の會社に付てのみ適用し(第一條)、又、金融事業(有價證券に關する事業を含む)のみを營む會社、或は物品販賣業(配給統制及び輸出入統制に關する事業を含む)のみを營む會社は、本規則第十四條但書の規定に依り其の適用から除外されたが(昭和十七年九月一日、内閣告示第二三號)、之等の會社は總資産中に於ける固定資産の占むる割合が僅少であるから、敢て償却を強制する必要に乏しい。

本規則に於ける全文は附則を加へて十五條より成り、別冊として耐用年數表(註二ノ二)及び償却年



表が添附されてゐる。原價計算に關しては要許可事項はないが、固定資産償却に關しては許可又は承認事項があるから、之が爲に其の申請書の様式を定め、又、報告書の様式も出來た。

註一ノ二 從來の耐用年數表は稅務計算上、固定資産の減價償却に付て認むる年數を定めたもので、一般年數、時局産業用年數及び臨時稅措置法に依る特別償却の三本建となつてゐた。一般年數は大正九年に始めて制定され、昭和二年以來數回に互つて部分的改正を経てゐる。時局産業用年數は昭和十二年七月一日以後の新設又は増設に係る資産に適用された短縮年數であり、又、臨時稅措置法に依る特別償却は、昭和十四年四月一日以後の新設又は増設に係る資産に適用され、之は三分の一、三ヶ年の均分償却を認めた。従つて稅務計算としての減價償却は可なり複雑なものであつたが、主稅局では時局産業用年數を一般年數に統合して、時局産業用年數を基準とした年數表の改正に當り、昭和十七年六月開催の第四回財務諸表統一協議會に於て、稅務計算のみならず、原價計算及び經理統制にも共通的に適用せらるゝものとして別に耐用年數が決定せられたのである。唯だ從來の臨時稅措置法に依る特別償却は、統合することが困難な爲に其の儘存置されてゐる。故に現在の耐用年數は一般年數と臨時稅措置法に依る特別償却との二本建である。原價計算規則に依つて行ふ原價計算に於ける減價償却費の計算については、此の改正耐用年數表を準用すると云ふ規定がある(原價計算規則(第四條ノ二))。

### (九) 戰時行政特別法

昭和十八年三月十七日法律第三百三十三號を以て公布、即日施行。本法は大東亞戰爭に際し、生産力擴充其の他綜合國力の擴充運用の爲めに、特に必要ある時は勅令の定むる所に依り、(一)法律に依る人又は法人の行爲に對する禁止又は制限の全部、又は一部を解除し(註一ノ三)、(二)法律に依り監

督又は命令處分、又は官吏の職權を他の行政廳又は官吏をして行はしむること等を規定したものである。従つて經理統制令等の適用の緩和も、本法に依つて行ふことが出来る。

註一ノ三 軍需會社法第十五條の規定に依れば、軍需會社に關しては、必要ある時は勅令の定むる所に依り、統制取締等に關する法律の規定につき、其の適用を排除し、又は特例を設けることが出来る。此の規定は軍需會社に對する一つの大きな特典であり、戰時行政特別法の規定の延長とも觀られる。

### (一〇) 戰時行政職權特別

昭和十八年三月十七日勅令第三百三十三號を以て公布、即日施行。本令は戰時行政特別法と表裏一體の關係にあるもので、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資の生産擴充の爲に必要ある時は、内閣總理大臣は關係各省大臣に對して必要な指示を爲し、又、之等の重要物資の生産要件たる勞務、資材、動力、資金に關する各省大臣の職權の一部を内閣總理大臣が自ら行ひ、或は他の各省大臣をして行はしめること等を定めた勅令である。約言すれば前記の五大産業の飛躍的増産の必要上、内閣總理大臣に各省大臣に對する指示權を與へると共に、各省大臣若くは行政官廳又は官吏の職權を調整する權限を併せ附與せんとするものであつて、戰時生産行政の強力なる推進統一が所期される。

### (一一) 許可認可等行政事務處理簡捷令

昭和十六年十一月十四日勅令第九百六十七號を以て許可認可等行政事務處理簡捷令を公布、昭和十七年一月一日より施行された。其の目的とする所は、許可認可等の行政事務の簡易化を圖る爲め許可認可等の申請ありたる時は、其の行政官廳に於て遲滯なく迅速に之を處理せしめんとするにある。本令の内容は、行政措置として自働的許可認可制度を設け、特定の法令に基く許可認可等につき、特別の事項を除くの外、定められたる處理期間内に申請者に對して照會、通知等の發せられざりし時は、其の期間満了の日に於て許可又は認可ありたるものと看做すのである。而して本令は特定の法令に基く許可認可等につき、自働的許可認可制度を實施すべき其の基礎となるもので、會社經理統制令に基く許可又は承認に關しても、昭和十六年十二月二十七日閣令第三十號を以て施行規則の改正を行ひ、許可認可等行政事務處理簡捷令の定むる所に依り、特に其の處理期間を十日と定めた。尤も此の改正規定が適用される場合は、或る限られた範圍に止まつてゐるが、許可又は承認に關する事務は之に依りて著しく簡捷化されたのである。

(一一) 許可認可等臨時措置法

然るに右簡捷令の定むる所は單なる行政措置に止まるので、更に各種法律に依つて制定された許可認可手續の簡捷化を圖る爲に、昭和十八年三月十七日法律第七十六號を以て許可認可等臨時措置

法を公布、即日施行された。本法は大東亞戰爭に際し、行政簡素化の爲に必要ある時は、勅令の定むる所に依り、法律に依り許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等を要する事項につき、或は之を要せざることとし、或は届出、報告等を以て許可認可等に代へ、或は處分行政官廳等を變更し、或は許可認可等の手續又は處理の合理化を爲し得る途を開いたのである。

(一二) 軍需會社法

昭和十八年十月三十一日法律第八八號を以て公布された法律で、兵器、航空機、艦船等重要軍需品其他軍需物資の生産、加工及び修理を爲す事業、其他軍需の充足上必要なる事業につき、其の經營の本義を明かにし、其の經營を強力ならしめ、以て戦力の増強を圖る爲に制定されたものである。本法の骨子を要約すれば、(一)企業精神の昂揚、運営上に於ける企業國家性の明確化、(二)生産責任制の確立、(三)企業に對する行政運営の刷新の三點に歸着する。即ち政治的には從來の管理形態を一新し、企業と國家との結合關係を明確ならしめた所に劃期的な意義があり、經濟的には從來融資命令、兵器等製造事業特別助成法等に依り國家資金に依存して來た軍需産業の性格が更らに明確にされ、生産戦線に於ける士氣の昂揚と現場に對する政府の行き届いた配慮とに依り、飛躍的な生産増強を齎らすものと期待されてゐる。併し乍ら本法は戦時立法として、勅令又は命令に依

る委任事項が多く、且つ其の運営方針の如何が直接軍需産業に影響する所は大なるものがある。

(一四) 企業整備資金措置法

企業整備は昭和十六年以來、種々なる産業に對して行はれて來た。夫は主としては、戰時體制化の爲めの整備であつて、亂雜なる産業設備を全般的に組織化すると云ふ程度に過ぎなかつた。然るに大東亞戰爭の進展に伴ひ、皇國が完勝を收むる爲には、凡ゆる國力を擧げて生産増強の一點に集中し、綜合戦力の全機能を最高度に昂揚しなければならぬ。そこで五大重點産業が決定され、戰時行政特例法、戰時行政職權特例の制定となり、戰爭遂行上必要なる生産力は、悉くこれを超重點産業へ計畫的に轉換されるに至つた(四八頁)。此の方針に基いて「戦力増強企業整備要綱」を決定し、企業の整備は更らに一大巨歩を進め空前の大規模を以て斷行され、勞力、設備の活用、金屬類の回収と相俟つて、企業系列の整調強化、生産機構の刷新向上に多大の寄與を爲してゐる。併し乍ら此くの如き徹底的企業整備を斷行するに當りては、必らずや莫大なる資金の移動を伴ふが故に、斯かる莫大なる資金の浮動購買力化を防止し、國家經濟の秩序を維持せんとして企業整備資金措置法(昭和十六年九月二十五日法律九五號)が制定された。本法に規定せられた主要事項は――

一、企業整備に伴ひ移動すべき資金を封鎖し、其の浮動購買力化を防止することを目的とする特

殊決濟方法に關する事項

- 二、資金貸付命令、封鎖資金の解除、債務者特殊借入金等に對する政府保證其の他に關する事項
- 三、企業整備關係會社の解散制限、配當維持、商法上の各種手續の簡易化等に關する事項
- 四、企業整備に關聯し紛糾する債權債務に付き政府が適當なる指示を爲すべきことに關する事項
- 五、企業整備に關する政府の損失補償、補助金交付、保證契約及び租税の減免等財政上の措置に關する事項

等である。即ち本法に依れば企業整備に伴ふ資金の移動に付ては、原則として現金に依る決濟を認めず、(一)特殊預金、(二)特殊金錢信託、(三)債務者特殊借入金、(四)戰時金融金庫特殊借入金、(五)政府特殊借入金の方法を採用し、之に依つて資金の封鎖を行はんとするのである。昭和十八年七月十五日閣令第十七號に依る本令施行規則第三十六條及び第三十八條の改正は、措置法第四條第一項の規定に關聯して行はれたものである。のみならず措置法第二十條に規定する經理上の特別措置は、企業整備の爲めに(一)營業の全部又は一部を廢止又は休止したる會社、(二)法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若くは斡旋に依り繼續又は合併を爲したる會社が、大藏大臣及び當該會社の營む主たる營業の所管大臣の許可を受けて行ふものであつて、此の場合には本令の規定如何を

問はないことになつてゐる。

(一五) 會社經理統制令第二十六條及び第三十五條第一項ノ規定ニ依リ會社役員ノ退職金中一部國債支給等ニ關スル件

昭和十八年九月四日閣令、内務省令、大藏省令、海軍省令、農林省令、商工省令、逓信省令、鐵道省令、大東亞省令第一號を以て公布、九月六日より施行された。本令は會社役員に支給すべき退職金中、其の一部を國債にて支給すること、並に退職金支給に關する報告等につき規定し、經理統制令第二十六條及び第三十五條第一項の規定に依り、施行規則とは別個に之を定めた。

## 第二款 會社經理統制令の内容

會社經理統制令は六章四十八箇條（施行規則は五章五十箇條）より成り、外に附則十二箇條がある。試みに其の内容を示せば――

### 第一章 總則

### 第二章 利益配當及び積立金

### 第三章 役員及び社員給與

### 第四章 經費及び資金

### 第五章 經理検査

### 第六章 雜則

と云ふ項目を擧げることが出来る。會社利益配當及資金融通令は、資金融通に關する部分を除けば、配當制限に重點を置き、會社經理の統制については之に附隨して規定（第七條及び第八條）された程度に止まり、又、會社職員給與臨時措置令はインフレーションの激化を防止する應急的措置として、一年の有効期間を以て施行されたのであるから、給與の適正化を圖るには其の規定に不備の點が多かつた。然るに今回の勅令は其の名稱を見ても明らかなるが如く、會社經理の全面に涉つて合理的統制を行はんとするものであり、配當制限、給與の適正化は勿論、經費支出、資金運用其他經理の指導監督等についても、飽くまで之が徹底並に強化を目指してゐる。次に本勅令に於て特に注目すべき點を擧げて見やう。

(一) 本令は特に國防國家建設に即した會社經營を指導する爲め、法文の冒頭に會社經營の根本精神を明記し、經營の基本的指導方針を示して、經濟新體制下に於ける會社企業の國家的生産性を強調してゐる。

(二) 利益配當に關する規定に於ては、拂込資本に加ふるに諸積立金を以てし、兩者の合計金額たる自己資本なる觀念を採用して、利益配當制限の基礎たらしめた。

(三) 従來の配當制限令に於ては、昭和十三年十一月三十日以前一年内の最終に決定した利益配當の率を以て基準配當率とし、之を標準としてゐたのであるが、今回は之を改めて直前の事業年度の配當率を基準とした。

(四) 經理の實情に照らし、必要ありと認めたるときは將來の配當率につき適當なる利率を指定し得ることとした。

(五) 必要を認められた場合には特別の積立金の積立を命じ、又、其の運用について命令し得る規定を設けた。

(六) 個人の給與には原則として干渉することなく、夫々の種類の給與の合計金額を以て取締の對象とした。之は舊給與令でも賞與については同様であつたが、今回は各種種類の給與を通じて斯くの如き取扱をする點が、また一つの特長と見られる。

(七) 従來の給與令が九・一八物價ストップと相應して、給與を一率にストップしたのと異り、今回は先づ給與の適正化を圖ることを主眼に置いた。

(八) 各社の經費を豫算報告に依つて統制し、又、會社の資金運用にも制限を付する。

(九) 資産償却の統制を強化する。

(十) 多額の有價證券の取得又は賣却、資金の貸付又は借入を總て許可制とする。

(十一) 更に強力統制實施の必要上、經理検査も強化する。

斯くの如く今回の經理統制令は、會社經營の本義を完ふさせる爲めに、其の經理の全般に涉つて統制を加へんとするものであるから、會社企業に與ふる影響は決して尠少でない。即ち此の經理統制令の下にあつては、會社は最早や従來の如き營利本位の經營をなすことが出來ず、公益優先の指導方針に従ひ、國家目的達成の爲めに國民經濟に課せられたる責任を分擔しなければならぬ。併し乍ら政府當局としては、急激なる變動を財界に與へることは其の好む所でないから(註三)、本令の制定に當つては慎重なる態度を以て臨み、其の立案より公布施行までの間に何回となく中間報告をなして、財界人の恐怖心を一掃するに努め、又、之を公布する際には大藏當局から左の如き方針が發表された。

一、財界に急激な變動を與へぬやう十分其の運用に留意する。

一、運用方針は會社經理委員會で速かに決定して發表するが、出來るだけ詳細に方針を決定して法令の運用が自

動的に行はれるやうにしたい。

一、現行給與令が一律に給與をストップしたのと異り、今回の勅令は給與の適正化を目標としてゐるのであるから、政府としては高低のある現行給與が漸次適正化されて行くことを期待してゐる。併し一舉に上下させるやうなことはしない。要は此の難局を乗切る爲めに堅忍持久、報酬の如何に拘らず國家に奉公することが目的であつて、此の目的を理解し協力せられたい。

一、許可申請書は成るべく簡單にして法定の様式に依ることとしたが、此の外に必要な依り提出を求める報告書については、必要な統制に協力すると云ふ考へ方から、適宜正確なるものを提出して欲しい。

一、利益配當、役員報酬に關して近く總會を開くやうな會社は、本令の許可を條件として決議して差支へない。

一、固定資産の償却に關する第三十一條、財産目録其の他書類に關する第三十六條、第三十七條は尙ほ研究する爲めに施行を延期し、第三十三條第三號の資金の貸付又は借入に關する規定は、銀行等資金運用令に依る流動資金統制の實施期(昭和十六年一月一日)まで延期する。

註二 此の勅令案要綱が總動員審議會に於て審議されたとき、先づ問題となつたのは財界に及ぼす影響如何の點であつた。中島委員は此の點について、「本令は運用上留意しなければ不測の財界混亂を招く恐れがあるが、大藏大臣の所見如何」と質問したのに對し、河田大藏大臣は「命令の運用については充分注意して財界の不安混亂を除きたい」と答へてゐる。

又、本令施行の前後に於ては、大藏當局は本令に關する民間の質疑を歓迎し、懇切なる態度を以て之に應答し、世上の誤解を一掃するに努めたのである。

けれども本令に對する是非の議論は尙ほ其の跡を絶たず、財界の一部に於ては之を以て企業心を萎縮せしむるものとなして緩和を要望する聲が高まつて來た。かゝる財界の要望を反映して、經濟閣僚懇談會に於ても、場合に依つては勅令の修正を考慮する申合をなしたが、大藏事務當局としては勅令修正に絶對反對の態度をとり、其の成行きは頗る世間の注目を惹いた。大藏事務當局が勅令修正に反對した理由は左の如くである。

一、會社經理統制令の内容については世上相當誤解せられてゐる點があり、例へば會社經理統制令は私有財産を否定するものだと云ふやうな思違ひも甚しい誤解が多いので、此の際勅令の主旨をよく徹底せしめて、誤解を一掃することに努める。

一、又、其の運用についても、懸念や不安を抱いてゐる向もあるので、運用方針の中未だ明確になつてゐない部分は、出来るだけ早く運用方針を決定して之を明確にする。

一、實際の運用に當つては、大藏省としては慎重に考へ、無用の衝擊を與へないやう十分に注意することは勿論であるが、勅令の修正と云ふことは、此の勅令が實施されてから僅か一箇月にもならず、而かも成案を得るまでには十分調査もし研究も重ねたのであるから、相當の時日を經過した後、其の結果に依つて修正を考慮すると云ふならば別であるが、目下の所では之を修正して重役賞與などの部分の規則を緩和することは絶對反對で

ある。

かくの如き大藏當局の斷乎たる態度は、經濟閣僚懇談會をして更に經理統制令緩和の意思なき旨の申合（十一月十五日）を爲さしむるに至り、問題となつた重役賞與の抑制については、運用方針に手加減を加へて然るべく之を緩和することにした。經理統制令の運用方針は、十二月二十二日の會社經理審査委員會に於て、「會社經理統制令第三條、第五條、第十二條、第十九條及び第二十一條の規定に基く許可又は指定に關する件」を決定したが、更に十二月四日の同委員會に於て「會社經理統制令の規定に基く許可、承認、指定命令又は制限に關する方針追加第一號の件」を可決し、問題の焦點となつた役員報酬、役員賞與、役員退職金、社員賞與及び一般手當等に關する諸規定の運用を緩和した。

本勅令は全體として見れば確かに劃期的なものであるが、併し其の規定の全部が一齊に施行されたのではなく、先づ比較的簡單な規定より施行し、徐々に其の他の規定をも施行して漸進的に効果を收めんとする方針をとり、原則としては本勅令は十月二十日より施行されたが、第三十一條、第三十三條第三號、第三十六條及び第三十七條のみは暫く其の施行を延期したのである。

### 第三十一條

會社に對し一定標準に依る固定資産の減價償却を命じ得る旨の規定である。

### 第三十三條第三號

一定の限度を超える資金の貸付又は借入につき統制を加へる旨の規定である。

### 第三十六條

會社に對し法定準則に依る財産目錄、貸借對照表、損益計算書及び原價計算書の作成を命ずる旨の規定である。

### 第三十七條

必要なる場合には勘定科目及び帳簿組織の様式を指定する旨の規定である。

而して之等の諸規定のうち、第三十三條第三號は銀行等資金運用令に於ける流動資金統制規定の實施期（一月一日）まで其の施行を延期され、其の他の規定は尙ほ充分に研究をなす必要があるので、特に施行を遅らせることになつたのである。

### 第三款 會社經理統制令の根據

#### (一) 國家總動員法第十一條

會社經理統制令は、前述せるが如く國家總動員法第十一條の規定に基いて發動された勅令である。國家總動員法第十一條中に「會社ノ利益金ノ處分償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ」とあるは、戦時に際し國家總動員上必要あるときに備へた原則的規定であつて、此の條項を發動して戦時總動員體制を整へる爲めに會社經理統制令の制定を見るに至つた。故に本令の冒頭には、國家總動員法第十一條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其の他經理に關する命令については、本令の定むる所に依る旨を規定してをり(令註一)、此の意味に於て本令は國家總動員法に於ける所謂委任立法(註二三)である。従つて國家總動員法第十一條に「命令ノ定ムル所ニ依リ」とある命令の一つとして、本令を擧げることが出来る。然るに本令の根據法たる國家總動員法は、本令の規定に依れば昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合をも含んでゐる。昭和十三年第三百十七號は、即ち「南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件」であつて、南洋群島をも含めて其の適用範圍とするのである(註一四)。

註一三 國家總動員法は國家總動員の準備及び實施の基本法であつて、普通の法律と異り其の内容が比較的抽象的であり、具體的内容は勅令其の他の命令に委任せられてゐる。併し乍ら勅令委任は特定の事項と特定の場合に限られ、且つ本法に依る委任立法權の濫用を防ぐ爲めに、國家總動員審議會の制度を設けた。會社經理統制令は國家總動員法に依る委任立法の一つである。

註一四 國家總動員法は朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島にも施行せられてゐるが、朝鮮、臺灣及び樺太については「國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件」(昭和十三年勅令第三百一十六號)に於て、國家總動員法は之を朝鮮、臺灣、樺太に施行する旨を規定し、獨り南洋群島のみは委任統治地域である爲め、別に「南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件」(昭和十三年勅令第三百一十七號)を制定し、南洋群島に於ける國家總動員に關しては國家總動員法に依る旨を規定してゐる。

本令は國家總動員法の委任命令であるから、單獨に罰則規定を設けることなく、違反者に対しては國家總動員法第三十四條第一號及び第三十五條の規定が適用される。

(一) 國家總動員法第三十一條

本令は國家總動員法第十一條に法律的根據を有するが、部分的に同法第三十一條に基いて設けられてゐる規定がある。即ち――

- 一、第二十四條の役員雜給與、社員手當及び社員退職金の準則報告に關する規定
- 二、第二十九條の機密費等の基準月額報告に關する規定
- 三、第二十九條ノ二の寄附金等豫定額の報告に關する規定
- 四、第三十五條の會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其の他經理に關する報告の徵取、又は臨檢検査に關する規定

等は、何れも國家總動員法第三十一條の規定に準據するものであつて、同條の定むる所に依れば、



政府は國家總動員上必要あるときは、命令の定むる所に依り報告を徴し、又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し、業務の狀況若くは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得るのである。併し乍ら本條に依り報告を命ぜられたり、臨檢検査を受くる者は主として總動員業務(國家總動員法第三條)に従事してゐる者の外に、總動員業務に従事してゐない者をも包括する。

會社利益配當及資金融通令に於ても、國家動員法第三十一條に依り、主務大臣は會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其の他經理に關して報告を徴し、又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し、業務の狀況若くは帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得る規定を設けた(八條)。此の規定の適用範圍は會社經理統制令に至つて更に擴大され、配當令の前記規定を其のまゝ踏襲すると共に(經理統制令第三五條)、特定給與の準則(同第三五條)や、毎事業年度に於ける特定支出の豫定額(同第三五條)をも主務大臣に報告せしむることとした。

#### 第四款 適用の範圍

本勅令の適用を受けるものは總て會社であつて、個人及び組合の如きは之に加らない。會社經理統制令と云ふ名稱の上から見ても明らかなることであるが、本令發動の根據たる國家總動員法第十

一條には明らかに「會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ云々」と規定されてゐる。利益配當の制限が會社に限られることは其の性質上當然であり、之に關する舊勅令を會社利益配當及資金融通令と稱したが、又給與についても會社職員給與臨時措置令なる名稱が用ひられ、専ら會社のみが其の適用を受けた。臨時資金調整法も最初は會社のみを對象とし、會社にあらざるものは適用の範圍外に置かれてゐたが、昭和十四年四月二十二日の改正に依り、一定金額以上の事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合には、會社以外の法人又は個人と雖も金融機關よりの借入等に依るもの、外は、總て政府の許可を受けしむることとなつた(註一五)。併し乍ら本令については、斯くの如き適用範圍の擴大はあり得ぬ。

註一五 拙著「臨時資金調整法講話」一七〇頁参照。

經理統制を會社以外にも及ぼすことは、技術上の理由に依り困難なるのみならず、實際の效果から見るときは、たゞ會社を其の對象とすれば足るのであつて、技術上の困難を排してまでも之を會社以外の企業に及ぼす必要はない。而してこゝに會社と云ふのは、本令第三條第一項の規定より推し得る如く、合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種の會社(商法第三條)の外、相互會社(保險業法第三條)である。本令の對象は斯くの如く會社に限られてゐるが、會社に依つては個人企業に等し

い小規模のものがあり、又、統制事項の種類に依つて必ずしも統制を必要としないものもある。故に本令では統制事項の全體に涉つて適用範圍を一定することなく、夫々の場合に應じて其の範圍を規定してゐる。

(1) 配當制限の規定

配當制限を受くるものは原則として資本金二十萬圓以上の會社である(令第三條第一項)。即ち公稱資本金二十萬圓以上の株式會社は勿論、出資金二十萬圓以上の合名會社又は合資會社、出資金及び株金の合計額二十萬圓以上の株式合資會社、基金二十萬圓以上の相互會社は總て本令の適用を受けなければならぬ。而して合資會社又は合名會社の場合には、本令の所謂資本金中に勞務信用等をも含むものと解されてゐる。配當制限規定の適用を資本金二十萬圓以上の會社に限定したのは、臨時資金調整法に依る免許可限度を資本金二十萬圓以上の會社(令第四條第五項第六條)としたのと同様の趣旨で、資本金二十萬圓未満のものは其の規模が少いから、之を適用範圍から除外した。然るに企業整備資金措置法に依り、廢止會社にして存続せしめられるものは資本金七十五萬圓以上の會社とし(同法第一條)、其の適用限度を引上げてゐるが、之は浮動購買力の發生を防止せんとする同法の目的に鑑みたるものに外ならない。資本金二十萬圓以上の會社は全國に約一萬二千ある。

(2) 配當率指定の規定

主務大臣が期間を定めて配當率を指定する場合(令第四條第一項)には、其の規定は總ての會社に適用される。

(3) 積立金の積立又は運用命令の規定

主務大臣が積立金の積立又は運用を命令する場合(令第六條)にも、其の規定が適用されるのは總ての會社である。

(4) 給與統制の規定

役員及び社員給與の統制に関する規定(令第七條第六條)は左の各號の一に該當する者が其の適用を受けなければならぬ。

一、資本金二十萬圓以上の會社

二、前號に規定するものを除くの外役員及び社員の合計數常時三十人以上の會社

之に依れば資本金二十萬圓以上の會社ならば、勿論、本規定の適用を受けなければならぬが、資本金二十萬圓以下の會社と雖も、役員及び社員の合計常時三十人以上の會社は等しく本規定の對象となるのである。資本金の上から其の適用範圍を二十萬圓以上の會社とした趣旨は、配當制限の場合に於けると異なる所はない。ところが單に資本金二十萬圓以上の會社のみ限定するときは、大

多數の相互保險會社は基金が極めて少く、又、全く之を有しないものもあるので、多數の従業員を擁する點では資本金二十萬圓以上の會社と何等の遜色がないにも拘らず、本規定の適用から除外されると云ふ不都合を生ずる。又、一般の會社についても、資本金は少いが従業員の比較的多いものには、本規定を適用することが妥當であるから、資本金に依る區分では適用の範圍外であつても、役員及び社員の合計数が常時三十人以上の會社に對しては本規定を適用することになつた。舊給與令にも同一規定があつた(舊令第三條第一項)。

(5) 經費支出の基準月額又は豫定額報告の規定

機密費、交際費、接待費及び廣告宣傳費の基準月額(令第三條第二項)、寄附金の豫定額(令第三條第三項)を報告する義務を負へるものは、何れも資本金額百萬圓以上の會社であつて、夫れ以下の資本金額の會社は之等の規定の適用を受けない。又、特別の法令に依り設立せられたる會社も、此の規定の適用から除外されてゐる。

(6) 經費の支出を適正ならしむる爲め主務大臣が命令を發する規定

(7) 資産償却の規定

主務大臣が經費の支出を適正ならしむる爲め必要な命令(舊令第三條第四項)を發する規定(令第三條第五項)、及び資産

償却に関する規定(令第三條第六項)は、總ての會社に適用されることになつてゐるが、(7)については差當り大會社に對して一定の標準を設け、減價償却を強制する。

(8) 勅令第三十三條の規定

勅令第三十三條の規定の適用を受くるものは、勅令に其の範圍を明示しないけれども、施行規則に依れば株式取得又は處分につき許可を受くることを要するものは資本金二十萬圓以上の會社であり(舊令第三十五條)、銀行其の他業務上株式を取得するもの、及び特別の法令に依り設立された會社は之から除外してゐる(舊令第三十五條)。又、特殊權、礦業權又は漁業權の取得又は處分につき許可を受くることを要するものも、施行規則に依つて資本金二十萬圓以上の會社と定めてゐる(舊令第三十七條)。資金の貸付又は借入については、施行規則にも其の適用範圍を明示してをらぬ。

(9) 餘裕金運用制限の規定

會社の經理を適正ならしむる爲め、餘裕資金の運用に關し必要な制限を受くる規定(令第三十三條)も、勅令に其の適用範圍の明示がないから、總ての會社が適用を受けなければならぬ。

(10) 經理検査の規定

經理検査に關する諸規定(令第三十三條)も、勅令にはたゞ會社とあるのみで、其の適用範圍について明

示がない。此のうち第三十六條及び第三十七條については、別に閣令に依つて詳細の規定を設ける際、適用會社の範圍が定まる。

(11) 施行規則に於ける諸報告の規定

會社概況報告書(第四四條)、旅費規程報告書(第四四條)を提出するものは、施行規則に依れば資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未満の相互會社である。併し本令施行の際資本金十五萬圓以上二十萬圓未満の會社は會社概況報告書を提出する義務がある(第四四條)。會社經理狀況報告書を提出するものは勅令第七條に掲ぐる會社である(第三四條)。

會社經理統制令適用會社表

事項	勅令條目	勅令規定	閣令規定
配當制限	第三條及第五條	資本金二十萬圓以上	
配當率の指定	第四條	一般の會社	
積立金の運用命令	第六條	同上	
給與統制	第七條乃至第二八條	(一) 資本金二十萬圓以上の會社 (二) 役員及び社員合計數常時三十人以上の會社	

機密費等基準月額額の報告	第二九條	資本金百萬圓以上の會社 設立された特別の法令に依り	
寄附金等豫定額の報告	第二九條ノ二	同上	
經理命令	第三〇條	一般の會社	
資産償却	第三一、三二條及	同上	
資金運用命令	第三三條	同上	
餘裕資金の運用制限	第三四條	同上	
經理検査	第三五、三八條乃	同上	
會社概況報告書の提出	(則) 第四〇條及び第四一條	(一) 資本金二十萬圓以上の會社又は (二) 本令施行の際資本金十五萬圓以上二十萬圓未満の相互會社(相互會社を除く)	
旅費規程の報告	(則) 第四二條	資本金二十萬圓以上の會社又は資本二十萬圓未満の相互會社	
會社經理の提出	(則) 第四三條	(一) 資本金二十萬圓以上の會社 (二) 役員及び社員合計數常時三十人以上の會社	

(1) 施行地域内に本店を有する會社の施行地域外にある支店

本令の施行地域は、内地、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島であるが(令第四六條第一項)、之等の地域内に本店を有する會社のうち本令に定めた條件に該當するものは、獨り施行地域内に於てのみならず、施行地域外に在る支店もまた其の適用を受けなければならぬ。従つて本店が施行地域内にあれば、外國に於て給與を受ける職員が假令外國人であつても、其の給與は本令の適用を受ける。

(2) 施行地域外に本店を有する會社の施行地域内にある支店

施行地域外に本店を有する會社の支店が施行地域内にある場合には、其の本店等について本令の適用のないことは云ふまでもないが、施行地域内の支店は獨立の會社として取扱はれ、其の資本金又は職員數の標準に依り本令の適用を受けなければならぬ。假令其の支店が純然たる外國會社の支店であつても、本令の規定に従ふことを要する(商法第四七七條乃至第四八五條)。

(3) 施行地域内に本店を有する會社の施行地域内にある支店

又、施行地域内に本店を有する會社の支店が、施行地域内の數箇所にある場合は、本令の定むる各種の手續は其の本店の所在地域に於て行ふものとする。

第五款 勅令及び閣令其の他の改廢

(一) 勅令の改正

會社經理統制令は、趣旨の徹底、機構の整備等に依り圓滑に施行せられてゐたが、政府は昭和十六年六月三日認可許可事務の簡捷化に關し、許可認可事項は眞に必要已むを得ざるものみに止むることとする閣議決定を爲し、又、七月二十五日には國政處理の戰時態勢強化に關する閣議に於て、國際情勢の緊迫化に對應し、戰時國政の運営に高度の敏速性を發揮せしむる爲に、手續の簡易化を徹底的に斷行する旨を決定した。そこで此の閣議決定の趣旨を率先して實行すべく、昭和十六年九月十七日勅令第八百五十九條を以て本令の改正を企てた。従つて今回の改正は主として手續上の問題に止まり、經理統制そのもの、本質には何等の變化を見ない。

改正の内容

本令改正の内容について云へば、(一)許可事項の整理、(二)報告事項の整理、(三)申請手續の簡略化、(四)様式の簡略化、(五)其の他の改正の五項目とすることが出来る。そのうちで特に注目されるのは左の諸點である。

一、役員報酬及び社員の昇給に關する許可事項を整理したこと

- 二、社員特殊手當に關する準則の制定及び變更の許可につき、申請後一定期間を経過したるときは自動的に許可ありたるものと看做すること
  - 三、機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等については、一定の基準額を越ゆる場合に其の許可を要するものとしたこと
  - 四、寄附金については、その豫定額を毎事業年度開始前に報告せしむること
  - 五、福利施設費及び研究費については、毎事業年度実績を報告せしむるに止むること
  - 六、大藏大臣のみが主務大臣たる會社の報告書及び申請書は、財務局長に事務を委任せられ居るものを除き、其の他のものは直接之を大藏省に提出せしむること
  - 七、主務大臣必要ありと認むるときは、會社、事項及び期間を定めて本令に基く制限を解除し、又は本令に基く義務を免除することを得ること
- 然るに十一月十四日勅令第九百六十七號を以て、許可認可等行政事務簡捷令が制定された爲め、本令も同令に準據して許可又は承認事務の簡捷化を圖ることとなり、十二月二十六日勅令第千二百三十四號を以て之に必要な改正が行はれた。統制令第三十八條ノ二は、昭和十六年九月に追加された規定なるにも拘らず、此の時早くも削除されて了つた。

昭和十八年十一月、戦力増強を目指して行政機構の併合整理が行はれ、之が爲めに經理統制令の主務大臣に關する第四十一條の規定に變更を來したから、同月一日勅令第八百五十五號を以て公布、即日施行された「軍需省ノ設置等ニ伴フ工業試験所官制外八十七勅令中改正ノ件」の第三十六條に於て、經理統制令第四十一條及び第四十二條第一項の規定が改正された。

(二) 閣令の改正

勅令に基く閣令は、昭和十五年十月十九日勅令と同時に公布された會社經理統制令施行規則昭和十五年閣令第三號があり、之も昭和十六年九月十七日閣令第二十二號を以て勅令と關聯して改正されたが、此の改正に於ては事務簡捷化に關係あるもの、外、第十六條ノ二の轉業者又は特別經歷者の初任給、第二十四條第一項の社員賞與の限度外支給等の如き注目すべき改正が行はれてゐる。又、十二月二十七日には閣令第三十號を以て第四十三條ノ二の規定が、許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項の規定に基いて改正され、又、昭和十七年二月二十八日閣令第四號及び同年十一月一日閣令第二十七號に依り第十九條の家族手當に關する規定の改正があり、更に昭和十八年七月十五日閣令第十七號を以て企業整備資金措置法の制定に伴ひ、新たに第三十六條第三項及び第三十八條第二項の新規定が追加され、株式の取得又は處分に伴ひ生ずる金銭債務にして、企業整備資金措置法第四條第

一項の規定に依り特殊決済を爲すべきものある時は、之に關する事項を記載したる書類を第一項の許可申請書に添付することとし、又、無體財産權の取得又は處分につき許可を受けんとする場合にも、前記第三十六條第三項の規定を之に準用することとなつた。

尙ほ昭和十八年十一月一日には、閣令第二十七號を以て、施行規則第四十五條の會社が提出すべき申請書、報告書又は届書に關する規定が改正された。

### (三)内閣告示の廢止

昭和十五年十二月四日内閣告示第十七號を以て、閣令第三十一條第二項の規定に依り、報告を要する福利施設費支出の内容に關し告示があつたが、昭和十六年九月の閣令改正に伴つて此の告示は自然消滅に歸した。

## 第二章 會社經理の根本理念

### 第一節 新體制下に於ける會社企業

會社經理統制令の基本精神は、會社の經理を適正ならしめ、國民經濟の活動單位としての會社の基礎を鞏固にし、以て國家目的の達成を分擔せしめんとするにある。そこで其の第二條に於て先づ會社經營の根本理念を掲げ、會社企業の公共性を強調してゐる。斯くの如く法令の指導精神を冒頭に掲げた立法例は我が國に於ては稀れに見る所である。夫れに依れば會社は國家目的達成の爲め、國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とし、會社として遵守せねばならぬ事項を列擧してゐる。

#### (1) 國家目的の達成

大東亞戰爭下に於ける我が國家目的の達成は、戰爭の完遂(即ち米英の擊滅)と大東亞共榮圈の建設にある。此の大目的を達成する爲には、高度國防國家體制を確立し、國家國民の總力を最高限度にまで發揮することに依つて、戦力の増強を圖らなければならぬ。昭和十八年九月二十二日の閣議に

於て決定された「國內態勢強化方策」は、内外の現時局に鑑み、雄渾活潑なる作戰に即應して斷行し、一層國內態勢の強化を圖り、以て聖戰目的を完遂せんとする諸方策を定めたものであつて、必勝信念の昂揚、軍需生産の急速増強、食糧自給態勢の確立、國內防衛態勢の徹底強化等を其の目標とし、國內態勢強化の爲め特に執るべき方途を示してゐる(註一五ノ二)。軍需省の設置並に之に伴ふ企業、院及び商工省の廢止、商工省所管事項中軍需に係るもの農林省へ移管に伴ふ農商省の創設、運輸通信省の設置並に之に伴ふ鐵道省及び逓信省廢止等は、何れも「國內態勢強化方策」に基き斷行されたものであつて、之を行政運営の決戦化と云ふことが出来る。又、軍需會社法の制定も、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ、且つ生産責任制を確立せんとするの趣旨であり、之に依つて重要産業の運営は更に強力となり、軍需生産の急速増強特に航空戦力の躍進的擴充が大に期待される。

註一五ノ二 昭和十八年九月二十二日の閣議に於て決定せられたる「國內態勢強化方策」の骨子を示せば左の如きものである。

第一 國內態勢強化の目標を左の諸點に置く。

- (一) 官民を擧げて常に今次聖戰の本義に徹せしむると共に、其の容易ならざる大業なることを覺悟せしめ、愈々必勝の信念を以て、不屈不撓、盡忠報國の誠を致さしむ。
- (二) 國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戰の躍進的擴充を圖る。
- (三) 日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立す。
- (四) 國內防衛態勢の徹底強化を圖る。

第二 國內態勢強化の爲めに執るべき方途左の如し(抄録)。

- (一) 行政運営の決戦化、(二) 國民動員の徹底、(三) 國內防衛態勢の徹底強化、(四) 重要企業の國家性を經營上更に確かならしめ、生産責任制を確立せしむる措置、(五) 海陸運送の一貫的強化、(六) 租税及び國民貯蓄強化、(七) 價格及び配給制度の徹底的簡素化、(八) 各種外廓團體整理及び業務運営の徹底的刷新、(九) 各種統制機關並に統制會社、軍生産第二線部面の徹底整理

(2) 國民經濟に課せられたる責任

新體制下に於ける國民經濟は計畫經濟であると同時にまた國防經濟であらねばならぬ。國家目的を最善に達成するには、國民經濟は國家第一主義を以て精進し、國家の爲めに其の生産性を最高度に發揮する必要がある。これ新體制下に於ける國民經濟に課せられたる責任である。昭和十五年十月七日の臨時閣議に於て正式決定された經濟新體制確立要綱中、其の基本方針(註一六)は、國民經濟の辿るべきコースを示したものであつて、如何なる經濟活動も此の方向に統合されてこそ、始めて國家目的を達成することが出来るのである。

註一六 昭和十五年十二月七日の臨時閣議に於て正式決定された經濟新體制確立要綱中、其の基本方針は左の如きものである。  
經濟新體制確立要綱

第一 基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包含して自給自足の共榮國を確立し、其の國內に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し、



官民協力の下に重要産業を中心として綜合計畫經濟を遂行し、以て時局の緊急に對處し、國防國家體制の完成に資し、仍て軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす。而して之が爲めには、

(一) 企業體制を確立し、資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ、其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ、

(二) 公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に、經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國防總力を發揮し、高度國防の國家目的を達成せしめるを要す。

本要綱の實施に當つては、現下の時局に鑑み、其の緊急のものに重點を置き、必要に應じ逐次夫れを實施するものとし、生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく民心の不安を來すことなきを期す。

尙ほ本體制の整備に即應して、關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ。

然るに大東亞戰爭の勃發に依り國防國家體制は更に一段と強化され、其の長期消耗戰に備へて凡ゆる國力を擧げてこれを戦力増強の一點に集中せねばならない。従つて當面の國策は生産増強に努め、以て必勝態勢を確立することに盡きてゐる。曾ては平和産業に對して軍需重點生産が行はれたが、今は軍需産業中に更に重點産業を設け、更に超重點生産主義が具現されるに至つた。此くの如き超重點産業への徹底的生産集中化は、我が國民經濟の生産力を擧げて總動員することに依つてのみ始めて可能なのである。其の方策としては昭和十八年三月一日の閣議に於て「戦力増強企業整備要綱」が決定され、之に基いて未曾有の大規模なる企業整備を完遂することとなつた(註一六ノ三)。企業

整備は新らしい問題ではなく、支那事變の推移と略ぼ歩調を一にして、次第にその範圍は擴大されたが、整備の對象は平和産業若くは中小企業であつて、配給機構並に勞務動員の見地から行はれたに過ぎない。然るに今次の企業整備は中小企業のみならず大企業にも及び、又、平和産業のみならず重點産業に付ても行はれ、從來の企業整備に比すれば著しく廣範圍であり、且つ計畫的である點が異つてゐる(註一六ノ三)。

註一六ノ二 昭和十八年三月一日の閣議に於て決定され「戦力増強企業整備要綱」中、其の基本方針として掲げられたものは左の如くである。

#### 第一 方針

一、大東亞戰爭の現段階に對處して、戰爭の完遂を確固不拔ならしむる爲め、國民戰時生活の確保を期しつゝ、皇國の綜合戦力就中直接戦力を急速且つ最高度に増強する目的を以て、從來の企業整備の趣旨を擴充し、新なる構想の下に企業整備を實施せんとす。

二、企業整備に當りては左の各號に重點を指向するものとす。

(一) 戰爭遂行上必要な生産力を軍需其の他の重點部門へ計畫的に轉活用し、之を擧げて戦力化する爲め、産業の各部門に於ける各種生産要素を集約すると共に、之が最大効率を發揮せしむる態勢を整備すること

(二) 戰爭の進展に伴ひ、愈々擴充を要する部門に於ては前號の外に特に企業系列の整備強化、生産機構の刷新向上等を圖り、其の生産性を最大限に昂揚せしむること

三、企業整備に當りては、本整備を通じて國民士氣の昂揚を圖ると共に戰時財政經濟の全體的運営に支障を生ぜしめざるは勿

論、進んで之が活潑強力なる運営を期するものとす。

註一六ノ三 今次の企業整備に於ては、(一)工業部門、(二)配給部門に分けて夫々其の整備方法を決定したが、工業部門は更に之を(イ)第一種工業部門、(ロ)第二種工業部門、(ハ)第三種工業部門に分類し、各部門に於て適切妥當なる企業整備を行ったのである。

長期戦は生産戦を意味する。生産増強が戦時國民經濟に課せられたる重大責任となるのは當然である。企業の整備と云ひ、資材勞力の供出と云ひ、何れも生産増強の爲めに行はれるのであつて、未だ戦力化せられざる生産要素は、擧げて戦力化することが要請されてゐる。國家が全體的立場に於て樹立したる生産増強策は、其のまゝ國民經濟の全分野に行き渡り、國家の指導統制の下に強力な戦時生産機構の新編成が遂行されねばならぬ。國民經濟は大東亞戦争の勃發を契機として、飽くまで戦時必勝態勢の完璧化を期し、戦力増強の爲に最高度に生産機能を發揮すべき新段階に突き進んだ。斯くして國家目的の達成に協力すればこそ、國民經濟には明日の繁榮が約束される。

(3) 會社の責任分擔

新體制下に於て國民經濟に課せられたる責任は重且つ大である。而して經濟活動の單位をなす會社は勿論其の責任を分擔せねばならぬ。從來の會社は専ら營利の手段として考へられてゐたが、國家目的達成の爲めには會社自體が營利至上主義から脱却し、一貫した計畫性に基き組織化されたる

系列中の一單位となり、公益優先の指導原理に従ひ、國策具體化の擔當機關として活動することが要請されるのである。經濟新體制確立要綱が企業體制について「企業體制を確立し、各個の企業をして國家目的に従ひ、其の創意と責任とに於てこれを經營せしめ、生産の確保増強を期す」と云つてゐるのも、會社企業の營利性から生産性への轉換(或る意味に於ては編成替)を要請するものであつて、斯くの如き性格の企業體制に於ける根本理念を決定するまでには、幾多の紆餘曲折があつたけれども結局落付く所に落付いた(註一七)。之を一言で盡せば國家目的奉仕の爲めにする自由主義企業體制の改革に外ならない。然るに民法第三十五條及び商法第五十二條の規定は營利を目的とする社團を認め(註一八)、會社ならば必ず營利性を有してゐるから、會社企業に於ける公益優先、私益追求放棄の理念は、之等の法律規定と牴觸するものゝやうにも考へられるが、併し此の理念は決して會社の營利性を否定するものではなく、經濟新體制確立要綱に於ても適正なる企業利潤を認め、特に國家生産の増強に寄與したるものに對しては、報奨的に其の利潤の増加をさへ認めることになつてゐる。故に經濟新體制の理念は、民法及び商法の現行規定と些かも牴觸しない。

註一七 經濟新體制確立要綱の第二企業體制は、經濟新體制の根幹を成すものであつて、此の要綱に於ても第一基本方針について重要な部分を占めてゐる。従つて本要綱が成立するまでには此の部分について多くの議論を生じ、正式に決定されたもの

は企業院原案に比し可なり修正されてゐるが、夫にも拘らずこゝに示された新體制理念は確に革新的意義を有し、必然の道を新らしい段階へと推進する本邦企業の動きが看取されるのである。次に第二企業體制の全文を示さう。

經濟新體制確立要綱

第二 企業體制

企業體制を確立し、各個の企業を以て國家目的に従ひ、其の創意と責任とに於て之を經營せしめ、生産の確保増強を期す。

- 一、企業は民營を本位とし、國營及び國策會社に依る經營は特別の必要なる場合に限る。
- 二、企業は其の性質により一定の基準に従ひ、之が設立等に付必要に應じ制限を加ふ。
- 三、企業は其の性質により一定の基準に従ひ、生産計畫並に技術的見地より見て之が分離結合せしむることを得。
- 四、中小企業は之を維持育成す。但し其の維持困難なる場合に於ては、自主的に整理統合せしめ、且つ其の圓滿なる轉移を助長す。

五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ、また其の恒久的發展を遂げしむる爲め、適當なる指導統制を加ふ。

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては、中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す。

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障礙ある投機的利潤及び獨占的利潤發生を防止すると共に、適正なる企業利潤を認め、特に國家生産の増強に寄與したるものに對しては、其の利潤の増強を認む。

(ハ) 企業利益の分配に當りては、適當なる制限を加ふるも、其の超過部分は公債其他を以て留保し、一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの道を拓く。

(ニ) 發明發見に依り國家生活の増強に寄與したる者に對しては特別なる報奨の道を講ず。

(ホ) 技術は之を公開するの道を開き、其の優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ、以て其の進歩を促進す。

(一) 企業の設備更新を容易ならしめ、其他企業の基礎を鞏固ならしむる爲め償却を勵化す。

(ト) 企業の國家的増強に對する寄與に應じ重點的に其の擴充發展を助成す。

六、農業、水産業經營の企業體制に付ては別途に之を考慮す。

之に依れば企業は私的性格を公的性活に轉換し、其の經濟的機能は國家目的に向つて統合されなければならぬ。

註一八 民法及び商法の現行規定が、營利を目的とする社團を認めてゐることは、既に本文に於て述べたる所の如くであるが、参考の爲め其の法條を次に掲げやう。

民法第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

前項ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ適用ス

商法第五十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立セラルル社團ヲ謂フ

營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立セラルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセラルモノ之ヲ會社ト看做ス

本令に於て會社とは商法上の合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、有限會社法上の有限會社、保險業法上の相互會社を謂ふのであるが、其の樞軸を成すものは勿論株式會社である(註一八)。然るに株式會社制度については、其の有する營利性の爲に動もすれば批難の對象となり易く、戦時に於ける國家目的たる生産力擴充を行ふには適しないとの意見が盛んに唱へられてゐる。成る程、支那事變以來、國策遂行の機關としては、株式會社に代はるべきものとして營團、金庫が設立され、株式會社制度は如何にも後退せるかに見えるが、併し株式會社の營利性は、營利經濟が自由

主義經濟下に於て具體化された時代の遺物であつて、統制經濟下に於ては、國家の指導統制に依り營利性は自ら稀薄化され、其の機能は國家性を帯びて來てゐる。現に今日の株式會社は會社經理統制令に依つて、「會社」ハ國家目的達成ノ爲、國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義」と爲すべきことを要求され(第三)、具體的には事業資金、經費並に資産償却、役員及び社員ノ給與、利益金の分配等に關する命令の遵守が求められてゐる。故に株式會社なればとて、決して營利本位にのみ運營することは出來ず、進んで其の公益性を發揮せねばならぬ現状にある。而して此の變貌せる株式會社の職分には、更に強烈な國家的性格を賦與し、民間企業者が其の創意と責任とを以て、自主的に國策に協力すべき途が開かれてゐる。其の最も顯著なる現はれの一つは、軍需會社法が現行の會社制度に依る企業組織を生かし、有るが儘の形態に於て企業を國家に結び付けたことである。軍需事業を營む者にして會社以外のものにも、本法中必要なる規定は準用されることになつてゐるが(第三)、併し原則的には株式會社たる軍需會社を對象とし、現行の會社組織を其の儘に企業の性格が國家目的にまで高められたことは注目し値する。即ち軍需會社に對しては戦力増強の國家要請に應へ、政府の計畫に従ひ責任を以て軍需充足に關する事業を完遂すべきことを求め、(第三)其の生産責任が法制的に規定され、生産責任制の確立、生産命令の強化等に依り指導者原理は更に

一步前進した觀がある。

註一八ノ二 昭和十三年以降に於ける各年末會社現在數を示せば左の如くである。

	合名會社	合資會社	株式會社	有限會社	其他
昭和十三年	一六、四九七	四二、七五四	二八、五五九	三〇	八七、八四四
同 十四年	一六、〇六九	四〇、三七二	三二、三六二	二八	八八、八三五
同 十五年	一五、六六五	三七、五九九	三五、九三六	一、八〇五	九一、〇二八
同 十六年	一五、〇三五	三五、四〇四	三九、二八四	六、四五一	九七、二〇三

備考 主税局統計年報に據る。合計には相互會社四社を含む。

合名會社、合資會社は毎年減少傾向を辿つてゐるのに反し、株式會社が却つて急速な増加を示しつゝあるは、企業形式としての優秀性を立證して餘りがある。有限會社の増加は新規の企業形態であつて、中小企業の整備に起因するものと觀られる。

### 第二節 會社經理上の原則

國家目的達成の爲め、國民經濟に課せられたる責任を分擔するのが、會社經營の本義であることは前述の如くであるが、會社經理統制令は其の經營に關して左の四個の指導理念を明示してゐる。

- 一、資金は之を最も有効に活用し、苟くも人的及び物的資源の濫費に陥るが如きことは嚴に之を避くること

- 二、經費の支出及び資産の償却を適正ならしむること
- 三、役員、社員其他従業者の給與及び其の支給方法を適正ならしむること
- 四、利益の分配を適正ならしめ、自己資金の蓄積に努むること

會社利益配當及資金融通令に於ても會社は經營を堅實ならしむる爲め、經理に關し遵守すべき事項

項<sup>第七條</sup>を明示したが、夫に依れば――

- 一、經費支出を適正ならしむること
- 二、利益配當に關する制限其他の事由に因り會社の經理上生ずべき餘裕は之を必要なる資産の償却又は積立金の積立に充つること

の二點に止まり、而かも之は主務大臣の名に於て發せられる狹義の經理命令又は勸告<sup>(第七條)</sup>の前提條件として掲げられたものと見るべく、従つて勸令全體の指導理念と云ふほどの力は持たなかつたが、本令では堂々と法文の冒頭に於て廣汎且つ重大なる遵守事項を掲げてゐる。舊勸令の遵守事項は、單に會社自體の經營を堅實ならしむる私的關係であるのに反し、新勸令の遵守事項は、國家目的達成の爲め國民經濟に課せられたる責任を分擔すべき會社に要請される事項であつて、本令の直接目的とする所もまた之等の諸點にある。

### 第一款 資金の活用

會社の資金には自己資金の外に借入資金がある。自己資金は利益金の再投資であるが、事業の規模大なるときは自己資金のみに依頼することは出來ず、又、利益金なきか、之あるも再投資を爲すだけの餘裕乏しきときは、全然自己資金に依頼することは出來ないから、必要な資金を調達する爲めに、社債の發行若くは一時借入れの方法を擇ばなければならぬ。併し乍ら資金の用途が不急不要の方面にあるならば、一定の金額を超えるものについては國家は其の調達を抑制する。即ち一定の金額を超える設備資金は臨時資金調整法により<sup>(註一九)</sup>、又、一定の金額を超える流動資金は銀行等資金運用令により<sup>(註二〇)</sup>、夫々其の調達を抑制して不急不要方面に使用されることを防止してゐる。然らば自己資金は如何と云ふに、設備資金として使用するには、一定金額を超えるものについては之も主務大臣の許可を要するのである<sup>(註二一)</sup>。

註一九 臨時資金調整法第四條參照。

註二〇 銀行等資金運用令第三條參照。

註二一 臨時資金調整法第四條ノ二は、會社、會社以外の法人及び個人が、自己資金に依つて一定金額以上の事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合には、主務大臣の許可を受けしむる趣旨の規定である。

故に會社が使用する資金は、原則的には時局から見ても緊要なる方面にのみ限られる譯であるが、併し政府の許可を得たからと云つて、之を活用することを考へずにたゞ漫然と使用するときは、人的及び物的資源の濫用の弊に陥るから、經濟新體制確立要綱に於ては會社經理の遵守事項の一つとして、資金の有益なる活用と云ふことを強調してゐる。高度國防國家の建設には生産力擴充の必要なることを俟たないが、人的及び物的資源の確保は生産力擴充の先決條件である。而してこゝに人的及び物的資源とは――

一、國家總動員法第一條の所謂人的及び物的資源(註三二)

二、國民生活の安定を確保するに必要な人的及び物的資源

三、輸出振興の爲め必要な人的及び物的資源

等を意味する。人的資源は、人の精神的又は肉體的生産性を内容とするものであつて、國家總動員法は之等の人的資源を確保する爲め國民徵用制度(註三三)を設け、この制度を適正圓滑に實施するの基礎として、別に職業能力に關する申告又は検査制度(註三四)をも設けてゐる。次に物的資源としては、先づ第一に國家總動員法の所謂總動員物資(註三五)を挙げなければならないが、之は戰爭の爲めに必要な國防資源である。然るに四箇年生産力擴充計畫(昭和十三年度を第一年とす)に於て擇ばれたる十

五品目(註三六)のうちには、ソーダ工業鹽、バルブ、硫酸アンモニア、金等の如きがある。最近の事業資金調整標準を見ると、甲類のイ及びロに屬する事業は――

一、甲類のイに屬する事業

生産力擴充計畫産業並に兵器(部分品を含む)製造業及び航空機(部分品及び附屬品を含む)製造業

二、甲類のロに屬する事業

生産力擴充計畫及び軍需に密接なる關係を有する産業にして、今後事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするもの

であつて、何れも國防國家建設の爲めに必要なる資源の確保を目的を指すものなること云ふまでもなす。

註三二 國家總動員法第一條の所謂人的及び物的資源とは、戰爭(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ國防目的達成ノ爲メ國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲めの國家總動員に於て、其の統制運用の對象となる資源のことである。

註三三 國家總動員法第四條の規定に依れば、政府は戰時に際し國家總動員上必要ありと認むるときは、勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して、總動員業務に従事せしむることが出来る。國民徵用令(昭和十四年七月七)は、この規定に基いて發動されたものである。又、第五條の規定に依り國民勤勞報國協力令(昭和十六年十一月二十)が制定された。

註三四 國家總動員法第二十一條は、徵用制度を適正圓滑に實施するの基礎となり、兼ねて戰時に於ける勞務需給の調整に資す

るが爲め、國民の職業能力に關し申告を爲さしめ、又は検査を行はんとするものである。この規定に基いて國民職業能力申告令(昭和十四年一月七日)の外に、尙ほ幾つかの職業能力申告令が出てゐる。

註二五 從來の國家總動員法に於ける所謂總動員物資とは左の如きものである。

- 一、兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
  - 二、國家總動員上必要な被服、食糧、飲料及び飼料
  - 三、國家總動員上必要な醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
  - 四、國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
  - 五、國家總動員上必要な通信用物資
  - 六、國家總動員上必要な土木建築用物資及び照服用物資
  - 七、國家總動員上必要な燃料及び電力
  - 八、前各號に掲ぐるものゝ生産、修理、配給又は保存に要する原料材料、機械器具、裝置其の他の物資
  - 九、前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資
- 之等の資源は戰爭に際し國防目的達成の爲め、國家總動員上必要不可欠可からざるものである。従つて廣義に軍需品と云へば此の總動員物資の全部を包含する。軍需品なる法律的觀念は、軍需品工場事業場検査令第一條に「本令ニ於テ軍需品ト稱スルハ軍ノ命令又ハ契約ニ基キ生産又ハ修理ヲ爲ス兵器其ノ他ノ軍用ニ供スル物資ヲ謂フ」と定義されたるに據るべきであるが、斯かる軍需品は狹義の軍需品であつて、直接軍の使用に供せられる物資であり、所謂總動員物資の一部に過ぎない。而して軍用に供し、若くは軍用に供すべき資源(人的資源を含む)については、軍用資源秘密保護法の命ずる所に依り、外國に秘匿することを要する事項として其の漏洩を防止せねばならぬ。

註二六 四箇年生産力擴充計畫に採られたる十五品目は左の如き物資である。

- (一)鐵鋼 (イ)鋼材 (普通鋼、特殊鋼、鍛鍊鋼) (ロ)鋼塊 (ハ)銑鐵、(ニ)鐵鑛石、(三)輕金屬(アルミニウム、マグネシウム) (四)非鐵金屬(銅、亞鉛、錫、ニッケル) (五)石油及び其の代用品 (イ)航空揮發油、(ロ)自動車揮發油(天然揮發油、人造揮發油) (ハ)重油(天然重油、人造重油) (ニ)航空潤滑油(ホ)無水アルコール(六)ソーダ及工業鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、工業鹽) (七)硫酸アンモニア(八)バルブ(製紙用、人絹用) (九)金(十)工作機械(十一)鐵道車輛(機關車、客車、貨車) (十二)船舶(十三)自動車(十四)羊毛(十五)電力(水、火力)
- 其の後の情勢は著しく變化し、思ひ切つた超重點主義が強行され、均衡よりも先づ根幹産業及び軍需産業の飛躍的な擴充が要請されるに至つた。昭和十八年一月十八日の閣議に於て、(一)鐵鋼、(二)石炭、(三)輕金屬、(四)船舶、(五)航空機を超重點産業に指定し、戰時行政職權特例の規定に依り、内閣總理大臣が關係各省大臣に對して必要な指示を爲すのも、之等の超重點産業の生産力擴充に關してである(戰時行政職權特例第一條)。
- 軍需省官制に依れば、(一)總動員局の外に、(二)航空兵器局、(三)機械局、(四)鐵鋼局、(五)輕金屬局、(六)非鐵金屬局、(七)化學局、(八)燃料局、(九)電力局の一總局八局により構成せられ、其の物資別編成は軍需物資の重要性に基いてゐる(軍需省官制第一條)。茲では非鐵金屬、化學、燃料、電力等が加はり、所謂五大重點産業よりも其の範圍が廣い。
- 更に軍需會社法に依れば、兵器、航空機、艦船等重要軍需品其の他軍需物資の生産、加工及び修理を爲す事業を軍需事業と呼んでゐる(軍需會社法第二條)。所謂軍需産業の範圍は大體に於て左の如くである。
- (一)兵器、艦艇、彈丸、航空機、船舶、通信機器、並に之等の部分品の生産、加工及び修理の事業
  - (二)普通鋼及び特殊鋼、アルミニウム、マグネシウム等の輕金屬及びジラルミン等の輕金屬、鉛、亞鉛等の非鐵金屬、重要非金屬礦物の生産及び加工の事業
  - (三)セメント、硝酸曹達等の重要化學工業品の生産の事業
  - (四)液體燃料及び潤滑油並に石炭瓦斯及びコークスの生産の事業
  - (五)(一)乃至(三)に掲ぐる物資の原料及び材料の生産の事業
  - (六)前各號に掲ぐる物資の生産、加工及び修理に要する機械器具及び裝置並に之等の部分品の生産、加工及び修理の事業

(七) 前各號に掲ぐるもの、外主務大臣の指定する事業

此の第一次生産力擴充計畫は、昭和十六年度中を以て一應の完了を見た。引續き更らに大東亞戰爭遂行に即應すべき第二次生産擴充計畫(五ヶ年計畫)が樹立されたが、昭和十七年度に於ては専ら現有設備の最高利用に依り、戰勝獲得の絶對必要に對する物資動員計畫上の物資供給力の生産確保を其の中核とする。併し乍ら大東亞戰爭の目的完遂を期する爲には、其の新事態に即應して、日滿支の外に南方關係をも考慮した綜合計畫を樹立する必要があり、現有資材の節約及び代用化、在庫資材、死藏資材等の積極的活用と相俟つて、海上輸送力十分ならざる現狀に鑑み、船舶の急速建造に全力を注ぐ爲、計畫造船の實施確保が大東亞共榮圈確立に要する經濟施策の一つとして採り上げらるるに至つたことの如きは、今次の生産力擴充計畫(註二七)に於て特に注目すべき點である。

註二七 大東亞戰爭の目的完遂の爲、之に要する生産力擴充計畫に密接なる關係を有する重要法令としては、重要産業設備管團法(昭和十六年法)、重要物資管理管團法、(昭和十七年法)、重要産業團體令(昭和十六年勅令)、企業許可令(昭和十六年勅令)、企業整備令(昭和十六年勅令)等があり、設備管團法については同管團をして計畫造船に主體的役割を爲さしむる爲、第八十議會に於て其の改正法律が成立し、又、重要産業團體令の制定に伴ひ、先づ十二種の重要産業が選ばれて、各産業部門に統制會の結成を見るに至つた。斯くして我が國産業の計畫的再編成は強力に遂行されつゝある。

併し乍ら戰時財政經濟の運用に於て、必要缺くべからざるものは獨り物資や勞力のみでなく、苟

くも貨幣經濟を其の基底としてゐる限り、貨幣の機能も亦之を輕視することは出来ぬ。政府は其の尤大な戰費を調達するに當つて、増税の外に巨額な公債を發行し、又、民間企業が生産力擴充の爲に要する資金を賄ふには、借入金若くは社債發行の方法に依つてゐる(註二七ノ二)。従つて日本銀行の銀行券(日本銀行法に依り兌換銀行券の名稱は廢止された)の發行高は、急激な速度を以て増加した(註二七ノ三)。斯くの如き銀行券の増發は、動もすれば物資と通貨との調和を失はしめ、所謂惡性インフレーションとして戰時經濟の攪亂状態を惹起する恐れがあるから、物資統制の強化と相俟つて資金の統制も亦強化されなければならない。臨時資金調整法は「物資及資金ノ需要ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スル」(註二七ノ四)ことを目的とし、不急不要なる事業設備に資金の使用せらるるを防いで、國家の緊要とする事業設備資金の供給を圓滑ならしめんとするものであるが、更に銀行等資金運用令を制定して、運轉資金に對しても同様の統制を加へることになり、戰時下に於ける資金統制は益々強化されてゐる。而して今日の資金統制は之に綜合性計畫性を與へ、資金の積蓄及び配分が計畫的に行はれるのであつて(註二七ノ五)、之が爲に金融統制會の新機構さへも出現した(註二七ノ五)。

註二七ノ二 支那事變以來、大東亞戰爭勃發の二年目たる昭和十七年末に至る五ヶ年半の事業資金供給高は、諸金融指標に依り綜合すれば左の如く累計額三百九十一億圓の巨額に上つてゐるが、此の中、株式拂込及び銀行、信託貸付増加額に包含される重複勘定を控除するも、其の供給實額は大體三百五十億圓見當と推定されてゐる。



支那事變以降事業資金供給額 (金額單位百萬圓)

昭和十二年	新規社債		株式		銀行信託貸付等增加額		總計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
昭和十二年	一八	〇・九	一、〇三八	一〇・四	一、〇〇五	四八・七	二、〇六三
同 十三年	七三五	一八・五	一、八八九	四七・五	一、三五三	三四・〇	三、九七八
同 十四年	一、八一八	二五・一	二、四〇二	三三・一	三、〇三六	四一・八	七、二五七
同 十五年	一、七二八	二〇・九	三、〇〇五	三六・三	三、五四七	四二・八	八、二八二
同 十六年	二、六五〇	三三・九	二、四七六	三一・六	二、六九五	三四・五	七、八二二
同 十七年	三、二三九	三三・四	二、五六一	二六・三	三、九〇三	四〇・三	九、七〇三
計	一〇、一九二	二六・〇	一三、三七三	三四・三	一五、五四〇	三九・七	三九、一〇六

備考 社債は興銀調査、株式拂込は日銀調査、貸付は大藏省調査に據る。

註二七ノ三 昭和十二年以降に於ける紙幣及び銀行券流通高は左の如くである。

紙幣及び銀行券流通高 (單位千圓)

昭和十二年	小額紙幣		日本銀行兌換券		朝鮮銀行券		臺灣銀行券		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
昭和十二年	一〇、九六五	二、〇八〇	五五五	二七九	五〇二	一一二	〇三三	二、四八三	〇五五
同 十三年	八八、八三八	二、四七四	一三四	三二一	九七八	一四〇	〇一九	三、〇二四	九六九
同 十四年	二四八、七六六	三、三九三	六九三	四四三	九八七	一七一	一六九	四、二五七	六一五
同 十五年	三六〇、三四七	四、四五二	八八五	五八〇	五三三	一九九	六八五	五、五九三	四五一

備考 舊版に於ては日本銀行兌換券に付き、其の年中最高、最低、平均及び月末各發行高を示したが、日本銀行兌換券發行高は昭和十七年六月以降其の發表を停止された爲め、之に代へて日本銀行兌換券、朝鮮銀行券及び臺灣銀行券各流通高を掲げて参考に供することとした。

註二七ノ四 資金に関する國家計畫には、(一)大藏省の行ふ資金動員計畫、(二)企畫院が中心となつて策定する資金統制計畫の二つがある。前者は「財政金融基本方策要綱」に依つて昭和十七年から實施され、其の仕組は國民經濟の總生産額其の他を綜合的に勘案して國家實力を概定し、之を國家目的に従つて財政、産業及び國民消費の四者に合理的に配合する。後者は金融機關に集積すべき資金を豫定し、之を公債、産業資金、對外投資資金及び國民消費資金に如何に配分すべきか決定せられ、即ち資金統制に関する計畫である。然るに昭和十八年度の資金統制計畫は之を國家資金計畫と改稱し、貯蓄の源泉たる國民所得まで遡つて、「財政金融基本方策要綱」に於ける資金動員計畫の方式に則りて、戦時國民經濟の實體(國民所得及び國民所得以外の資金)に基き國家實力を概定し、其の財政、産業及び國民消費の三者に對する配分關係を計畫化され、眞の國家資金計畫としての實體を具備するに至つたのである。而して國家實力は物資動員計畫、生産擴充計畫、國民動員計畫其の他の國家諸計畫に於ける計畫目標を綜合し、謂はゞ戦争完遂の要請に應へる最高度の經濟活動の發揮を豫定して之を概定する。併し綜合計畫と並んで(一)資金蓄積計畫、(二)公債計畫、(三)産業資金計畫、(四)對外投資計畫等の各個別計畫をも策定し、綜合計畫の圓滑なる運轉を期してゐる。斯くして國家實力は算定せられ、現實に之を調達すべき動員計畫即ち調達計畫を樹立し、一定の配分計畫に基いて國家實力の配分が行はれるのである。

産業資金の計畫化、即ち國家資金計畫に基く産業資金の配分は、適正なる所要に對し其の充足を

確保せんとするものであるが、資材及び勞力に付ても效率的使用に依つて、乏しきを以て多きを生産する所以であり、戦時下企業經理の指導に關し各般の工夫を凝らす必要がある。特に企業者の自發的協力に依る經理の適正化、資金效率の向上に俟つところは甚だ多い。經理統制令に於て資金の活用が要請されてゐるのも、要は資金と表裏の關係にある資材及び勞力の效率的使用に資せんとするものに外ならない。而して資金の面に付て云へば、臨時資金調整法第十六條の規定に基き、毎年國內資金調査規則を制定して、資本金五百萬圓以上の會社に於ける(一)一ヶ年間の事業の資金計畫、(二)資本増加、株金拂込又は會社設立に關する計畫、(三)各四半期に於ける社債の發行計畫に付き夫々其の報告書(正副四通)を徴するの外、更に資本金二十萬圓以上の會社より上下各半期間に於ける事業の資金実績報告書(正副四通)を徴してゐる(昭和十八年度國內資金調査規則に據る)。之等の報告額は政府に於て適當に是正され、之に財政需要を加へて資金調達計畫を樹立すると同時に、之に基いて資金蓄積計畫を決定し、國家資金計畫の基礎たらしめてゐるのである。従つて之等の報告書は、國家の資金計畫に協力する意味に於て作成されねばならず、報告者たる事業會社は會社經理統制令の要請に従ひ、飽くまで資金活用の見地から個々の資金計畫を樹立し、其の效率的使用を期する責任がある。

### 第二款 經費支出の適正化

經費支出及び資産の償却を適正ならしむることは、既に會社利益配當及資金融通令に於ても會社の遵守事項として要請されてゐたが、當時の國民經濟は自由主義經濟の建前であつたので、之に依り會社自體の經營を堅實ならしむることが出来れば足りた。然るに本令は國民經濟に課せられたる責任を會社にも分擔せしめ、國家に對する會社の責任として之が遵守を命ずるのである。經費支出及び資産償却の適正化を行へば、會社の經營の堅實となることは當然であつても、夫は不況克服策とか利潤増進の手段とか云ふが如き種類のものではなく、國策に協力せんとする積極的な意義が看取される。即ち經費支出の適正化は國家の低物價政策を支持する爲めであり、資産償却の適正化は設備更新を容易ならしむることに依つて、生産力擴充を促進せんが爲めに外ならない。之も畢竟會社經理に對する統制強化の現はれである。

「物價統制ノ大綱」(昭和十四年四月二十七日第三十三回中央物價委員會決定)に依れば各物資の價格の公定については、原材料、賃金、運賃、利潤等價格構成の各要素毎に戦時下に於て適正とすべき原價計算を行ひ、所期の物價基準に照應せしめねばならぬ。而して本大綱實施上の具體案たる「物價統制實施要綱」(昭和十四年八月三十日第二十九回中央物價委員會決定)に

於ては、原價計算に於ける經費の取扱方につき考慮すべき諸點を擧げてゐるが（註二八）、製造原價の構成要素としての經費に對する陸軍の見解は、經理統制上頗る注目すべきものであつて、「軍需品工場事業場原價計算要綱」に示す所に依り其の大體を知ることが出来る（註二九）。新體制下に於ける會社は、其の軍需品會社たるを否とを問はず、總て經費支出の適正化を圖ることに依つて、國家の低物價政策を支持すると共に、又、會社自身の經營を合理化せねばならぬ。軍需インフレの浸潤に伴ひ、會社經營は放漫に流れる嫌ひがあり、利益配當制限の結果は會社に餘裕金を生じ、之が處分に困まつてゐる會社も少くない。斯くて不必要な經費が膨脹するならば、人的及物的資源は之が爲めに濫費せられ、たゞ國策の遂行に支障を來さしむるばかりである。此の意味に於て經費支出の適正化を圖ることは、戦時下の會社に課せられたる重大責任と云ふことが出来る。

註二八 原價計算に於ける經費の取扱方につき「物價統制實施要綱」に記する所は左の如くである。

- (3) 前記原價計算ニ於ケル經費ノ取扱方ニ付テハ左ノ諸點ヲ考慮スルコト
- (イ) 原材料、製品、仕入品等ノ原價ハ計算當時ノ價格ヲ以テ標準トスルコト
  - (ロ) 税金ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ課税セラルル性質ノモノハ之ヲ經費ト認ムルモ、利益ニ對スル課税ニ屬スルモノハ之ヲ利益ノ處分ト見做シ經費ト認メザルコト
  - (ハ) 賞與手當等ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ一定額ヲ恒例的ニ支出スルモノ（實質上給料的性質ヲ有スルモノ）ハ之ヲ經費ト認メ、然ラザルモノ及重役賞與ハ之ヲ利益ノ處分ト見做スルコト

- (ニ) 寄附金ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト
- (ホ) 掛金ニ基ク貸倒レ危険ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト
- (ヘ) 仕入ハ原則トシテ現金仕入ノモノト見做スルコト
- (ト) 支拂金利ハ計算當時ノ社債金利及貸出金利ヲ標準トスルコト

註二九 「陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱」に依れば、經費（製造工業に於ける）とは製造原價の構成要素にして材料費と勞働費の二者を除きたる一切の費用を謂ふのである。製造工業原價計算要綱（原價計算規則別冊）も此の解釋を採る。

### 第三款 資産償却の適正化

日本の工場が事變以來擴充設備した機械は、決して絶対永久の生命を持つものではなく、或るものは五年、十年の生命を保つであらうが、或るものは二、三年でその機能を喪失する。假りに廢棄處分とならないまでも、一定期間を経過すれば大修繕を加へなければ使用に適しないものが多い。殊に注目すべきことは、軍需工業景氣の昂揚に便乗して、未熟低劣なる技術を以て粗製急造された機械が、已むを得ず需要されてゐると云ふ事實である。更らに之に加へて需要急増の爲め、中古機械が相當に設備されてゐることも認めなければならぬ。そこで工場操業の高度化と相俟つて、機械の命數は愈よ急速に短縮しつゝある。斯くの如き情勢の下に於ては、固定資産に對する減價償却に

努め、機械の新陳代謝を容易ならしむるを以て急務とする。

商法の規定に依れば、企業の有する財産は決算時の価格を超えざる価格を附することを要し（第三項）如何に低い価格を附するも違法とはならない。たゞ固定資産については、其の取得價額又は製作價額より相當の減損額を控除したる価格を附することが出来るのであつて（第三項）、貨幣價値の上昇の爲め、其の評價格が固定資産の推定時價を基礎とせる減價マイナス償却額を超えることは差支ないが、反對に物價昂騰の爲め、推定時價マイナス償却高が原價マイナス償却額より高くなつてゐるときでも、原價マイナス償却額を推定時價マイナス償却額に訂正することを許さぬ。此の規定の趣旨は、總じて低價評價は許され又は歓迎するところであるが、時價以上の評價は之を禁止せんとするにある。従つて固定資産に關する限り如何に過大償却を行ひ、原價マイナス償却額なる帳簿上の財産評價格を低く示す場合があつても、商法上は何等の制限を受けないのである。斯くの如きは債權者保護の立場から、會社の實質正味有高の保全を第一義としたものであるが、併し固定資産の新陳代謝の爲めにも極めて都合がよい。

然るに税法に於ては商法の取扱と異り、無制限に固定資産の價格を減價償却に依つて引下げることとを許さない。否、夫は決して否定はしないけれども、斯かる償却額を費用として計上することを

容認しないのである。何んとなれば課税利益の算定に當つて、償却費を營業經費として豫め収益から差引く税務上の取扱によるときは、償却費が多額に計上せらるることは夫だけ純利益の減少となり、従つて課税金額の減少を來すからである。斯くして商法が資産の低價評價を企業者の任意としてゐるのに反し、企業から多くの税金を徴收せんとする關係上、税法では費用の低價評價は少しも差支ないのであつて、税法上の費用として許されるであらう金額の償却費（註三〇）より尙ほ低い償却費を計上するも、其の償却費が費用として低きに過ぐるの故を以て否定せられ、若くはより多き償却を行ふべきことを勸告せらるるが如きことはない。人絹會社其の他の化學工業會社などでは、妥當な償却まで秘密積立と見做され、所得乃至營業收益の査定について屢々紛糾を惹起した。

**註三〇** 減價償却には、（一）定額法、（二）定率法、（三）減價基金法、（四）年金法、（五）取替法其の他種々なる方法があるが、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱では定額法に依るべきことを規定し（第六項）、海軍軍需品工場事業場原價計算準則も亦之に歩調を合せた（第三〇條）。然るに大藏省稅務當局は從來から、定額法に依るも又定率法に依るも自由に任せてゐたので、軍部は産業界の要請を容れ、必要に應じては定率法に依ることを認めた。最近實施された原價計算規則別冊製造工業原價計算要綱は、之等の事情を參照して原則としては定額法に依るべきものとし、業種に依り必要あるとき、又は固定資産の性質上之に依り難きときは定率法に依ることを得と規定した（第六條）。

元來、大藏省主稅局が租稅査定に使用する固定資産の償却堪久年數表は、大正七年に制定せられ

てから久しく何等の改正も行はれなかつたが、實際の償却年数は同表に示した基準以上に短縮されてをり、而かも其の基準超過額は査定上費用と認められないので、課税の公正を缺くこと甚だしきものがあつた。そこで昭和十二年五月に至り、主税局長通牒を以て固定資産償却年限の短縮を圖つたが(註三一)、更に第七十三回帝國議會に於て、増税並に税法改正に關する諸法案審議の際、端なくも固定資産の減償償却に關する取扱が問題化し、其の結果、臨時租税増徴法の實施を機會に昭和十三年七月、再び償却年限の短縮が相當廣い範圍に涉つて行はれた(註三二)。其の後時局の進展に伴ひ生産力擴充の必要は益々増大して來た爲め、第七十五回帝國議會に於て臨時租税措置法の改正が行はれ、同法に依り固定資産減償償却の特例を認むることとなつた(註三三)。けれども其の後の推移を見ると、減償償却は單に會社自身の爲めのみでなく、國家的見地からも之を必要とされ、著しく其の重要性を増して來たのである。従つて税法上に於ても單なる效果主義に捉はれず、經營の計算を健全に指導せねばならぬ。

註三一 昭和十二年五月には、増税の生産力擴充を阻害することを防ぐ爲め、人絹、ステープル・ファイバー、化學工業を中心に工場、機械及び附屬建築物、船舶等の償却期限の短縮を行ひ、建ち百年を八十年、工場七十年とした。

註三二 昭和十三年七月の第二次改正では、時局關係産業中、昭和十二年七月一日以後の新設、擴張又は過水したる固定資産に對して年數短縮を行ひ、又、時局關係産業につき新設、擴張以外のものや、時局關係産業以外のものも使用激甚のものに對し

ては一定の短縮を認めた。其の結果、時局産業に於ける固定資産の償却年限は、従来の三分の二乃至四分の三に短縮された。

註三三 臨時租税措置法第一條ノ十五(昭和十五年四月改正)の規定に依れば、別表に掲ぐる事業の用に供する建物(工場用以外の建物を除く)、機械其の他の設備及び船舶にして、昭和十四年四月一日以降新設、増設又は製造したるものについては、新設、増設又は製造後三年間の期限を限つて、一定の金額以内の償却の償却を爲し得る途を拓き、其の過大償却となる金額についても、之を法人税法に依る所得、營業税法に依る純益の計算上損金又は必要経費と認むることとした。

減償償却適正化の問題は、原價計算に關聯して既に陸軍々需品工場事業場検査令に依つて採り上げられ、其の施行規則別冊陸軍々需品工場事業場原價計算要綱に於て、減償償却につき「減償償却トハ經常ノ減償償却ヲ意味シ、固定資産ノ原價、耐用命數及殘存價格ヲ測定シ、當該固定資産ノ原價ヲ每期繼續的ニ減額シ、以テ投下資本ノ回收ヲ爲スコトヲ謂フ」と定義してゐるが、會社經理統制令は更らにこれを一般産業にも及ぼし、經理統制の見地から減償償却に特別の考慮が拂はれることとなつた。然るに「經濟新體制確立要綱」を見れば企業設備更新を容易ならしめ、其の他企業の基礎を鞏固ならしむる爲め償却を強化する建前であるから、減償償却を行ふことは最早や一會社の私事ではなく、國策に基いて會社の嚴守せねばならぬ責任事項の一つに數へられる。況んや會社の經理上必要と認められるときは、政府は其の會社に對して減償償却を命ずる權限を有するに於てをやである(附則統制令)。

第四款 給與の適正化

會社職員給與臨時措置令は、昭和十四年十月十八日價格等統制令と同時に公布せられたもので、昭和十四年九月十八日の指定期日に於ける給與規準を以て、給與の引上げを停止する臨時措置が講ぜられた。而して豫定の一箇年を経過し、昭和十五年十月十九日限り此の臨時措置令が満期となるを機會に、會社職員（主として社員）の給與を停止令から解放し、其の適正額を定めることに依つて、經營に於ける人的要素たるサラリー・マンの地位を擁護し、過去の歴史性から來た各會社間給與の優劣を是正することになつた。本令の目標とするところは給與の適正化にある。高低ある給與は之に依つて漸次適正化されて行くであらうが、斯くの如き給與の適正化は法定基準への引上げ又は引下げと云ふ形によつて行はれるのであるから、引上げらるる者のある代りに他方に於てはまた引下げらるる者もある。若し夫れ役員給與に至りては從來よりも其の統制が一層強化された。本令公布の際、財界に非常な恐怖心を與へたのは、役員給與の削減により企業心の萎縮することを惧れたからである。併し乍ら政府當局も其の點には充分考慮を拂ひ、一舉に基準まで給與を上下させるやうなことは避け、運用方針を緩和して徐々に其の目的を達する意嚮である。

けれども過去の自由主義經濟機構に於ける役員給與が、公益優先を目指す新體制下に於て再検討を要することは當然であり、會社々員若くは勞務者が多數性を以て一階層を構成し、其の支給を受ける給與は一定の制約の下に限られたる定額金に過ぎず、稼得差額が擧げて役員の手に收得せられるが如きは新體制の指導原理に悖るものと謂はねばならぬ。軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖る爲めには、企業は資本、經營及び勞務の有機的一體たることを要し、私益追求主義を放棄して國家目的に奉仕する機構の確立こそ今日の急務である。利潤抑制はたゞ單に經理計算上の問題のみに止まらない。本令が會社經營の根本理念として、給與及び其の支給方法の適正化を強調する所以は、國家目的達成の爲め國民經濟に課せられたる責任を會社に分擔せしめんとするの趣旨でなくして何んであらう。其の意義は今日の國防國家にとつて頗る重大である。

第五款 利益分配の適正化

配當制限は經理統制のうちで最も早くから實施せられてゐる。併し乍ら營利至上主義の觀念を捨て、公益優先の原則に従ひ會社經營を行ふことが要請される今日に於ては、配當制限は更に一段と強化せざるを得ない。而かも問題は獨り配當制限のみでなく、役員賞與の制限をも強化して、利

益分配の適正化を圖ることが必要になつて來た。斯くして利益金の多くが社内に留保されるに於ては、必然的に會社の自己資金は充實し、之に依つて國債消化に協力させることも出來れば、又、會社自身の生産力擴充計畫を遂行せしめる原動力ともなるであらう。此の意味に於て自己資金の蓄積は、戦時下の會社企業にとつては缺くべからざる要務であり、之が爲めに利益の分配を行ふに當つては、社内留保を成るべく多くせねばならぬ必要がある。經濟新體制要綱が利益の分配について制限<sup>(註三)</sup>を加へてゐるのは、企業の擴張再生産を安定的に維持せしめる所以であつて、戦時的増税と公債消化を企圖しながら、而かも擴張再生産を保證しやうとするならば、株主資本に對する配當及び賞與に制限的統制を加へるのは極めて當然の措置である。

註三四 經濟新體制要綱に依れば、企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも、其の超過部分は公債其の他を以て留保し、一定條件に従ひ一定期間後に處分する途を拓くことになつてゐる。此の規定は可なり曖昧であるが、假りに後配當(商法第二百二十二條)に關する規定とすれば、そこに經理統制との相剋を生ずる。併し一方に於て主要物安の價格を公定するに當りては、中庸生産費を基礎とする適正利潤を認め、従來通りの利潤と價格との關係を公式化した關係上、斯くの如き規定を必要としたであらう。のみならず本要綱に於ては、國民經濟の秩序維持に障害ある投機的利潤及び「的利潤」發生を防止するも、國家生産の増強に寄與したる者に對しては、其の利潤の増加を認めることになつてゐる。斯くの如き利潤増加の容認は高度國防國家體制確立の上から云つて極めて至當の方策であるが、投機的利潤及び獨占的利潤の防止はコンツェルン解體の方向を示唆するものとして注目される。

### 第三章 利益配當及び積立金

#### 第一節 利益配當の制限

利益配當の制限は會社に對する利潤統制の一種である。會社の出資者は利益の配分を受くることを目的として出資し、又、其の配分は成るべく多からんことを欲してゐるが、現在の我が國に於ては斯くの如き私益追求を許さないから、國家の認むる適正配當率を以て甘んじなければならぬ。配當制限は企業活動の結果生じた利益を配當する場合に行はれるのであるから、配當制限が如何に強化されても配當すべき利益がなければ勿論配當制限の問題は起らないし、利益の減少する場合に尙更らである。我が國に於て始めて配當制限が問題となつた昭和十三年秋頃は、軍需インフレの波に乗つた股販産業が利益の増大するがまゝに増配を敢てし、高率配當を競ふ傾向があつた。然るに一方に於ては國家總動員法第六條を發動して勞働者の賃銀統制が行はれ、又、平和産業は統制に因つて轉失業問題に直面してゐたから、斯かる高率配當は社會正義上之を許すべきでないとの議論を生じ、且つ生産力擴充資金の確保、物價騰貴の抑止、低金利の支持等の必要が配當制限論に拍車

をかけて、遂に其の實現を見るに至つたのである。之等の事實に徴するも制限を要するのは高率配當であつて、即ち――

- 一、一定の基準を越ゆる配當の引下げ
  - 二、一定の基準を越えしめざる増配の抑制
- の二つの場合しかない。

併し乍ら事業成績は良好で、資産内容も充實せる會社ならば、一定基準を越える配當と雖も、其の會社にとつては高率配當と云ふことが出来ぬ。果して高率配當なりや否やは、會社の業績、資産内容等の如何に依るのであつて、斯くの如き會社個々の事情を無視し、客觀的な基準のみを以てこれを決定してはならない。業績が不良ならば固より高率配當は出来ないが、假令業績が良好であつても、其の利益金の多くを配當に充て、社内留保が僅少に止まる場合は明かに高率配當である。従つて高率配當なりや否やの決定は、會社個々の事情に依るを理想とするが、實際には斯かる取扱ひは不便であるのみならず種々の困難を伴ふから、世間一般の標準に従つて自由限度を設け、其の限度を越ゆる場合は超過分を國家的に活用させるか、若くは其の部分について許可を受けしむるの外ないのである。獨逸及び伊太利に於ては前者に據り(註三五)、我が國は後者を探る。

註三五 獨逸のナチス政府が一九三四年三月二十九日に制定した資本投下法では、前年以上の配當を爲す時及び拂込資本金の六%以上の配當を行ふ時は――

- 一、前年の配當が六%若くは夫れ以上なる場合は前年の配當率を超過する部分
- 二、前年の配當が六%未滿なる場合は、本年度の配當が六%を越ゆる部分

に等しい金額だけの公債を買入れるべき旨を規定した。併し此の法律は配當の絶對的限界を定めたものではなく、一定限度以上の配當を行ふ場合は、之と同額の公債買入れを命ぜられるだけで、相當の高率配當も可能であつた。そこでナチス政府は、一九三四年十二月四日制定の公債基金法に依り、資本金十萬マルク以上の資本會社、株式會社、合資會社、有限責任會社等々は、一營業年度に於て現金にて配當せられる利潤は拂込資本金の六%を越ゆることを得ず、夫れ以上の純益金は金割引銀行に寄託せしめ、金割引銀行は之を以て會社に代り公債投資に運用する。但し一九三三年度に於て六%を越ゆる配當を爲してゐた會社に限り、八%までの現金配當を認めた。本法は三年間を期して施行された爲め、一九三七年末には更に三ヶ年の更新を必要としたが、其の後一年間何等の配當制限も行はれることなくして経過した。然るに一九四一年六月下旬に至り戦時配當制限令(正式には利益分配利潤制限令)が公布され、之は(一)利益分配に關する諸規定、(二)資本修正に關する規定より成るものであつて、配當制限については、(一)配當率は原則として六%とし、從來六%以下の配當を爲せる會社は六%まで引上げることが出来るが、夫れ以上の増配は出来得ない。(二)一九四〇年末に終る事業年度に於て、六%以上の配當を爲せる會社は從來の配當率を維持し得るも、規準配當率(六%)を超過する部分に對し高率の課税をする。(三)配當の現金拂は六%乃至八%に制限せられ、夫を越ゆる配當額は會社自ら之を配當基金に繰入れて國債を購入し、株主の爲に信託的に保管せねばならぬ。

併し何れの方法に據るとしても、其の自由限度を如何なる程度に決定するか問題であつて、我が國に於ては種々の方法が發表され、又は既に實施されてゐる。之等の方法に依つて表示せらるゝ



限度は、或は配當基本率と云ひ、或は適正なる配當率と云ひ、或は基準配當率又は最高配當率と云ひ、其の名稱に依つて明らかなるが如く一定の率を以て示され、金額を以て示すことはない。斯くの如く一定の率を以て其の限度を示すのは、配當の性質上、金額よりも拂込資本其他に對する割合が重要視せられるからであつて、之等の會社資本との關係に於て限度を決定するに非ざれば、適正なる限度を得ることは出來ないし、又、配當制限が如何ほど強化されても、株主に對し或る程度の配當を保證する爲めには、其の株式廻りを考慮する必要があり、此の點からも配當制限は一定の率を以て示さねばならぬ。而して之と相俟つて問題となるのは如何なる時期に制限の標準を求むるか點である。

(1) 中央物價委員會方式

中央物價委員會は、各種事業の戦時適正標準利潤率を算定するに當つて、中庸生産費規模のものを基準とし、事業利潤の構成要素として配當、社内留保及び納税引當額の算定方針を示してゐるが、其のうち配當については、正常時期及び最近の株式廻り等を參酌して、配當の基本率を定むべきものとした（「特別統制物資管理法」第二條第一項ノ公定）。正常時期及び最近の株式廻り等を參酌するのは此の方式の特徴である。けれども株式廻りに標準を求めるのは獨り中央物價委員會のみでない。

(2) 陸軍方式

陸軍方式に依れば、經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率を會社別に總資本につき推算し、平均株式廻りに株主資本の構成比率を乗じて、株主に對する配當の經營資本に對する率を算定する。經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率は、原則として各會社別に其の總資本に於ける株式資本と借入金（前受金を除く）の構成比率として推算すべきも、已むを得ざる場合に於ては、當該業種につき平均したる株主資本及び借入金の構成比率を以て之に代ふることが出来る。平均株式廻りは、當該業種の多數の事業につき過去三箇年に涉り平均したる株式廻りを探つてゐる（「適正利潤決定」に依る）。例へば經營資本に於ける株主資本が七割、借入金が三割であり、株式の平均利廻りを六分とすると、此の六分の株主資本に借入金の構成比率たる十分の七を乗じ、四分二厘が一應の適正配當率となる。四分二厘では一見如何にも低率のやうであるが、株主資本の構成は拂込資本と積立金より成り、積立金には配當する必要がなく、拂込資本に對してのみ配當すればよいのであるから、實際の適正配當率は四分二厘より高率になる筈である。

(3) 利潤専門委員會方式

陸軍の「軍需工業利潤算定要綱」は昭和十五年七月一日より實行されたが、之に伴ひ百工行には

ては利潤専門委員會の積極的活動を促し、平和産業方面の利潤統制に關する中間報告を得た。之に依れば配當の基本率を求める場合に於ける基準としての正常時期は、證券利廻りの關係をも考慮して、昭和十年及び昭和十一年上半期の間に於て之を選定することを適當と認め、七分五厘を以て拂込資本に對する配當の基本率としてゐる。

全國工礦業（電氣及び瓦斯業を除く）會社の平均配當率は、商工省の「會社統計表」に依れば、昭和十年には七分一厘（此の場合に於ける拂込平均資本約六十五萬圓）であつたが、併し企業規模の或る程度以上に大なるものをとれば、其の配當率は幾分高くなつてゐる。即ち拂込資本に於て全體の六九%を占める中以上の規模の五百十二社（昭和十年下期拂込資本一社平均七百萬圓）について見れば平均配當率は八分八厘となり、又、五三%以上を占める其の規模の更に大なる二百十四社（拂込資本一社平均千三百萬圓）について見れば九分五厘となる。其の後に於ける全國會社の平均配當率は殆んど増加を示してゐないが、たゞ中以上の規模の會社にあつては、昭和十三年までは次第に増加の傾向を辿つてゐる。ところが「會社統計表」に依る全國會社の平均配當率は、拂込資本が當該年度に於ける最終決算期末現在たる關係上、常に實際よりも僅か乍ら低く目に算出される傾向がある。又、中規模以下の會社のうちには、事變前經營不良、負債壓迫、金融難等の災厄の爲めに、不堅實なる會社の可なり多かつたこ

と等の事情も素より無視することは出来ぬ（註三六）。従つて右の平均配當率は、中庸配當率よりも幾分低く目になつてゐることは争はれない。更らに東京及び大阪兩取引所の長期上場株について、其の先限相場を最近五箇年間に涉り調査すると、七分配當で拂込額を割つた株式が一五・四%、八分配當で二・八%である。又、有配會社中八分配當以上のものが、社數に於て總數の七六%を占めてゐる。凡そ之等の點から考へて、一般會社に於ては七分配當では株價が拂込額を維持する限界として低きに過ぎるから、配當基本率は拂込資本基本額に對し七分と八分の中間をとつて七分五厘と定めるのが妥當である（利潤専門委員會）。

註三六 總動員法第十一條に基く會社利益配當令が發動されて以來、資本金二十萬圓以上の銀行會社は決算内容を大藏省に報告し、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に決定した配當を基準としたが、其の結果比較的小資本の會社には利益率を著しく高くし、普通配當及び特別配當を合せて二割以上の高率配當を長期間に涉り繼續してゐるもの、豫想外に多い事實が判つた。而かも之等の會社は、經理上から見ても社内保留の方法が極めて不堅實であり、利益金の分配を主として配當に充てゝゐた爲め、會社利益配當令に依り基準配當率の指定を受けた會社もある。

以上の中間報告を見ると、所謂配當基本率なるものは實際配當率よりも低下するが、配當制限にのみ囚はれる結果、企業心を萎縮させて生産を阻害し、却つて低物價の本旨に悖るが如き事態を發生せしめ、又は實情に則しない爲めに財界に悪影響を與へるが如きことは努めて之を避け、戰時經

濟の大局から見て、寧ろ其の適正を期する點に重きを置いたものと謂はねばならぬ。のみならず其の配當率が果して高率なりや否やは、會社の収益狀況、資産内容等より判断すべきであつて、唯だ配當率其のものを他と比較しただけでは、到底正常な判断を下すことは出来ない。故に利潤専門委員會にありては、利潤統制の見地から適正配當率を求め、會社經營を堅實ならしむる爲めの方策として、必要ある場合には配當率の制限をも敢て辭せずとの態度を以て臨んだのである。三三七。

三三七 利益金の社内保留が、利潤統制の重要問題として採り上げられる方向が決定したのは此の時である。資本金千百三十五萬圓の一會社に過ぎない。之に接近してゐるのは東京株式取引所の七分六厘、國際電氣通信の七分二厘であり、其の他は之より低ければ七分、高ければ八分である。

(4) 會社利益配當方式

以上述べたもの、外に尙ほ會社利益配當及資金融通令に採用された制限率方式がある。此の方式は實際に行はれた制限率方式の最初のものであるから、不合理な點が少くない。之に依れば昭和十三年十一月三十日以前一年以内に利益配當を決定した場合、十一月三十日に最も近い時の配當率を基準配當率とし、此の基準配當率を超えて配當することは出来なかつたのであるから、會社に依つて基準配當率に高低があり、制限率としては適正を缺いた。尤も一割までは毎半期一分づゝの増配を認め、昭和十三年十一月三十日までの一箇年間に利益配當をなしたことの無い會社の配當率は六分までを自由とし、又、配當一割以上の會社が倍額以上増資した場合は、主務大臣は増資後の配當

率を引下げしむることが出来たのであつて、之等の一定率も制限率には違ひないが、本令に於ける基本的な制限率と見られるものは基準配當率である。昭和十二年十二月一日以後會社が合併し、而かも昭和十三年十一月三十日以前一箇年間に合併後の利益配當をなしたことの無い會社は、主務大臣の認定に依り基準配當率が定められ、又、資本金二十萬圓未満の會社が増資して二十萬圓以上となつた場合も、従前の利益配當を斟酌して主務大臣の認定に依つて基準配當率を定めたのであるから、此の基準配當率が法定の一定率でないことは明らかである。

然るに此の方式に依れば過去の實績が既得權となり、之を基準配當率として容認するのであるから、歴史の古い平和産業にとつては有利で、比較的歴史の浅い機械工業に不利である。而して夫れが假令高率配當であつても、過去の實績ならば其の會社の基準とされ、積立金を豊富に持つてゐる資産内容の堅實な一流會社も、社内保留の少い高配會社も同一水準に認めて基準配當率を決定すると云ふ不合理がある。のみならず基準配當率が既得權となつて釘付けにされる結果は、減配に因つて基準配當率以下の配當率となつた場合でも基準配當率には變化がなく、例へば年一割の配當が八分に落ちて、年一割が依然として基準配當率であり、其の後八分から年一割に増配することは自由であつて、之には許可を必要としなかつた。斯くの如きは會社の實質を無視した形式的な方式に

かし過ぎず、單なる便宜的措置と評するの外はない。摩擦を防止する爲めには役立つが、配當制限方式としては如何にも合理性を缺くのみならず、配當率一割以下の會社に對し毎期一分づゝ増配して、一割配當までは無條件で増配し得ると云ふのも、會社の内容充實、經營の堅實化の見地からすれば不徹底の誹りを免れない。

元來、會社の發表する公稱配當率なるものは、拂込資本に對する配當の割合を示し、株主全體が現實に出資した金額に對し利益金の分配が如何なる關係にあるかを明らかにする便宜の方法であつて、實際に事業を営むには拂込資本だけでは足りない。拂込資本の外に更に積立金を加へた所謂自己資本が事業を動かす原動力となつてゐる。従つて利益配當が果して其の會社の實力相應なりや否やを知るには、自己資本に對し如何なる割合に當るかを見る必要があり、公稱配當率のみを以てしては積立金の少い資産内容の不堅實な會社でも、資産内容の堅實な一流會社と同様に取扱はれる不都合を生ずる。斯かる劃一的な制限は會社出資者たる株主に對しても甚だ不公平である。此の點からすれば經營資本に於ける株主資本と借入金の構成比率を推算し、之に株式の平均利廻りを乗じて株主に對する適正配當率を求めんとする陸軍方式は、配當制限方式としては確かに進歩したものと云ひ得るであらう。こゝで經營資本と稱するのは、拂込金、積立金、前期繰越金、借入金、社債等

の事業經營に使用される自己資本並に外部資本を含むもの、總稱である。(適正配當率決定規則)

## 第二節 配當制限率

會社經理統制令に依る配當制限方式は、大體に於て改正前の勅令と同様の建前を採つてゐるが、從來の經驗に徴し、又其の後の事情の變化に鑑み、制限方式を更に合理的ならしむるやうに改正されてゐる。本令に於ける配當制限に關する規定は――

- 一、最高配當率に關する規定
- 二、初度配當率に關する規定
- 三、増配の限度に關する規定
- 四、配當率指定に關する規定

の四つの點を包含するが、之を舊勅令に比較すれば著しき進歩の跡が認められるのである。此の諸規定の適用を受けるのは資本金二十萬圓以上の會社であつて(令第三條)、資本金二十萬圓以下の會社は配當率指定に關する規定(令第四條)の適用を受けるに過ぎぬ。優先株其の他の數種の株式を發行する會社は、配當金總額は其の合計金額をとつて計算し、配當率は各種類毎の配當率に依る。

第一號 第一號 配當率

從來の配當制限方式は、基準配當率（昭和十五年十一月三十日以前一箇年以内に決定した最終の配當率）を設定し、其の基準を超えて増配することを許さなかつたが、新勅令では――

- 一、配當金總額が自己資本に對し年八分に相當する金額となる配當率
- 二、直前の事業年度の配當率

の二本建とし、其のうち何れか低い方の配當率に従はなければならぬ（令第三條第一項）。低い方の配當率を超えて配當を行はんとする場合には、原則として主務大臣の許可を受ける必要がある。以下（一）を第一號配當率、（二）を第二號配當率と呼ぶことにする。

（一） 自己資本に依る制限

新勅令が自己資本なる觀念を採用し（註三八）、之を利益配當制限の基礎とした點は注目し得る。舊勅令に依るときは、配當制限は單に拂込資本のみに依つた結果、各會社の資力を正當に評價することが出来ないで、已むを得ず從來の配當率を既得權として認めざるを得ないことになり、新設會社の配當又は既設會社の増配の場合を主として制限するに過ぎなかつた。然るに本令は直前事業年

度の配當率を超ゆる金額の配當を禁止したばかりでなく、更に自己資本に對し八分を超ゆる金額の配當をなすことも禁じてゐる。實際に事業を營むには拂込資本だけではなく、拂込資本の外に積立金を加へた所謂自己資本が事業を動かす原動力となるのであるから、自己資本に對し如何なる割合を占むるかを明らかにしなければ、配當の高いか低いかを判断することは出来ぬ。從來は積立金を豊富に積立てる資産内容の堅實な一流會社と、社内保留の少い不堅實な會社とが同様の基準配當率を認められ、之を區別しなかつたのであるが、今後は内容の堅實な會社は優遇せられ、然らざる會社は減配を行はしめて、配當の適正化を圖ることになるであらう（註三九）。積立金の多い會社ならば、過去の久しきに亙つて堅實な活動を續けて來た會社である。現に優良會社と稱せらるるものは、株主資本と略ぼ同額の積立金を持つてゐる（註四〇）。

註三八 利潤専門委員會の中間報告は、利潤率算定の基礎となるべき資本について左の如き意見を發表してゐる。

利潤率算定の基礎たる資本は自己資本を妥當とするか、總資本を妥當とするか。商品價格に含まるべき適正利潤率を問題とする場合には、總資本を基礎とすることが理論上妥當であるが、一定の基本資本構成の下に於て一般的根本利潤率を云々する場合に、率としては其の何れを以てしても實際上は差支ない筈である。問題は兩種資本の範圍を如何に限定するかに在る。自己資本を以て拂込資本、積立金（但し従業員勘定に屬するものを除く）及び前期繰越金とすることは一般に略一致する所であるが、總資本の他の一半たる借入資本については其の範圍必ずしも明確ではない。元來借入資本は社債、借入金

及び支拂手形の如く現貨に金利の負擔を伴ふものを主體とするのであるが、最近に於けるが如く事業の種類によつては短期負債勘定に屬するものが多額に上り、之が資本としての機能を果しつゝある實情も全然無視することは出来ない。併し他方中以下の規模の企業では、借入資本の割合は中以上の規模のものに比し概して小である。従つて自己資本對借入資本の比率を定めるに當つては、之等の點をも考慮に入れることが必要であらう。利潤率としては自己資本に對するものと、併せて借入資本をも含む經營總資本に對するものとを算定する。

此の問題は配當制限にも密接なる關係がある。利潤専門委員會の決定した配當基本率は拂込資本に對する七分五厘であるが、會社の資産内容を反映する制限率は利潤率算定方式に從ふべきであらう。「陸軍適正利潤率算定要領」に於ける適正配當率は、事業の目的の爲めに現貨に運用せらるゝ資本即ち經營資本に對する配當率であつて、此の經營資本とは、拂込資本積立金、前期繰越金、借入金、社債等の事業經營に使用せられる自己資本並に外部資本を云ふ。

註三九 従來は基準配當を以て最高配當率としたので、高率の配當をしてゐる會社も配當を積極的に引下げざる必要はなかつたが、今回は自己資本八分と云ふ率を最高とした結果、従來高率の配當をしてゐた會社で配當率を引下げなければならぬものは、全國會社總數の二乃至三%に過ぎぬ。併し本令の規程に照らして、大中の減配を必要とする會社については、一齊に規程まで減配させることなく、運用方針に於て漸次に配當率を引下げればよいことになつてゐる。其の説明は後段に譲る。

註四〇 利潤専門委員會は、自己資本に於ける拂込資本と其他（積立金の外前期繰越金を含む）との割合を七八對二二と見てゐる。全國工礦業會社（電氣及び瓦斯業を除く）に於ける自己資本の構成比率は、拂込資本八〇に對し其他二〇であるが、中以上の企業規模を有する六百四十七社（日本銀行調）について見れば右の比率は七六對二四、又二百十五社（三菱經濟研究所調）について見れば七三對二七である。然るに優良會社と稱せらるゝものには、株主資本と略ぼ同額の積立金を有する會社が少なくない。次に其の代表的な會社（昭和十八年上期末現在）を擧げて見やう。

優良會社自己資本内訳		合 計	
	拂込資本金 千圓	積立金 千圓	
鐘 鋼 紡 績	九一、二〇〇	七七、二四九	一六八、四四九
東 洋 紡 績	八七、五二六		
大 日 本 紡 績	一一〇、四九二	五八、八九七	一六九、三八九
大 日 本 製 糖	八五、〇八三	五九、〇六六	一四四、一四九
臺 灣 製 糖	五四、二四〇		
日 本 郵 船	九二、二五〇	一一一、九五七	二〇四、二〇七
大 阪 商 船	一〇〇、〇〇〇	八一、一三四	一八一、一三四

利益配當の基準を自己資本に對し年八分と定めたのは、利潤算定に當つて七分五厘と定めたのと一見して矛盾する觀があるけれども、これ等は原價に附加すべきものとしての利益率であるから、其中庸をとつて七分五厘と定めたに過ぎぬ。配當金總額が自己資本に對して年八分に相當する金額と爲る配當率とは、配當金總額が自己資本に年八分を乗じて得た金額になる配當率と云ふ意味である。例へば自己資本が百五十萬圓であるとするなら、配當金總額が十二萬圓になる配當率が之に當る。即ち自己資本に對し年八分は拂込資本金と積立金との割合が四對一である場合には其の配當率は年一割となる。之を逆に云へば、一割の配當を行ふ爲めには拂込資本金の二五%に相當する積

立金を持つ必要がある。統計について見ると、拂込資本金と積立金との割合は平均四對一乃至五對一である。我が商法の規定に依れば、會社は毎期利益金のうちから、資本金の四分の一に達するまでは毎決算毎に利益金の二十分の一以上を積立てることになつてゐるから(商法第八八條)、此の規定通り積立金を有するに至つたときは、拂込資本金と積立金の關係は四對一となり、配當率一割は自己資本に對し八分に相當する。此の點からすれば自己資本に對し八分の配當は、通常の場合に於て拂込資本金に對し大體一割の配當を目標にしてゐることが推察されるのである。

$$(\text{拂込資本金} + \text{拂込資本金} \times \frac{1}{10}) \times 0.08 = \text{拂込資本金} \times 0.1$$

(二) 自己資本の範圍

以上に依つて明らかなる如く、今回の改正の一つの大きな要點は自己資本の觀念を認め、之を配當制限の基準率算定の一つの基礎としたことである。そこで此の自己資本の内容が問題になる。會社經理統制令施行規則に依れば、自己資本に算入さるべきものとして左の五項目を擧げてゐる。

(1) 拂込資本金額

拂込資本金額とは、現實に拂込義務又は出資義務を履行した財産價額を謂ふのであつて、勞務信用等に依る出資價額は此の計算には含まれない。此の拂込資本金額は自己資本の根幹を成すもので

ある。然るに課税に際して拂込資本金額の一部を稅務署長から否認される會社があり、又、會社資産に缺陷あるものと認定せられたるときは、施行規則第一條第二項の規定に依り拂込資本金額の減額を命ぜらるる場合があるかも知れないが、原則としては會社計算上に表示されたる拂込資本金に依らねばならぬ。本令の規定に依り政府が資産上の缺陷を認定しなければ兎も角、然らざる限り會社は會社の計算に依る拂込資本金額に従ふべきである。

(2) 利益金處分により積立てた金額

積立金其他名稱の如何を問はず、會社が各事業年度の利益金額のうちから利益金處分により留保したる金額は、總て自己資本に算入される(商法第一條第三項)。故に利益處分により留保された法定積立金を始め、別途積立金、配當平均準備積立金、設備擴張留保金、前期繰越益金等は自己資本に算入することが出来るが、經費處分によるものは自己資本から除外せねばならぬ。然るに税法上の積立金は法人の所得中其の留保したるもの、總てを指すのであつて、利益金處分による留保たると否とを問はない。稅務署が所得計算上に於て會社計算を否認し所得ありと認定した金額中、社内に留保されてゐる部分は即ち税法上の積立金である。斯くの如き否認金は本令に謂ふ積立金と異なる。併し會社經理審査委員會の運用方針を見ると、經費處分に依る積立金を全然認めない譯ではなく、事情の

如何に依つては或る程度まで之を認めてゐる(註四)。

註四一 梓川電力(資本金六百萬圓)は、前期配當率一割一分であるが、會社經理統制令の規定に従ひ、其の措置を申請したところ會社經理審査委員會は一割と決定した。自己資本に對し年八分までか、或は直前事業年度の配當率のうち、其の何れか低率の方によつて最高配當率を抑制するのが會社經理統制令である。然るに梓川電力にあつては、自己資本に對し八分は拂込資本に對し九分九厘七毛となり、直前事業年度の配當率は一割一分であるから、此の場合は九分九厘七毛が許可配當率となる譯である。夫れにも拘らず一割と決定したのは九分九厘七毛は殆んど一割に近い上、經費處分に依る積立金で稅務署長の否認を受けたいものがある點を考慮し、斯くは一割と決定したものである。

又、之は後段に述べる合併會社の配當率指定であるが、三菱礦業(公積資本金三億圓、拂込資本金一億五千萬圓)は九州炭礦汽船(公積資本金二千萬圓、拂込資本金六百二十五萬圓)を合併し配當率指定を申請した。兩社とも自己資本の八分に相當する配當率は一割二分を少し下廻るが、併し其の配當は從來一割二分を續けてをり、且つ經費處分の積立金もあるので、此の一割二分を指定配當率となつた。

此の二つの場合は何れも經費處分に依る積立金を有する點に考慮を拂つたが、大藏當局としては必ずしも經費處分に依る積立金を利益處分に依る積立金と同一に取扱つて、之を自己資本に加算することを承認したものでなく、制限率との差が極めて僅少であつて、偶ま經費處分の積立金があつたと云ふ事情から、右の様に決定されたものであると説明してゐる。

(一) 税金引當金、償却引當金等の引當金は、短期間に支出される一時的留保金であるから、こゝでは之を自己資本に算入しないが、經費處分に依るものならば尙ほ更ら自己資本の取扱ひは出來ない(附第一條第二項)。利益處分で取つたものは自己資本に入算しても好いやうに思はれるけれども、本

令は之を自己資本に算入することを許さないのである(註四二)。

註四二 税金引當金を自己資本から除外する結果、斯かる積立金であることが明確に計算に現はれてゐる會社については、實際上之を自己資本の計算から除き、然らざる會社にあつては自己資本に算入すると云ふのでは、其の計算に於て不公平の結果を招く恐れがある。そこで計算上の公平を期する爲め、税金引當金と云ふ項目を掲げなくとも、主務大臣は税金引當金として必要なるものと認定したる金額につき、自己資本の中から之を控除すべきことを命じ得る規定が設けられてゐる(附第一條第二項)。併し此の規定は自動的には働かず、指定を受けるまでは自己資本に算入せられてゐるのであつて、指定を受けた日の屬する事業年度の初から自己資本より控除されることになる。

(二) 退職積立金及退職手當法(昭和十一年六月三日)に依り積立てたる退職手當積立金も、自己資本に算入することを許さない(附第一條第二項)。之は法律的に義務づけられ、普通の營業資金とは別個に保管すべき性質のものであるから、假令、自己資本同様の取扱ひを爲す會社があつても、本令では其の分類を明らかにする爲め、之を引當金に準ずるものとして自己資本に算入せぬ。其の他の退職手當積立金については、利益金處分により留保したるものは自己資本に入り、經費處分により積立てたるものは自己資本に算入せられざること一般の積立金と同様である。例へば甲會社は退職手當積立金を經費として經理し、乙會社は利益金中より積立てたる場合、稅務上は兩者共に積立金の取扱を受けなければならないけれども、本令に於ては乙會社の場合に限り積立金となる。又、甲會社の場合と雖も、將來の決



算に於て該積立金を一旦利益金中に戻入れ、本令の所謂積立金に振替へたるときは、次の期から之を自己資本に算入して差支へない。尚ほ従業員名義の退職積立金は、其の性質が對外債務であつて會社資産ではないから、勿論自己資本には算入するを得ぬ。

(三) 利益處分に依る積立金等は、當該期初から計算することが必要であるから、次期に於て處分の豫定確定するものは自己資本に算入されない。従つて當期利益金及び夫れを基礎として立てられた利益處分案に盛り込まれる積立金等は、自己資本から除外しなければならぬ。

(四) 更に秘密積立金を如何に取扱ふかは重大な問題である。設備の償却に意を注ぎ、積立金を多くしなかつた會社と、積立金を多くして償却は或る程度に止めて來た會社とがある。公示積立金により自己資本を計算すれば、償却を多くやつて來た會社は不利となる。併し乍ら取扱を簡便にする爲めには、隠れたる積立金を計算に入れないことを原則とせねばならぬ。而して秘密積立金を自己資本の計算に入れなければ、巨額の秘密積立金を有するも、自己資本は割合に少額となる爲め、自己資本の八分が現行配當率以下となるやうな會社は、此の際自己資本を増額する必要に迫まられて秘密積立金をも公示することにならう。既に神戸製鋼、東洋紡績等は昭和十五年度上期に秘密積立金を公開計上したが、今後は之に倣ふものが續出するに違ひない。

(五) 固定資金<sup>註四三</sup>については、決算毎に或る限度までは利益金に依る償却を認め、之に對しては課税しないが、限度を超えた償却は所謂利益の隠匿と見て、其の部分は所得と認定の上課税するのが普通である。従つて斯かる償却を繰返してゐる會社は、相當多額の償却金を有する譯であり、之等の償却金は積立金の變形となつて社内に保留される。然るに秘密留保が自己資本には算入されない結果として、多額の償却をなして來た會社は利益配當に關し不利益となる恐れがあるから、之を救済する爲めに稅務署で否認された金額、即ち固定資産償却の累計金額のうち、課税上損金に算入せられない金額については、稅務署長の證明を受けたときは之を自己資本に加算し得ること、した<sup>(則第一條第)</sup>。自己資本に加算し得る否認額は、利益配當を爲さんとする事業年度の決算確定前、課税の決定を受けた最終の事業年度末に於ける現在高であることを必要とし、又、之は固定資産の償却否認額のみに限られ、其の中には營業權等の無體財産を含むが、商品、有價證券等の流動資産の償却否認額を加へることは出來ない。

註四三 こゝで云ふ固定資産とは、第二十六號様式の資金借入許可申請書に掲ぐるものと同一觀念である。之に依れば固定資産には左の如き資産がある。

土地、建物、機械、輸送設備、什器等

第三章 利益配當及び積立金

斯くして固定資産の償却を充分にしたものに對しては、償却否認額を自己資本に加算し得る途を拓くと同時に、固定資産の償却不足なるものに對しては、主務大臣が會社資産に缺陷あるものとして其の認定したる金額を自己資本より控除せしめ(附第一條第二項)、以て資金運用上の公平を期してゐる點も看過してはならぬ。

以上は利益處分に依り留保したる金額について述べたのであるが、施行規則を見ると此の外に、自己資本に算入せらるゝ積立金に左の如きものがある。

(3) 額面超過に依り積立てたる金額

額面以上の價額を以て株式を發行し、其の額面を越ゆる益金のうちから積立てた金額(八條第三項)も、自己資本に算入することが出来る(附第一條第三項)。之は額面超過額から必要經費を控除したものを積立てたのであつて、必らずしも利益處分に依る留保とは云へないから別に此の規定を設けた。税法上も之を積立金として取扱つてゐる。

(4) 合併差益金に依り積立てたる金額

會社の合併に因り生じたる差益金のうちから積立てた金額もまた自己資本に算入される(附第一條第四項)。合併會社の受入資産價額が、合併に因り交付したる株式の拂込金額及び金錢等受入資産の對價の總

額を越ゆる場合、其の超過金額たる合併差益金を積立てたものは自己資本に加はるが、右合併差益金の一部を合併慰勞金及び資産償却に充てるときは其の金額だけ自己資本は減少する(附第三條第六項)。此の種の積立金も利益處分を経ることなく、直接積立金に經理する方法に依る場合があるから、別に此の規定が設けられたのである。

(5) 減資益金に依り積立てたる金額

會社の資本減少に因り生じた差益金のうちから、積立金として處理した部分も自己資本に算入することが出来る(附第一條第五項)。之また利益處分を経ずして、直接積立金として經理される場合があるから、利益處分により留保した積立金と區別して特に此の規定を設けたのである。

(6) 主務大臣の命令に依り積立てたる金額

勅令第六條の規定に依り、主務大臣の命令を受けて積立てた金額も自己資本に算入されるが(附第一條第六項)、別に鐵道會社に於ては、鐵道大臣の命令により利益處分に依らず積立金をなす場合があり、其の積立金もまた自己資本に算入することが出来る。

(1) 拂込資本金額  
(2) 利益處分に依り留保したるもの(退職積立金及退職手當法に依り積立てた退職手當積立金及び税金引當金を除く)

自己資本

- (3) 株式の額面以上の發行に因つて生じたプレミアムを積立てたもの
- (4) 合併差益又は減資差益を積立てたもの
- (5) 主務大臣の命に依つて積立てたもの
- (6) 固定資産償却中稅務署長の證明を受けた否認額

自己資本の計算から控除されるものは、(一)繰越缺損金額、(二)主務大臣が引當金として必要なものと認定した金額、償却の不足、又は設備の不適正其他の事由に依りて、會社資産に缺損あるものと認定された金額である。

(三) 自己資産の計算

本令の所謂自己資本は、當該事業年度中に於ける前掲各金額の日割平均額の合計から、繰越缺損金の日割平均額を控除したる金額を謂ふのである(附第一條)。斯の如き日割平均額に依つて之を算出するのは、配當に對して働き掛けるところを出来るだけ正確に現はさんが爲めに外ならない。日割平均額とは積數計算に依ることを謂ふのである。従つて此の計算を必要とするのは、事業年度途中で株金の拂込を徴收した場合とか、事業年度の途中で額面超過金、合併差益金又は減資差益金を積立てた場合とか、又は積立金を事業年度の途中で取崩して使用した場合等に於てである。次に其の計算實例を示さう。

自一月至六月事業年度(百八十一圓)

拂込資本金	期初 現在	五、〇〇〇、〇〇〇圓
	四月一日拂込徴收に依り増額	六、〇〇〇、〇〇〇圓
	期末 現在	六、〇〇〇、〇〇〇圓
法定積立金	期初 現在	二、〇〇〇、〇〇〇圓
	期中 現在	一、〇〇〇、〇〇〇圓
	其他 五月一日合併差益に依り増額	一、五〇〇、〇〇〇圓
	期末 現在	一、五〇〇、〇〇〇圓

此の場合に於ける日割計算を示せば――

拂込資本金	$(5,000,000 \text{圓} \times 90 + 6,000,000 \text{圓} \times 91) \div 181 = 5,469,618 \text{圓}$
法定積立金	$2,000,000 \text{圓} \times 181 \div 181 = 2,000,000 \text{圓}$
其の他	$(1,000,000 \text{圓} \times 120 + 1,500,000 \text{圓} \times 91) \div 181 = 1,162,983 \text{圓}$
拂込資本金 法定積立金 其の他	$5,469,618 \text{圓} + 2,000,000 \text{圓} + 1,162,983 \text{圓} = 9,432,599 \text{圓}$

即ち此の會社に於ける自己資本は九、四三二、五九六圓である。拂込資本金の日割平均額は拂込の場合に拂込期日より、減資の場合は登記の日より、合併の場合は合併期日より起算せねばならぬ。又、繰越欠損金があつて、事業年度の途中で補填の爲め減少した場合には、其の時までの金額に日數を乗じたものと、補填以後の金額に日數を乗じたものを加へて、之を事業年度中の日數で除するのである。

茲で問題になるのは、自己資本を計算する場合に於ける日割平均額の起算日であるが、拂込徴收のあつた場合は拂込期日を起算日として計算し、又、合併のあつた場合は、商法の規定に依れば其の本店の所在地に於て、登記を爲すに因つて合併の效力を生ずるのであるから(商法第四一六條、理論的には疑ひの餘地を存しないが、通常配當金の計算は合併期日から行はれてゐる事業に基いて、運用上は合併期日から計算しても宜いと解されてゐる。之等の場合に於ける起算日は、何れも事業年度の途中に求める起算日であつて、之に依り日割平均額を計算しなければならぬ。普通の場合、即ち直前事業年度の利益金處分に依る積立金の繰越等は、當該事業年度の最初から計算すれば宜いから、其の起算日は自ら明らかである。

會社の經理上、社員退職積立金を當該事業年度に於ける利益處分前に、特に積立金として經理す

る場合があると假定し、此の積立金を自己資本に計算することを認められるならば、其の日割平均額の起算日は事業年度の途中に求めることになるが、則第一條第一項第二號の規定に依ると、當該事業年度の利益金處分に依り留保した金額とあるから、利益金處分前に爲した積立金は自己資本には計算されないし、従つて其の起算日も當該事業年度並に求めなければならぬ。又、社員退職積立金を事業年度途中で取崩したならば、自己資本の計算は退職金を現實に支給した日から減額して計算する必要がある。

自己資本に計算される留保した金額と云ふのは、蓋し利益金に依つて留保した金額のことであるから、決算の都合上、假受金中に利益金を留保してゐるやうな場合の留保金は、等しく利益金の留保であつても自己資本の計算には加はらぬ。

則第一條第一項但書の規定に依つて、自己資本に加算することが出来るのは、當該事業年度の決算確定前に於て、課税の決定を受けた最終事業年度末に於ける固定資産償却の累計金額中、課税の上で損金に算入されなかつた金額につき、税務署長の證明を受けた金額にのみ限られてゐるのであるから、製品、有價證券等の償却否認額は假令税務署長の證明を受けても、之を自己資本の中に加算することは出来ぬ。

尙ほ稅務署の否定した固定資産償却金があれば、稅務署長の證明を受けて之を自己資本に加算し(附第一條第二項但書)、又、主務大臣が引當金として必要なものと認定した金額、若くは償却の不足、評價の不適當等の事由に因り、會社資産に缺陷あるものと認定した金額は、之を自己資本から除外しなければならぬ(附第一條第二項)。自己資本に對しては、斯くの如く特別の場合には其の増加減が行はれるが、之とは別に會社經理審査委員會の運用方針として、親會社の配當許可を爲す場合に、子會社の積立金との合計計算に依り其の第一號配當率を算出する實例もある(註四)。

註四 日本窒素(公稱資本金三億圓)は自己資本に對し八分の計算に依ると一割を割るが、同社は朝鮮窒素株の全額を持ち、且つ朝鮮窒素は朝鮮總督府の勸奨に因つて日本窒素が創立したものであり、兩社は同一會社と見られるが、朝鮮窒素は無配當で可なりの積立金を有し、此の積立金を日本窒素の積立金と合計計算するときは一割を超過するので、一割の申請に對し申請通り許可された。

(四) 自己資本に依る制限率

然らば斯くの如き自己資本は、會社の利益配當に對して如何に働き掛けるであらうか、本令の規定を見ると、配當金總額が自己資本に對し年八分に相當する金額となる配當率を限度としてゐるから、此の限度を超え配當をしてゐた會社は、限度のところまで配當率を引下げなければならぬ。例へば拂込資本金五百萬圓、積立金二百萬圓、合計自己資本七百萬圓の會社が二割の配當をしてゐた

とすると、之は自己資本に對し八分の割合を超えるので、其の限度たる一割一分二厘まで引下げる必要がある。併し同じく拂込資本金が五百萬圓でも積立金三百萬圓の會社が、一割二分の配當をしてゐたとすると、之は自己資本に對して七分五厘にしか當らないから、制限率の八分以下であつて今後増配は出來ないが、之を据置くことは差支へないのである。

ところで自己資本の八分を超える高配當率をしてゐた會社が、急激に制限率まで配當率を引下げることが、獨り株主に損害を與へるばかりでなく、經濟界に及ぼす影響も甚大なるものがあるから、政府は此の點に考慮を拂ひ、別に運用方針を定めて其の緩和を圖ることにした。夫れに依れば自己資本に對し年八分に相當する金額となる配當率を超える配當率に依る配當は、原則として之を許可しない方針であるが、直前事業年度の配當率が自己資本の年八分相當額を超えてゐる場合には例外を認め、本令施行後三事業年度を限り、直前事業年度の配當率より每期二分づゝ減じた配當率までは許可する(昭和十五年十月二十二日會社經理審査委員會の決定)。即ち前例の自己資本の八分を超えて二割の高率配當をしてゐた會社の場合に依れば――

本令施行後第一回目の事業年度の配當率	一割八分
第二回目の事業年度の配當率	一割六分

第三回目の事業年度の配當率

一割四分

第四回目の事業年度の配當率

一割一分二厘

尤も此の間に自己資本の増加があつて、之が爲めに第一號配當率が増加するときは、其の第一號配當率の所まで引下げればよい。而して二分減の緩和取扱は六箇月を一事業年度とする會社に適用されるもので、一年を一事業年度とする會社に對しては、一事業年度につき三分の減少まで認めることになつてゐる。

斯くの如く高率配當會社に對しては、其の配當率の引下げにつき緩和方法が講ぜられるけれども、此の取扱を受けるには利益配當許可申請書(第五式)を提出して許可を受ける必要があり、許可を受けなければ法定率まで一舉に減配を餘儀なくされるのである。

尙ほ自己資本の八分に相當する配當率を算出する場合には兎角毛位を生じ易いが、毛位は之を繰上げることになつてゐる。例へば梓川電力の第一號配當率は九分七厘となるが、之を一割に繰上げたり、又、群馬水電の八分九厘六毛は九分に繰上げて、何れも之を其の最高制限率とした。

第三款 第二號配當制限率

従来の基準配當率の觀念に代へて、第二號配當率(直前事業年度の配當率)を最高制限率の一つに選んだのは、既に會社利益配當率に依り會社の配當率は統制されてゐる爲めではあるが、配當制限方式としては一進歩と云ふに憚らない。之に依れば制限率を釘付とすることなく、高率配當を踏襲せしめる弊を絶つて、一旦減配した會社が元の配當を爲さんとするときは、改めて其の許可を受けなければならぬ(註四五)。固定的な制限率が移動的な制限率に變つた譯である。例へば昭和十七年度下期の配當を決定するには、昭和十七年度上期に於ける決算を基準とするのであつて、假りに昭和十六年度下期には一割五分の配當をした會社が、昭和十七年上期に於て一割二分に減配したときは、十七年度下期には一割二分以上の配當は出來ず、若し其の率が自己資本の八分を超えるならば更に減配を餘儀なくされる。併し此の第二號配當率については特別の場合が考慮され、左に掲ぐる率は之を第二號配當率と看做すことになつてゐる(令第三條)。

註四五 第二號配當率を超えて配當を爲さんとする場合は原則として之を許可しないが、實際の運用上特別の事情あるときは例外を認める。其の説明は後段に譲る。

(一) 直前事業年度の配當率一割未満の場合に於ける第二號配當率(増配の制限)

直前事業年度の配當率が年一割未満なるときは、其の配當率に年一分(註四六)を加へたる率を以て第

二號配當率と看做するのである(令第三條第三項第一號)。併し其の一分を加へた率が年六分に達しない場合には年六分までは差支なく、又、年一割を超ゆるときは年一割を限度とする。尤も之は自己資本に對し年八分を超過しないことを前提としてゐる(註四七)。

註四六 一割以下の配當率の會社が、毎事業年度に於て一割に達するまで一分づゝ加へて差支ないと云ふのは、事業年度が六箇月の場合のみに限られるのであつて、事業年度が六箇月でない場合は、其の事業年度の月数の六に對する割合を年百分の一に得た率に相當する金額の増配が認められる。此の割合の方式は左の如くである。

- 一、事業年度九箇月の場合
- $$\frac{1}{100} \times \frac{9}{6} = \frac{3}{100}$$
- 即ち一分五厘
- 二、事業年度十二箇月の場合
- $$\frac{1}{100} \times \frac{12}{6} = \frac{2}{100}$$
- 即ち二分

併し此の場合に於ても一割を超ゆるときは原則として其の増配は許可されない。

註四七 改正前の舊勅令に依れば、基準配當率に一分の増配をしても一割を超えない場合には、一分増配が出来ることになつてをり(舊令第三條)。今回の新規定も之と似てゐるが、異なるところは自己資本に對し八分を乘じて得た金額が、其の點までの増配を可能とする場合にのみ限られてゐる點である。

六分未満の低率配當ならば、其の範囲内の減配も増配も自由に出来る。例へば直前事業年度の配當率が四分なるときは、之に一分を加へると五分になるが、一舉二分増配して六分の配當を行ふこ

とも可能である。

假令一割以下の場合でも、夫れが自己資本の八分に相當する率を超える場合は一分増配は許容されない。例へば積立金皆無の會社は、自己資本に對し八分は即ち拂込資本に對しても八分に當るから、八分を超えて増配は爲し得ないのである。又、拂込資本五百萬圓、積立金六十萬圓の會社が、八分の配當を一分増配しやうとする場合には、自己資本に對する八分に相當する率は八分九厘六毛となるから、低い方の八分九厘六毛を超えて配當するには許可を必要とするが、之は原則として許可されない。

自己資本に對し八分を超えない限り、年一割に達するまで毎期一分づゝ増配することは差支ないが、併し一割まで増配することが出来る會社は、少くとも拂込資本金の四分の一に相當する積立金が必要である。

尙ほ一割以下の場合に、其の率が自己資本に對し五分を乘じて得た金額の可能とする配當率よりも低いときは、此の五分を乘じて得たる金額の可能とする配當率(即ち高い方の配當率)を採用することを許されるが(令第三條第四項)、其の詳細については後段に説明する。

(二) 無配當會社又は新設會社に於ける第二號配當率

直前事業年度に配當を行はなかつた会社、又は設立後最初の事業年度の配當を爲す会社には所謂第二號配當率が存在しないから、本令は之等の会社の爲めに年六分を以て第二號配當率と看做してゐる(令第三條第三項第二號)。併し一概に無配當会社と云つても從來無配當であつた会社もあれば、また直前事業年度に於て無配當となつた会社もある。前者が配當を行ふ場合は新設会社同様に初度配當であり、後者が配當を行ふ場合は配當の復活である。ところで之等の会社の行ふ配當の制限率を六分とするならば、從來相當の高率配當をしてゐた会社も、一應は此の規定に従つて六分まで減配せねばならないことになるが、斯かる規定は会社に依つては決して當を得たものでない。何んとなれば無配當は必ずしも業績不良の爲めばかりでなく、從來一割程度の配當を行つてゐた会社が、直前事業年度に於て災害や特殊の損害に依り其の配當を中止したとか、又は會社内容の充實に力を注ぎ、利益の全部を積立金として社内に留保し、設立以來無配當を續けて來たやうな堅實な会社も時には存在するからである。之等の会社が相當多額に自己資本を有するにも拘らず、新設日尙ほ淺き後進会社と同様の取扱を受けることは聊か氣の毒である。斯かる会社に對しては特に或る程度緩和される規定がある。其の説明は後段に譲る。

新設会社の最初の事業年度に於て年六分の配當を認めたるのは適當な處置である。或る会社から分

離して獨立した会社も此の場合には新設会社と見做される。

(三) 増資して本令の適用を受けることになつた会社の第二號配當率

資本金二十萬圓未滿の会社は、配當率を指定さるゝ場合の外は配當につき本令の適用を受けないが、若しも増資に因り二十萬圓以上の会社となつた場合は、其の第一回目の事業年度につき、年六分を以て第二號配當率と看做するのである(令第三條第三項第三號)。資本金二十萬圓未滿であつた直前の事業年度に於て一割以上の配當を行つてゐたならば、増資をした爲めに六分に減配を餘儀なくされ、從來の配當を維持するには許可を必要とする。

(四) 豊富に自己資本を有する会社の第二號配當率

本令に依る配當制限方式は二本建であつて、第一號配當率と第二號配當率とのうち、何れか低い方の配當率に従ふのを原則としてゐるが、たゞ豊富に自己資本を有する堅實な会社については、配當金總額が自己資本に對し年五分の割合に相當する金額となる配當率が、(一)(二)及び(三)の率より高きときは其の率を以て第二號配當率と看做されるのである(令第三條第四項)。尤も此の場合にも、夫れが一割を超えるときは一割に止めなければならぬ。

從來の配當率が一割以下の会社は、直前事業年度の配當率に一分を加へた配當率(夫れが一割を超え



る場合は一割とする)と、自己資本に對し八分を乗じて得た金額が可能とする配當率とのうち、何れか低き方に従はなければならぬが、其の率が自己資本に對して五分を乗じて得たる金額の可能とする配當率よりも低い場合は、此の五分を乗じて得たる金額の可能とする配當率を採用することが出来る。例へば拂込資本金百萬圓、積立金百萬圓、合計自己資本二百萬圓の會社(事業年度六箇月)が、第三條第二項第一號の規定に依つて可能とされる配當率は、自己資本に對し八分に相當する金額となる配當率一割六分、前期配當率七分であるから、其の低い方の七分に一分を加へた八分と決定されるが、若し第三條第二項第四號に依るときは、自己資本に對し年五分に相當する金額は五萬圓で、其の拂込資本に對する配當率は一割となるから、其の高い率をとつて一割の配當が出来るのである。無配當又は新設の會社は、復活乃至初度の配當をなすに當つて六分を超えることは出来ないが、自己資本に對し五分を乗じて得た金額が六分以上の配當を可能とする場合には、其の率を採つて配當率とすることが許される。例へば拂込資本金百萬圓、積立金十萬圓の會社に於ける自己資本は百十萬圓で、此の五分は五萬五千圓に當り六分の配當金額六萬圓より少いから、六分の配當率の方を選ぶであらう。併し拂込資本金が同じく百萬圓でも、五十萬圓の積立金を有する會社の場合は、自己資本の年五分は七萬五千圓となり六分の計算よりも有利であるから、前者を選んで配當すること

いならう。

資本金二十萬圓未滿の會社が、資本増加によつて資本金二十萬圓以上となつた後の最初の事業年度に行ふ配當も、同じく年六分か、或は自己資本に對する五分に相當する配當率の何れか高い率で認められる。

勅令第三條第二項に依る看做率

適用の場合	第二號配當率と看做す率	限度	備考
前期配當率が年一割未滿のとき	其の配當率に年一分を加へた率	(一) 年一分を加へた率(二) 年六分を達した場合は年六分を加へた率(三) 年一割を超える場合は年一割	事業年度が六箇月に非ざる場合、例へば一年を事業年度とする場合は其の事業年度の月數に六に對する割合を年一分に乘じて得た率、即ち年二分
(一) 直前事業年度に配當をしなかつたとき (二) 設立後最初の事業年度の配當をなすとき	年六分		
資本金二十萬圓未滿の會社が増資に因つて資本金二十萬圓以上の會社となつた最初の事業年度の配當をなすとき	年六分		

前各號に依つて第二號配當率と看做された率よりも自己資本に對する年五分に相當する金額となる率が高いとき	自己資本に對する年五分に相當する金額となる率	一割を超ゆるときは一
--	------------------------	------------

(五) 過渡的措置としての第二號配當率

舊勅令から新勅令へ移るに際し、舊勅令に依り許可された直前事業年度の配當率につき、其の過渡的措置を附則に於て夫々規定してゐる。以下之等の規定について説明しやう。

(1) 基準配當率を超ゆる場合の措置

舊勅令第二條の規定に依り、直前事業年度の配當が主務大臣の許可を受けて基準配當率を超えて行はれ、其の配當率のうち許可條件として基準配當率に算入させる旨の定めある部分は、之を除外したる配當率を以て本令に於ける第二號配當率と看做するのである(令第五)。

2) 合併後最初の年度の配當を爲す場合の措置

本令施行前に合併したる會社が、舊勅令の規定に依つて基準配當率の認定を受け、本令施行後に於て合併後の最初の年度の配當を爲さんとするときは、其の認定を受けたる基準配當率を以て本令に謂ふ第二號配當率と看做される(令第四)。

(3) 増資後最初の年度の配當を爲す場合の措置

資本金二十萬圓未満の會社が、本令施行前の増資に因つて資本金二十萬圓以上の會社となつた爲め、舊勅令に依り基準配當率の認定を受け、本令施行後に於て最初の年度の配當を爲さんとするときは、其の認定を受けたる基準配當率を本令の第二號配當率と看做するのである(令第五)。

(4) 基準配當率の指定を受けた場合の措置

本令施行前に増資に因つて倍額を超ゆる資本金となつた會社が基準配當率の指定(註四八)を受け、本令施行後に於て最初の年度の配當を爲さんとするときは、其の認定を受けた基準配當率を以て第二號配當率と看做するのである(令第五)。

註四八 舊勅令第四條の規定に依れば、資本金二十萬圓以上で、其の基準配當率が一割以上の會社が、資本増加に因り現在の倍額以上の資本金を有する會社となつた場合、主務大臣が必要ありと認むるときは、其の資本増加後の基準配當率を指定することが出来た。

(5) 一分加算規定を適用せざる場合の措置

以上(2)より(4)まで基準配當率の認定又は指定を爲すに當り、其の認定又は指定後の最初の配當について舊勅令第二條第一號(註四九)の規定を適用しない旨を定めてあつた場合には、本令に於ても年

一分加算の規定は適用しない。併し此の場合を除けば、本令第三條第二項第一號及び第四號の規定は、第二號配當率と看做された率の總てに適用される(令第五)。

註四九 舊勅令第二條第一號の規定に依れば、年一割に達するまでは、許可を受けずして年一分づゝの増配を爲すことが出来る。

### 第三款 運用上の例外

以上述べた所は配當制限に關する原則であるが、之を實際に運用するに當つては、急激な變化を避け又は特別の事情を考慮する必要があるので、會社經理審査委員會の決定を経て次の如き例外を認めることになつてゐる(昭和十五年十月二十日決定運用方針)。

- 一、後配株に對する配當を普通株と同一率まで引上げる場合(註五〇)
- 二、一年の内に於て上期及び下期の配當率につき定例的な高低を存する會社にして、直前事業年度は其の低き率に依り配當したるものが、其の高き率に依り配當を爲さんとする場合(此の場合に於ては前年相當期の配當率を直前事業年度の配當率と看做すこと、但し此の場合には次期の上期に於ては前年相當年度の配當率と看做すこと)(註五一)
- 三、直前の事業年度の配當率が當該事業年度の突發的の事情に因り臨時に減配せられたりと認め

らるゝ場合に、従前の例に鑑み相當と認めらるゝ配當を復活する場合

- 四、新設會社の初度配當に關し、從來相當高率なる配當を爲し居たる會社より、其の事業の一部を分割し之を主體とし新會社となしたるものにして、之を新設會社の原則に依り取扱ふことが不適當と認めらるゝ場合

- 五、資本金二十萬圓未滿なりし會社が資本増加に因り、資本金二十萬圓以上となりたる後、最初の事業年度につき配當なす場合(此の場合に於ては當該會社に會社經理統制令の適用ありたるものと假定して得べき率に依ること)

之等の場合は、何れも第三條第一項第二號の配當率を超えて配當を許可しないと云ふ原則に對し、其の例外的な取扱ひを認めてゐるのである。

註五〇 優先株其他利益配當につき差別ある數種の株式を發行する場合には、之等の株式全體の配當金總額が自己資本に對し年八分に相當する金額を超えなければ許可を要しない。併し第二號配當率については、株式の種類別に定められた配當率を基礎として其の配當率を超えてはならない。たゞ後配株のみは實際の運用上、之に對する配當を普通株と同一率まで引上げることは例外として認める。

註五一 季節關係其他の特殊事情から、毎年上期には六分の配當しかしないが、下期には一割の配當をなす場合に於て、直前事業年度の配當率が六分となるときは、原則として之が法定額率たる第二號配當率となり、此の率を超えて配當をなすことは許されないのであるが、企業の性質から見て特に例外的な取扱ひをする。

株式讓渡命令に依り所有株式を讓渡せる結果、株式市價と讓渡價額との差益を配當する場合に於ても、又、會社經理統制令の適用を受けない(註五二ノ二)。

註五二ノ二 「株式讓渡命令ニ關スル件」(昭和十八年大藏(昭和十八年大藏)に依り所有株式の讓渡を命ぜられたる場合に於ける株價と讓渡價額との差益に依る配當は、經理統制令の適用を受ける配當と區別し、之を統制令の適用外として取扱はれてゐる。即ち株式の分讓を命ずるのは、統制令の目的とする配當制限如何に拘らず、株式の分讓が必要であると云ふ見解に依るものである。

第四款 利益配當増額申請

本令に依る配當は、第一號配當率と第二號配當率(令第三條第二項各號に依る看做す配當率を含む)とのうち、其の何れか低き配當率に依るべきであり、之を越ゆる配當率に依る配當は許可を必要とするから、令第三條第一項の規定に依り配當をなすにつき主務大臣の許可を受けんとする會社は、利益配當許可申請書の提出が必要となるのである。許可申請書には別掲第一號様式に依り必要事項を記載し、之に左記の書類を添附しなければならぬ(註五三)。

- 一、當該事業年度の貸借對照表
- 二、當該事業年度の損益計算書
- 三、當該事業年度の利益處分に關する書類

昭和十五年十二月十六日に開催された第六回會社經理審査委員會までに、同委員會に於て決定許可された配當率中、其の主なるものを示せば左の如くである。

商 號	公稱資本金	拂込資本金	直前事業年度配當率	許可配當率
石原商業海運	五三、〇〇〇 <sup>千圓</sup>	四二、五〇〇 <sup>千圓</sup>	一〇・〇 <sup>%</sup>	九・〇 <sup>%</sup>
日本鐵業	二四〇、一五〇	一一〇、一五八	一一・〇	一〇・〇
日産農林工業	二〇、六〇〇	一七、四〇〇	一〇・六	一〇・六

第三節 配當率の指定

第一款 將來の配當率の指定

本令に依る配當制限は法定率に依る制限のみではない。此の外に主務大臣に依つて配當率を指定する、場合がある。先づ其のうちのひとつとして將來の配當率の指定について述べやう。

舊勅令に依れば、基準配當率が一割以上の會社にして倍額以上の増資を行つた場合には、基準配當率を指定し得る規定があり(舊令第四條)、臨時資金調整法の運用に於ても、又、高配當の會社に對して

は増配の場合に配當率を引下げるやう勸告して來たが、之は法的根據を持たないので、經理の指導性を缺くところがあるから、本令に於ては――

- 一、當該會社の利益の實情に照らし、配當金が過大なりと認めらるゝとき
- 二、當該會社の資金計畫に照らし、自己資金の蓄積が必要なりと認めらるゝとき

主務大臣は其の會社に對し、期間を定めて將來の配當率につき、適當と認める率を指定し得ることとした。之は舊勸令第四條の規定を更に擴大したもので、例へば配當金が過大であるといふやうな場合、第三條の規定に依る制限内の配當率であつても、利益金の大部分を配當金として支出し、積立金を僅少に積立てゝゐる會社に對しては減配指定をなす必要があり、又、會社が將來非常に多額の資金を要する建設工事の進行中である爲め多額の資金を必要とするに拘らず、一方に於て高率配當を爲しつゝある場合は減配させてまで自己資金の蓄積に努め、資金計畫が窮屈でないやうに其の資金を潤澤ならしめねばならぬ。従つて之等の會社に對し假令制限内と雖も其の配當について更に減配指定を爲すことは、洵に當然の措置と云ふべきである。

配當の指定は、獨り減配指定のみでなく、増配指定又は据置指定の場合もあり得るが、條文の趣旨からすれば増配の指定をなすが如きことは考へられないので、結局減配又は据置の指定に限られ

る譯であり、而かも會社經理の内情を斟酌して、甚だしく無理な配當と見られる場合にのみ此の指定は發動されるであらう。配當率につき指定を受けた會社は其の配當率に依り配當し、之を超えて配當を爲すことは禁止せられてゐる(令第五條)。

此の規定の適用を受けるものは、必ずしも第三條の適用を受ける資本金二十萬圓以上の会社に限り限らない。之が一般會社に對して廣く適用されることは、其の適用範囲につき何等の制限を設けないのを見ても明らかである。従つて第三條に依つて配當制限を受けないからと云つて、資本金二十萬圓未滿の會社が過大の配當を爲す場合は、本條に依つて將來の配當率を減配指定されることになる。

### 第二款 合併會社配當率の指定

企業合同の機運は最近頗みに著しく促進されて來たが(第五三)、云ふまでもなく之は經濟新體制に即應する産業再編成の現はれであつて、曾て行はれたるが如き不況克服策としての企業合同とは其の性質を異し、高度國防國家の建設を目指す生産確保増強の爲めには企業の整理統合を絶對的必要條件とするので、寧ろ國家的要請に基いて行はれるものと謂はねばならぬ。「經濟新體制確立要綱」も

此の點に觸れ、企業の性質に依り、一定の基準に従ひ、生産計畫並に技術的見地より見て之を分離併合せしむる必要を強調してゐる。果して然らば經濟新體制の要求する企業合同は單なる企業の安泰利益の擁護ではない。其の目的とする所は不足せる資材、缺乏せる勞力を以て最高能率を發揮せしめ、生産性を極度に昂揚せしめんとするに在る。國家總動員法第十六條ノ三の新規定に依り、法人の合併を命ずることが出来るやうになつたのも生産性の増強を目指すものに外ならない。即ち政府は戦時に際し、國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り、特定の事業の開始を制限又は禁止すると共に、生産力擴充計畫並に技術的見地より見て必要ある場合には、事業の委託、共同經營、讓渡、廢止若くは休止、又は法人の目的變更、合併若くは解散に關する命令を爲し得ることとしたのである。戦時企業態勢は之に依りて一層整備強化される。殊に事業の讓渡、委託等の如きは、企業整備の新形態として大に注目を要する。

註五二 戦時經濟下に於ける會社合併は、企業整備の強行に伴ひ急速な増加を示してゐる。日本興業銀行調査に係る株式會社合併状況は左の如くである(單位千圓)。

年	合併會社數	件數
昭和十七年	三四三	三三九
昭和十六年	三〇〇	三二六
昭和十五年		一六一

合併會社資本金	被合併會社數	被合併會社資本金	合併後資本金	合併に因る資金減少
三、六三八、二一四	六六六	一、〇四〇、九〇〇	四、四四九、二七七	二二九、八三七
六、一三三、九四〇	六九四	一、四六四、三七二	四、四四九、二七七	三三九、九九一
三、二六二、三〇三		一、〇八一、四六〇	七、五九八、三一四	二五九、九四九
		七、五九八、三一四	七、二五八、三二二	
		四、三四三、七六三	三、六二八、五九〇	
		三、六二八、五九〇	二五九、九四九	

企業合同は經濟新體制の確立に必要缺くべからざる案件である。従つて本勅令に於ても之を採り上げ、一定の法規の下に利益配當につき合併會社を統制指導することになつた(註五三)。會社の合併には吸収合併(又は存続合併)と新設合併(又は設立合併)とがあり、前者にあつては合併會社が存続して被合併會社が消滅し、後者にあつては全部が消滅して新會社が設立されるのである。而して合併に因り設立された資本金二十萬圓以上の會社、又は合併後存続する資本金二十萬圓以上の會社が、合併最初の事業年度に於ける利益配當を爲す場合、其の配當率が年六分を超えなければ許可を要しないが、之を超えて配當を爲さんとするときは特別の手續を必要とする(註五三)。

註五三 内閣情報局編「會社經理統制令解説(週報叢書I)」に於て、合併會社の配當を統制する必要につき左の如く述べてゐる。第五條は合併會社の配當率の規定である。合併會社は拂込資本に對して年六分を超える限り、總て政府の指定を受けた率によつて配當しなければならないといふ規定である。合併會社について何故配當を一々指定を受けることにしたかといふと、合併

の場合の事情は千差萬別であるから、これは個々の場合についてそれを判断することが便宜であると考へたためである。  
 合併といふことは今後企業の整理をしてゆく上からもこれを促進して行かなければならないのである。即ち國民經濟を一體的に運営してゆくためには、企業規模も餘り小さいものが多くてはなから困難であるため、企業規模を幾々に大きくして行きたい。即ち出来るものなら合併して促進したのであるが、この場合、合併會社の配當率の指定に當つて合併したために配當金収入が減るといふやうなことがないやうにして行かねばならない。

舊勅令に依れば、合併に因り設立せられたる會社又は合併後存続する會社にして、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に合併後の配當を決定したることなきもの（合併が昭和十二年十一月三十日以前に爲されたる會社を除く）にありては、其の配當率の認定を主務大臣に申請し、然るときは主務大臣は合併前の各會社の利益配當の實情に基いて、然るべき率を認定することになつてゐた（舊令第三條第一項）。新勅令では合併會社が、合併後最初の事業年度に於て年六分を超ゆる配當を爲さんとする場合は、主務大臣の指定を申請するのであつて、主務大臣は合併前の各會社の利益配當の實情のみならず、合併前並に合併後の會社につき夫々の經理の實情をも酌して配當率の指定をなすのであつて、會社は指定されたる配當率を超えて配當することは出来ない。

此の場合に於ける主務大臣の配當率指定が、勅令第三條及び第四條の規定を排除して、第一號及び第二號配當率に關係なく行はれることは、條文解釋の上からも容易に推察し得るところであるが、

會社經理審査委員會の決定した運用方針（昭和十五年十月二十一日決定第五號）に依れば、合併會社に對する配當率の指定標準は大體次の如きものである。

(1) 看做第二號配當率

合併前の各會社の最終の事業年度に於ける配當金の合計額を、合併後に於ける拂込資本金を以て除して得たる率が、直前の事業年度の配當率と看做され、之に勅令第三條關係を準用する。此の場合に各會社相互間に配當金を授受してゐるならば、其の部分は之を配當金合計額から除外するのである。例へば――

一、甲 會社	一、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込資本金	一、〇〇〇、〇〇〇圓
配當金額	六〇、〇〇〇圓(年一割二分)
二、乙 會社	
拂込資本金	八〇〇、〇〇〇圓
配當金額	六〇、〇〇〇圓(年一割五分)

此の二會社が解散して、新設合併に依り設立された丙會社の拂込資本金は二百萬圓とし、甲會社に對しては一對一の比率に依り拂込株式金額百萬圓を交付し、乙會社に對しては二對一の比率に依

り拂込株式金額百萬圓を交付した場合に於ける丙會社の指定配當率は、左の如き方法に依り算出されるのである。

$$\begin{aligned} & \text{甲會社配當金 } 60,000 \text{ 圓} + \text{乙會社配當金 } 60,000 = 120,000 \text{ 圓} \dots \text{配當総額} \\ & 120,000 \text{ 圓} + 2,000,000 \text{ 圓} \times \frac{1}{6} = 0.12 \end{aligned}$$

即ち此の年一割二分を第二號配當率と看做し、之と第一號配當率とを比較して其の低き方が指定される。従つて指定配當率となるのは年一割二分である。

各會社相互間に授受されたるものは、之を合併前の最終事業年度に於ける利益配當とは認めないからである。例へば(一)吸収合併の場合に合併に因り消滅したる會社の株主に支拂ひたる金額(親會社所有に關し)、(二)新設合併の場合に各會社の株主に支拂ひたる金額(親會社所有に關し)は之に該當する。親會社所有に係る子會社の株式に相當する金額は合併に依る増資を伴はないから、子會社より受ける配當金額は親會社の配當金と子會社の配當金の合計額から控除せねばならぬ。

註五四 三井物産(公同資本三億圓、拂込資本金一億二千二百五十萬圓)は、從來一割五分の配當をして來たが、三井合名を合併したので、配當率の指定を申請した。然るに三井合名の従前の配當は一割二分一厘四毛で、自己資本を計算すれば其の配當率は之を上廻はるが、合併前兩社の配當金を加へたものの中より兩社間に授受したるものを控除した金額を、合併後の拂込資本金で除したものを合併後の最初の指定配當率とすると其の運用方針に依り計算し、同社の配當率を一割二分一厘四毛と決定した。

(2) 勅令不適用會社の適用假定

合併前の會社に資本金二十萬圓未滿のものがある場合は、其の會社に会社経理統制令の適用ありたるものと假定して得べき利益の配當金に依り、前述の計算を爲すのである。即ち資本金二十萬圓未滿の會社は本令の適用を受けないから、其のうちには自己資本に對し年八分に相當する金額以上の配當をなす會社もあり得る譯で、斯かる會社が合併前に配當したる金額を其のまゝ認むることは出来ない。そこで實際には適用を受けないものと假定して、之を自己資本に對し年八分に相當する金額まで引下げ、其の金額に依り合計したものを基礎として合併會社の配當率を指定する。

尚ほ合併前の各會社に固定資産の償却否認額ある場合は、自己資本の計算上、合併會社に承継されたものと認めて取扱はれるから、其の償却承認につき稅務署長の證明を求めることが必要である。

(3) 企業合理化に基く特別取扱

企業の合理化上、特に(1)の原則に依ることを不適當と認むるものについては、其の事情に従ひ特別の取扱をなすことが出来る(註五五)。之に依れば配當率の指定には若干の餘裕を存してゐるもの、やうである。



註五五 (一) 三菱鐵業は九州炭礦汽船を合併し配當率指定を申請した。自己資本に對し八分の計算に依れば一割二分を割る勘定になるが、從來此の兩社は一割二分の配當を續けてをり、且つ三菱鐵業には経費處分の積立金があり、更らに政府が企業の合同を勸奨してゐる際、合同後直ちに配當率が低下するのは好ましくないとの考慮も行つて、企業合理化獎勵の立場より一割二分を指定した。

(二) 出雲製織は自己資本から見れば一割配當は不可であるが、綿華紡織、和歌山紡織、日用紡織と合併して大和紡織を設立するので最後の配當率となるのと、企業合同が當局の徳施に基くものなるとの點を考慮し、特別の取扱ひをして一割が許可された。之は指定ではなく、指定は新會社に對して行はれる。

合併後最初の事業年度に於ける利益配當率につき、主務大臣の指定を受けんとする會社は、別掲第二號様式に依り配當率指定申請書を提出しなければならぬ。此の申請書には左記書類の添付を必要とする(三則)。

- 一、當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及び利益處分に関する書類(昭和十六年九月改正)
- 二、合併前の各會社の合併前三事業年度貸借對照表
- 三、合併前の各會社の合併前三事業年度の損益計算書
- 四、合併前の各會社の合併前三事業年度の利益處分に関する書類

#### 第四節 企業整備に伴ふ基準配當率

企業整備に伴ひ其の事業を廢止し又は休止したる會社にして、資本金七十五萬圓以上の會社なる時は、設備其の他の出資又は讓渡によりて得たる有價證券又は債權の保有會社として存續せしめられる(企業整備資金措置法第一七條第一項、同施行規則第四九條第一項)。其の保有せる有價證券又は債權の價額が資産總額の三分の二以上を占むるならば、其の資産の全部又は一部につき信託業者に之を信託し、又は其の管理を委託しなければならぬ(法第一九條、則第五一條)。併し乍ら斯くの如き開店休業同様の存續會社にとつて、特に重要な問題は如何なる程度に於て其の配當を維持し得るか點である。企業整備資金措置法に依れば、(一)企業整備に關し營業の全部又は一部を廢止又は休止したる會社、(二)法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若くは斡旋に依り繼續又は合併を爲したる會社は、政府の許可を受けて他の法令の規定に拘らず、其の經理につき必要なる措置を爲すことが出来るのである(法二〇條)。此の場合に於ける政府の方針は、當該會社の經理の實情を參酌し、概ね左の配當率を以て配當するを得せしむることを用途として之を許可される(註五五ノ二)。

- 一、直前の事業年度の配當率が年一割を超ゆる會社にありては年二分(一年を一事業年度とするもの)にあ

りては年三分)を引下げたる率

二、直前の事業年度の配当率が年六分を超え、年一割以下なる會社にありては年一分(一年を一事業年度とするもの)ありては年二分)を引下げたる率

三、直前の事業年度の配当率が年六分以下なる會社にありては概ね右直前事業年度の配当率云ふまでもなく之は存續會社に於ける配当率の基準である。此の基準配当率を維持することが困難なる場合に限り、所謂經理上の特別措置が認められる。従つて會社自ら別に何等かの措置を講ずることに依つて、其の基準配当率を維持することが可能なるものについては、原則として之に許可を與へなれない。然らば基準配当率に依る配當を可能ならしむる措置とは果して何であるか。之には次ぎの如きものがある。

一、會社固定資産償却規則に依る強制償却の免除

二、商法の限度内に於ける資産評價益の計上

三、任意準備金の使用

註五五ノ二 昭和十八年七月十七日開催の企業整備資金委員會第一回會議に於て、「企業整備資金措置法運用方針大綱」が決定された。措置法第二十條關係の許可方針も此の大綱中に掲げられてゐる。

### 第五節 特別積立金に關する命令

#### 第一款 積立命令

會社の積立金には法定積立金と特別積立金とがある。本令に於ては之等の積立金を一括し、拂込資本金と併せて自己資本を構成するものとしてゐるが、法定積立金は法律の命ずる所に従つて之を積立て、又は其の使途も限定される(註五六)。然るに特別積立金は會社が任意に積立てるものであり、之が運用も自由に出来る點で、會社の經理上から見れば其の積立は寧ろ法定積立金以上に重要性を有する。諸積立金、配當準備積立金、滞貸準備金、職員退職基金積立金、税金準備積立金、建築準備積立金其の他各種の名目を以て積立てられてゐるものは總て此の種の積立金であつて、會社は決算に際し、其の期の利益狀況を斟酌して、法定積立金を行ふの外之等の積立金を爲すのである。

註五六 會社の法定積立金は商法に規定する所謂準備金であつて、會社は其の資本の四分の一に達するまでは、毎期決算の利益の二十分の一以上を準備金として積立てなければならぬ(商法第二八條)。然るに此の準備金は資本の缺損の填補に充つる場合を除くの外、之を他の目的に使用することが出来ない(同條三)。そこで會社の基礎を鞏固ならしめ、其の將來に備へる爲めに、法定準備金の外に、會社は成る可く多くの特別積立金を持つ必要がある。

會社の經理上、成る可く多くの特別積立金を持つことの必要は、極めて自明の理であるにも拘らず、會社に依つては利益處分を爲すに當り、規定の法定積立金のみに止め、殘額は株主配當及び重役賞與金として社外に分配し社内留保の甚だ良好ならざる會社がある。又、配當制限によつて利益處分が抑へられ結果、収入の多い會社は其の餘裕金を經費として濫費する傾向を生じ易い。會社が相當の収益を擧げつゝあるに拘らず、斯くの如く經理不適正の爲め利益金の社内留保、即ち自己資本の蓄積が足らないと云ふことは經濟新體制の指導精神に背馳し、高度國防國家の建設に協力する所以でない。そこで本勅令は其の冒頭に會社經營の根本理念を掲げ、其のうちで「利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト」の必要を強調すると同時に、配當制限については直前事業年度の配當率の外に、自己資本に對する一定割合を以て其の制限率を二本建とし、又高率配當會社に對しては配當率をも指定すること等に依つて、自己資本の蓄積に努めしむる方針をとつてゐる。けれども何れかと云へば之等は間接的な方法であつて、配當制限の結果を期待するに過ぎないから、自己資本の蓄積を圖る爲めには、之等の方法と相俟つて積極的に會社に對して働き掛ける必要がある。之が爲めに設けられたのが本令第四條の規定である。

此の規定に依れば、主務大臣は會社の収益狀況其の他經理の實情を斟酌して、必要ありと認めれば法定準備金の外、特別の積立金の積立を命ずることが出来る(令第六條)。而かも此の規定には、將來の配當率を指定する場合と同様に、其の適用範圍に制限がないから一般會社に對しても適用され、假令資本金二十萬圓以下の會社と雖も、其の利益處分が配當偏重の弊に流れ、社内留保を無視するが如き場合には、特別積立金の積立を命ぜられ、其の結果、配當の据置若くは減配を行ふの餘儀なきに至るであらう。併し乍ら更らに一步を進めて考ふれば、本令第四條の規定に依り配當金が過大なりと認定し、又は自己資本蓄積の必要ありと認定して、配當率の指定を爲す場合に於ても、之と相俟つて特別積立金の積立を命ずるときは、配當率の指定を一層有意義ならしむることが出来る。而して之等の積立金命令が發せられるのは、會社經理の内容又は決算を調査し、法定準備金、別途積立金等を除いて、尙ほ且つ其の利益の多い時とか、利益の割合に償却の少いときとかである。従つて之には――

一、特別の目的を定めた積立金を命令する場合(註五七)

二、収益の一定割合を積立てると云ふ形式で命令する場合

の二つの場合があり得る。けれども此の規定は、發令された場合に始めて效力を生ずるのであるから、發令されなければ會社は此の規定に依つて何等の拘束を受けない。

註五七 大藏省理財局長兼課長迫水久富氏は、其の講義筆記「會社整理統制令解説」(臨時在任)のうちで、本令第六條の積立金に關する規定を左の如く説明してゐる。

第六條は積立金に關する規定でありまして、政府は必要と認めました場合に、例へば先程申しました配當率を指定するといふやうな場合に、其の裏の方から考へて見ますと、それは積立金の積立を命ずると云ふ方法でも、配當の指定が出来る譯であります。利益が非常に餘計出た場合の如き、或はそれを社員の福利施設の爲の準備金とすべきこと、或は將來の配當平均の準備金とすべきこと、等々を考へまして、積立金の積立を命ずる譯であります。

此の説明に依れば、當局の意圖は特別の目的を定めた積立金の積立を命ずるものゝやうにも解せらる。併し乍ら収益の非常に多い會社に對しては、経費の浪費又は社外分配の過大を防ぐ爲めに、収益の一定割合を積立てしむる目的で此の命令を發することもないとは云へない。

企業整備の結果、事業の廢休止を餘儀なくされて、會社としての存立意義を失つた會社と雖も、資本金七十五萬圓以上の會社は企業整備資金法の適用を受けて存続せしめられることは已に述べた所であるが、此の場合に於て一定の配當率を維持する爲に、當該會社は政府の許可を受けて經理上の特別措置を爲すことが出来る(法第二七)。而して其の特別措置のうちで、特に注目されるのは、準備金(即ち積立金)に關する特別措置であつて、同法施行令に定むる所に依れば――

- 一、準備金の割合を引下げること
- 二、準備金の積立を爲さざること

#### 五、準備金を使用すること

等が出来るのである(法第六條)。之は他の法令に於ける準備金規定に對し特例を設けたもので、經理統制令に依る積立金の積立命令とは全く逆の方向を執るのみならず、商法第二百八十八條第一項及び第二百八十九條の適用停止を意味してゐる。商法第二百八十八條第一項の規定に依る準備金の積立は、業績の順調である限り會社にとつては甚しき負擔ではなく、従つて此の規定は何等の苦痛を與へないのであるが、業績の悪化する會社について云へば、固定資産償却規則に依る強制償却と相俟つて、法定準備金の積立義務の爲めに苦痛を感じる會社も少くない。況してや斯かる部類の會社に限つて、企業整備の對象となり易いのであるから、會社の繼續を前提とする限りは、法定準備金に關する經理につき特別の施設が必要となつて来る。そこで政府は當に商法第二百八十八條第一項の規定のみならず、之に關聯する第二百八十九條の適用をも停止することになつた。此の第二百八十九條の規定は改正商法に依り始めて設けられたもので、法定準備金は資本金の缺損に充つる場合を除くの外、之を漫りに使用することを許さない。従つて此の規定の適用を停止すると云ふことは、法定準備金と雖も配當を爲し得べき利益金への繰込みが可能であることを意味する。

併し乍ら斯かる法定準備金に對する特別措置は、政府の認可を受けなければ之を爲すことが出来

ない。之に對する政府の認可方針は、當該會社の經理狀況を參酌して、其の基準配當率を維持する爲に之に必要と認められた場合にのみ認可を與へられる。従つて他の措置を講じて基準配當率に依る配當が可能なることを認められた場合には、斯かる經理上の特別措置を認可しない。例へば任意準備金として積立てたものを使用して、基準配當率に依る配當が出来る會社ならば、法定準備金に對し特殊措置を講ずるが如きことは之を認めないのである。して見ると商法第二百八十八條第一項及び第二百八十九條の各規定は、企業整備の對象となつた會社の爲に其の適用停止を全面的に行ふ譯ではなく、基準配當率に依る配當の維持が困難なる會社に對してのみ特に之を認めるに過ぎぬ。

## 第二款 資金運用命令

斯くして主務大臣の命令に依り積立てられた特別積立金は、之を放漫に流用されることを防止し、資金を最も有効に活用せしめんとする會社經營の根本理念に基いて、其の運用方法をも命ずることが出来る(令第六條第二項)。斯かる特別資金の運用方法として考へられるのは、公債の保有、借入金返済、設備の擴張、固定資産の償却等であるが、若しも其の積立金が餘剰的或は遊金的な性質を有するものならば、之に依つて公債を保有せしめるのが運用方法として最も適してゐる。企業の超過利得の

運用については「經濟新體制確立要綱」に於ても定むる所があり、此の場合には、企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも、其の超過部分は公債其の他を以て留保し、一定條件に従ひ一定期間後には之を處分せしむることにしてゐるが、此の項目は本令との關聯に於て、經理統制上最も注目を惹く點である。併し之を以て公債の強制保有の規定の如く解するのは早計であつて、何故に斯かる規定が挿入されたかと云へば、企業の超過利得は會社經理統制令に依つて償却又は積立に振り向けてゐるが、更らに公債其の他に振り向けることも必要があれば行はうと云ふにある。従つて本令に於ても、命令を以て特別積立金の運用方法として公債を保有せしむることは、政府當局としては未だ考慮してゐないのである。

此の特別積立金は、政府の許可がなければ之を自由に使用することが出来ない(令第六條第二項)。若し之を使用せんとするときは、別掲第三號様式に依り積立金使用許可申請書を主務大臣に提出することゝを要するが、此の許可申請書には最近に於ける總勘定元帳殘高表を添附せねばならぬ(同條)。

## 第四章 役員及び社員の給與

### 第一節 給與の適正化

舊給與臨時措置令は、所謂九・一八の物價停止令(昭和十四年勅令第七〇三號)に即應するに急であつて、低物價政策遂行の目的から、給與の引上防止と云ふ點に力を注ぎ、之を適正ならしめる積極性を缺いた。けれども全般的に見て、給與の引上げを停止せしむることは決して妥當な措置ではない。生産力擴充を以て急務中の急務とする現下の情勢からすれば、企業の活動力を萎縮させるやうな措置は速かに改むべきであつて、臨時措置令は昭和十五年十月十九日施行期間の満了するを俟つて廢止された。之に代つて會社職員の給與の適正化を圖る爲めに、本令に會社職員の給與に關する統制規定が設けられることになつた。

勿論、本令に於てもインフレーション防止の見地から現金所得を規正し、又、物價政策に應じ一定額以上は經費として經理せしめざることに依り、商品原價の騰貴を抑制する等の點に留意してゐるが、併し其の主眼とするところは給與の適正化を圖るにある。従つて其の規定の仕方、統制の仕

組は舊勅令に比して相當異なるのである。即ち個人の取前には觸れないで、夫々の種類の給與の合計額を以て統制の對象とした。之は舊勅令に於ても賞與については同様であつたが、今回は各種類の給與を通じて原則として斯くの如き取扱とした點が、大きな一つの特長となつてゐる。本令の給與規定を理解するに當つては、常に此のことを念頭に置かねばならない。從來の考へ方では、報酬又は給料については役員階級別に準則主義を採り(舊勅令第六條)、其の最高と最低を定めさせ、又賞與についても前年度相當期の分配額を基礎として、或る地位の重役が一人増加すれば、夫れと同一地位にある重役が支給されてゐた額だけは増額を認めた(舊勅令第九條)。然るに今回は其の點を改め、會社の事業の分量に應じて給與額を決定せしめ、許可するに當つても會社の事業分量の増減を考慮することにした。之は必らずしも人員を減少せしめんとする趣旨ではないが、少數の人員に依つて能率を發揮することが出来るならば、夫れだけ一人當りの取前は増加する。従つて今日までのやうにインフレーション景氣の恩澤に浴し得ないと云ふことよりも、最低生活程度の保證が可能となると云ふ利益の方が大きい。又、役員報酬及び賞與の劃一化に依つて、資本主義競争から生ずる利潤分け取りの弊を絶ち、國民經濟の責任を分擔すると云ふ意味に於ける報酬に變質せんとする點もまた看過することは出来ぬ。

尙ほ舊勅令施行一年間の実績を參酌して改正が行はれたので、本令に規定する所は一段と詳細になり、從來の如き當局の手加減に依る運用に重きを置かれたのは相違し、法文への準據主義を以て一貫してゐる爲め、民間に於ても徒らに其の舉措に迷ふやうなことはなくなつた。例へば役員賞與率は拂込資本二十萬圓より五億圓までを二十七段階に細別し、各別に其の賞與率を定めてゐるが、社員の初任給についての規定も可なり詳細である。斯くして官權の運用に依る統制經濟から一歩を進め、法令に準據する自律的統制に移行したことは、何んと云つても給與統制の一進歩たるを失はなす。

## 第二節 適用範圍及び定義

### (一) 適用範圍

本令に依る給與規定は資本金二十萬圓以上の會社の總てに適用される(令第七條)。こゝに資本金二十萬圓とは、既に述べたるが如く株式會社については株金總額、合名會社、合資會社及び有限會社については出資總額、株式合資會社については株式總額及び出資總額の合計額、相互會社については基金總額が二十萬圓の場合であり、二十萬圓を最低限度として夫れ以上の會社は、此の給與規定の

適用を受けねばならぬ。こゝに謂ふ資本金の意味は拂込資本金ではなく公稱資本金である。本令の施行地域に本店を有する會社は、資本金二十萬圓以上ならば悉く此の規定の適用を受けるが、假令外國に存在する支店、出張所と雖も、其の本店を本令施行地域に有する限りは、職員<sup>(一)</sup>の給與について本令に依る掣肘を受けるのである。

併し乍ら本規定は他の經理規定とは異り、會社自體を其の對象とするのではなく、そこに勤務する役員及び社員が對象となるから、資本金が二十萬圓未滿の會社にても、對象となるべき役員及び社員<sup>(二)</sup>の人員が相當多數に上る場合は、矢張り本規定の適用を受けなければならぬ。即ち資本金二十萬圓未滿の會社にても、役員及び社員<sup>(三)</sup>の合計數が常時三十人以上の會社ならば本令が適用されることになつてゐる(令第七條)。常時と云ふのは三十人以上の役員及び社員が相當期間繼續して勤務する場合を指すのであつて、三十人を上下して常に増減があるやうな場合は含まない。又、外國會社が本令施行地域に支店、出張所等を有する場合は資本金額に依らず、其の支店、出張所に勤務する役員及び社員<sup>(四)</sup>の合計數が常時三十人以上に達してゐる場合には、本規定の適用を受けなければならぬ。

要するに資本金二十萬圓以上の會社は、役員及び社員<sup>(五)</sup>の合計數が常時三十人未滿であつても總て適用を受け、資本金二十萬圓未滿の會社は、役員及び社員<sup>(六)</sup>の合計數が常時三十人以上の場合に限る。

適用されることになる。役員及び社員<sup>(七)</sup>の合計數を標準とする規定は、主として資本金二十萬圓未滿の會社の爲めに設けられた規定である。

(二) 役員<sup>(八)</sup>の定義

本令の給與規定は、其の適用を受ける會社の役員及び社員に對して支給する給與を統制するのであるから、給與を受くる役員及び社員についても、條文に依り定義を下して其の性質及び機能を明白にしてゐる。先づ役員に關しては――

- 一、機關として會社の業務に従事する者
- 二、顧問、相談役其他名稱の如何を問はず賞與に關し會社が前號に該當する者に準じて取扱ふ者

のうち何れか其の一に該當する者を役員とする(令第八條)。

機關として會社の業務に従事する者とは、其の者の行爲が直接法人たる會社の行爲として見られる場合であつて、合名會社、合資會社に於ける無限責任社員、株式會社に於ける取締役及び監査役、株式合資會社に於ける無限責任社員、有限社員に於ける取締役等は之に屬する(註五八)。取締役にして社員たるの職務、例へば支配人、支店長、技師長、工場長等を兼任する者は、双方の資格に依り各



種の制限を受けなければならぬ(註五五)。合名會社又は合資會社に於て、理事と稱し役員並みの待遇を受けてゐるものがあるが、法律上の會社の機關ではないから、之は次に述べる第二號の場合に該當する。

註五八 株式會社の設立經過を調査する場合(八三條二)、増資の場合(同三三條三)、整理開始の場合(同三八條三、非訴訟手)に選任せらるる検査役が果して會社の機關なりや否やについては議論がある。會社の整理に關して選任せらるる検査役は、一見して會社の機關の如くであるけれども、之は裁判所の選任に係るものであり、且つ其の報酬も裁判所に於て決定するから(同法四〇三條、之等の報酬に對しては本令の適用がない(八條二))。

註五九 給與の制限を見る目的を以て、殊更ら役員と社員とを兼ねしむるは一種の脱法行爲であり、斯くの如き場合に該本令第三十六條の規定に依り其の給與の減額を命ずることが出来る。

顧問、相談役等は、舊勅令では之を社員として取扱つたが(三條四)、本令は賞與の點から役員に準じたものとして取扱ふのである。即ち賞與の支給については會社の經費として經理することなく、役員と同様利益處分に依るとせば、役員に準じたものとして之を取扱ふのは怪しむに足らぬ。勿論之等の準役員は法律上の制度とは異り、たゞ一般社會の慣例上又は會社の必要上設けてゐるに過ぎない。例へば社長又は取締役を辭任して後、顧問、相談役等に推される場合も多く、之を社員として取扱ふことは必ずしも實情に即したものと云ひ兼ねる。而して斯くの如き意味に於て役員並み

の待遇を受くる者ならば、素より其の名稱の何たるは問ふ所でない。従つてこゝでは其の地位の高下、給與額の大小を問題とせず、待遇方法が役員並みなりや否やに重點を置くのである。如何に其の地位が會社の上位を占め、又、如何に其の給與額が多くとも、支給を受くる賞與が經費として經理せられ、利益處分に依らざる場合は實際には普通の社員であつて、之を役員に準ずるものと見做すことは出来ない。

### (三) 社員の定義

本令に於て社員と稱するは、船員及び貸金統制令第二條の所謂勞務者を除くの外左の一に該當するものを謂ふのである(九條)。

#### 一、會社に雇傭せらるる者

二、顧問、囑託其他名稱の如何を問はず繼續して會社の業務に従事する者、但し役員たる者を除く。

會社に雇傭せらるる者とは普通に云ふ會社の使用人のことである。使用人の範圍は廣いが、其のうちから勞務者と船員は除外されてゐる。何んとなれば勞務者の賃金は貸金統制令(同十五條)に依り船員の給與は船員給與統制令(同六七條)に依り夫々統制せられ、本令に於ては之等以外の者の給與を

統制せんとするからである。ところがこゝで問題となるのは社員と勞務者の區別であつて、何處までを社員とし何處からを勞務者とするかの限界を定めることは難しい。勞務者については、貸金統制令第二條に列擧された事業に雇傭せられ勞働に従事する者、又は他人に雇傭せられ厚生大臣の指定する勞働に従事する者（命令を以て定むる者を除く）であり、厚生大臣の指定勞働は同施行規則第一條に掲げてゐる。故に勞務者の範圍は之に依つて明確となり、斯かる雇傭者に對しては本令の適用はない筈であるが、實際問題としては會社の慣行上、勞務者中の或る者に對し採用規定に依り社員並みの待遇を爲してゐる。例へば百貨店の女店員、會社の守衛、タイピスト、電話交換手等にして、社員並みの待遇を受くる場合は少くないし、電氣、瓦斯、水道等の集金人又は機械検査員等も概ね社員に準ずる待遇を受けてゐる（註六〇）。本來ならば貸金統制令の適用を受ける者に對し、斯くの如く會社の慣行によつて社員並の待遇を爲さんとする場合には、貸金統制令施行規則第二條の規定に依り、雇傭主に於て地方長官（東京府に在りては警視總監）の承認を受くることを必要とする。

註六〇 會社整理統制令及び貸金統制令の解釋上、社員なりや勞務者なりやの見解が區々であつた左記被雇傭者につき、昭和十五年十二月六日附厚生省勞働局長通牒に依り勞務者に非ざるものと看做し、貸金統制令第二條第一項第三號の規定に基き、雇傭主より申請せしめて、地方長官又は警視總監は彼等の勞務者取扱ひを除外することになつた。

一、電氣、瓦斯又は水道事業に於ける集金員又は検査員

二、商店員、守衛、タイピスト又は電話交換手にして月給制に依り基本給四十圓 東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六大都市では月五十圓以上を受くるもの  
従つて之等の會社に雇傭せらるゝものは、今後は會社整理統制令の適用を受けることになる。

臨時雇は繼續して會社の業務に従事しないが、雇傭關係に於ては其の契約期間の長短を問はず、悉く社員として取扱はれる。併し勞務者の場合は社員ではない。

次に斯くの如き雇傭關係になくとも、繼續して會社の業務に従事する者で、前記の準役員に該當しない者は、顧問、囑託其他名稱の如何を問はず社員として取扱はれる。こゝに顧問と云ふのは、役員に準じた待遇を受くる前記の顧問とは異り、繼續して會社の業務に従事し、社員と同様の待遇を受くるものゝことである。例へば一つの會社に顧問の名稱を使ふ者が二人あり、一人は賞與に關し會社が重役に準じた待遇をなし、他の一人は社員に準じた待遇をすれば、前者は役員に屬し、後者は社員に加はる。併し繼續して會社の業務に従事することを要件とする以上は、定時に報酬の支給を受ける者でなければならぬ。此の意味に於て繼續的に會社が使用する顧問辯護士は社員であるが、特定の訴訟事件を依頼する辯護士は、其の訴訟事件が相當長期に渉る場合であつても、繼續的に會社の業務に従事する者と云ふことは出来ないから、斯かる場合の辯護士は社員に入らぬ。醫

師も顧問辯護士の場合と同様に、会社との關係が繼續的なるか否かに依つて、社員であることもあり社員でないこともある。

保險会社の代理店主は、自己の業務として会社との間に代理商の契約を締結してゐるもので、繼續して会社の業務に従事する者ではないから、之を社員として取扱ふことは出来ぬ。併し乍ら保險会社が雇傭してゐる保險勧誘員は、其の給與が如何なる形式に依るとしても社員たることに變化はなす。

適用を受ける会社の役員及び社員

社會の職員		
役員	社員	
一、機關として会社の業務に従事する者(所謂重役) 二、顧問、相談役其他名稱の如何を問はず賞與に關し会社が前號に該當する者に準じて取扱ふ者(準役員)	一、会社に雇傭せらるる者 二、顧問、囑託其他名稱の如何を問はず調致して会社の業務に従事する者(但し役員たる者を除く)	賞與について主として經費として經理せず、利益処分とする 船員及び貸金統制令第二條の勞務者を除く

第三節 給與の意義及び範圍

(一) 給與の意義

本令に於て給與と稱するのは、会社が役員又は社員の職務の對價として支給する金銭、物其他の利益を謂ふのであつて、報酬、給料、手当、賞與、交際費、機密費其他名稱の如何は敢て問ふ所でなす(令第一條)。こゝには職務の對價とあるが、貸金統制令には賃金を以て勞働の對價と云ひ、社員給與と勞務者給與との區別を明らかにしてゐるに拘らず、高級船員と普通船員の給與を併せて統制する船員給與統制令に依れば、本令に於て給與と稱するは給料手当、賞與其他名稱の如何を問はず、船員が職務の對價として船舶所有者より受くる金銭、物其他の利益を謂ふとありて(船員給與統制令第一條)、兩者の給與を一括して職務の對價とするのである。此の點から見て、給與統制上に於ける給與の觀念は未だ完全に統一されてゐない。一方に於ては職務の對價を狹義に解釋し、他方に於ては之を廣義に解釋する爲め、そこに多少の疑問を生ずる。

併し乍ら何れの勅令に依るも、給與たるの性質を有するものは總て之を給與として取扱ひ、其の名稱の如何を問はないのであるから、統制の對象となるべき所謂給與の範圍は廣い。即ち本令のみについて云ふときは、職務の對價として支給されるものであれば、其の支給の時期は定期の場合と不定期の場合とがあり、又、在職中に支給する場合と退職後に支給する場合とがある。尙ほ給與は必ずしも現在の職務の對價たることを要しない。

(二) 給與の種類

会社の役員及び社員に對し、職務の對償として支給せらるる給與の範圍は廣く、從つて其の種類も多い。以下之を實例に依つて明かにしやう。

(1) 定期的に支給されるものの例

イ、一定の金額、數量又は割合に依るもの

普通の報酬、給料、定例的の諸手当の類である。

ロ、一定の金額、數量又は割合に依らざるもの

所謂賞與の類である。

(2) 不定期に支給せらるるものの例

イ、一定の金額、數量又は割合に依るもの

退職手当、退職の際の慰勞金、年金等の類であつて、職員死亡の場合に支給する退職金、弔慰金及び遺族扶助料の如きものは給與とは云へない。

ロ、一定の金額、數量又は割合に依らざるもの

記念賞與、解職手当、特別の功勞者に對する臨時賞與、退職者に對する特別手当等の類、社

員出征の場合の餞別、結婚、出産の場合の御祝、家族死亡の場合の弔慰金等の如きは給與ではなし。

(3) 現在の職務の對償に非ざるものの例

出征中又は休職中の手当の類である。

(4) 實物の支給を以てするものの例(註六一)

定例乗車券、食事、辨當代として支給することあり、被服等の支給の類であるが、其の支給を受けることが職務の遂行に直接必要な場合は給與とは見られない。例へば守衛に着用せしむる制服、タイピストに使用せしむるカバー、山奥の發電所管理人に居住せしむる發電所附近の住宅、船員の航海中に於ける給食等は、職務の遂行に直接必要なものであるから、之等は本令の給與と解すべからざらぬ。

註六一 貸金統制令に依れば、貸金の全部又は一部が食料、住宅、被服等の實物を以て支給せらるる場合には、貸金の額を統制する必要上、之を金額に換算せしむることとし、其の評價額は厚生大臣の定むる所に依るのである(貸金統制令第三條第二項)。併し常時十人以上の勞務者を雇備する雇備主は、地方長官に報告したる貸金規則に依るの外、勞務者に實物を給與せんとする場合は地方長官の許可を受けることを要する(同施行規則第二七條一)。

(5) 利益の支給を以てするものの例